

判例六法プロフェッショナル 判例六法

令和七年版 追録

凡 例

一 本書の構成

1 判例追録 『有斐閣判例六法プロフェッショナル 令和七年版』、『有斐閣判例六法 令和七年版』（以下、両書を併せて「本体」という）締切期日以降令和六年二月末までに刊行された判例集、判例雑誌に掲載された判例を主として掲げた。

2 法令追録 本体収録法令について、令和六年八月一日から令和七年三月一日までの改正経過の一覧表を掲げ、重要な法令の改正については、改正規定を掲載した。

二 判例について

1 判例の選定・要約 選択基準は基本的に本体の基準によっているが、追録としての性格上、時事性のあるものも含めるなどやや広めに選定し、要約も長めにした。右の判例の選定及び要約は、六法編集室において行った。

2 判例の配置 条文との関係では、本体の収録位置・収録順序を前提とし、判例要旨の内容を示す見出しを掲げた。ただし、見出しは本体の体系的分類を必ずしも前提にするものではない。

3 判例の出典 本体と同様の優先順位によったが、参照の便宜を考慮して、公式の判

例集に掲載されたものについても、私的刊行の判例雑誌を併記した。また、判例集等に未登載の判例は事件番号を付し、最高裁判所判例集登載予定の判例はその旨を記した。

4 判例の表示 判例に通し番号を付した。

5 判例のレファレンス 判例のレファレンスを示す場合は、次の例による。

(1) 本体収録判例 本体の判例番号と同じ記号で表記し、同一条文の場合は単に判例番号のみを掲げ、他の条文のときは条 又は掲載箇所を「」内に示した□(◆) 【補充項目の見出し】を、他の法令のときは法令名(略語)、条を付けて判例番号を掲げた。

(2) 追録収録判例 判例に付した通し番号で表記し、同一法令の場合は単に通し番号のみを掲げ、他の法令のときは法令名(略語)を付けて通し番号を掲げた。

三 法令について

1 改正法令名の表記 改正のあった法令の法令名を表題として大文字・ゴシック体で掲げ、その改正の根拠となった法令名を頭部に○を付けて掲げた。()内はその法令の公布年月日と法令番号を示す。

2 片かな法令の表記 判例六法では片かな法令を平かな化して収録してあるが、本書では追録としての性格上、原典(官報)のまま平かな化せずに掲げた。

目次

判例追録

日本国憲法

- 1 投票価値の平等―県議会議員一般選挙（最判令7・1・28〔令5行ツ四〇四〕）……………4
- 2 犯罪収益の没収規定の合憲性（最判令6・12・17〔令6あ五三六〕）……………4
- 3 沖縄防衛局長がSACO見舞金の支払手続をとらなかつたことの違法性（最判令6・12・16〔令5行ヒ四三〇〕）……………5
- 4 外国子会社合算税制の適用除外要件である非関連者基準を満たさないとした事例（最判令6・7・18民集七八・三・一〇九七）……………5
- 5 被相続人の兄弟姉妹を代襲して相続人となることができぬ者（最判令6・11・12〔令5行ヒ一六五〕）……………6

民法

民事訴訟法

- 6 検察官による取調への録音録画記録媒体が民訴法二〇条に該当するとしてその提出命令が認められた事例（最判令6・10・16〔令6許五〕）……………6

民事執行法

- 7 文化功労者年金法に基づく年金受給権を強制執行の対象とすることの可否（最判令6・10・23〔令6許一〕）……………7

刑法

- 8 他人が不正に入手した秘密鍵で署名したトランザクション情報の「虚偽の情報」該当性（最判令6・7・16刑集七八・三・一一三）……………7

刑事訴訟法

- 9 刑訴法九六条七項による保釈保証金没収請求が認容された事例（最判令6・11・19〔令6す七三九〕）……………7
- 10 弁護人からの証拠開示命令請求の棄却決定の謬本が、弁護人に送達された後に被告人本人に送達された場合の、同決定に対する弁護人の即時抗告提起期間の起算日（最判令6・11・15〔令6し七六一〕）……………7

- 11 控訴審判決が、第一審判決が言い渡した組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の規定による没収に換えて追徴を言い渡すことと刑訴法四〇二条に規定するいわ

- ゆるる不利益変更禁止の原則（最判令6・10・7〔令4あ一〇九五〕）……………8

労働契約法

- 12 パワーハラスメント及び集団的いじめに関する会社の安全配慮義務違反・孤立防止義務違反の成否（東京高判令5・6・28勞経連二五五・三三）……………8

労働基準法

- 13 労働密度が低い夜勤時間帯における割増賃金の算定基礎―東京高判令6・7・4勞判三一九・七七）……………9

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

- 14 リニア談合事件の「不当な取引制限」該当性（東京地判令6・6・27〔令3行ウ八三〕）……………9
- 15 インクカートリッジの残量データを初期化することができないようにする行為の不正な取引方法への該当性（大阪高判令6・9・12〔令五ネ一五三二〕）……………9

- 16 リニア談合事件の排除措置命令の適法性（東京地判令6・6・27〔令3行ウ八三〕）……………10

金融商品取引法

- 17 上場会社による主要株主に対する短期売買利益提供請求が認められた事例（東京高判令

6・7・31金判一七〇五・一八	不正競争防止法	11
(東京地判令6・7・17〔令3ワ二九二四三〕)	不正競争防止法 不競法二条一項二号における著名性の判断	11
	著作権法	
19	バンドスコアの無断模倣による不法行為の 成否(東京高判令6・6・19〔令3ネ四六四三〕)	11

法令追録

▽収録法令の改正経過	12
民法法	
▽民事訴訟規則の一部改正	15
▽民事訴訟費用等に関する規則の一部改正	45
▽人事訴訟規則の一部改正	49
▽家事事件手続規則の一部改正	51
▽民事執行規則の一部改正	53
社会法	
▽育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行 う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部 改正	59

判例追録

●日本国憲法

第四条

1 投票価値の平等—県議会議員—一般選挙

〔令和五年四月九日に行われた千葉県議会議員(一般選挙(本件選挙))において、船橋市選挙区(本件選挙区)の選挙人であるXは、千葉県議会議員の定数及び選挙区に関する条例(昭和四十九年千葉県条例第五号、本件条例)のうち、各選挙区における議員定数を定める規定(本件定数配分規定)が公職選挙法五条八項に違反し無効であると主張し、本選挙区の選挙無効を求めて訴訟を提起した事案。原審はXの請求を棄却し、Xが上告。都道府県議会の議員定数の配分について、同議会にその決定に係る裁量権が与えられており、都道府県の住民が、その選挙権の内容、すなわち投票価値においても平等に取り扱われるべきことは憲法上の要求事項である。また、公職選挙法五条八項は、都道府県議会の議員の定数の各選挙区に対する配分につき、人口比例を最も重要かつ基本的な基準として、各選挙人の投票価値が平等であるべきことを強く要求しているものと解されるから、条例の定める定数配分が同項の規定に適合するかどうかは、同議会の具体的に定めるところが、前記のような選挙制度の下における裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって決せられるべきものと解される。本件において、千葉県議会は各地域に特有の事情を考慮しつつ定数配分を決定し、令和四年の本件条例改正(本件改正)により、選挙区間の人口の最大較差は一对三・〇六から一对二・六九に縮小され、逆転現象もみられないこととなった。そうすると、本件選挙当時における投票価値の不平等は、千葉県議会において地域間の均衡を図るために通常考慮し得る諸般の要素をしんやくしてなお一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達しているたものとはいえず、また、本件改正時において、公職選挙

法五条八項ただし書という特別の事情があるとの評価が合理性を欠いていたとも、本件選挙当時において上記の特別の事情があるとの評価の合理性を基礎付ける事情が失われたともいえないから、前記不平等の改善に向けた一層の努力及び工夫がされることが望ましいとはいえるものも、本件選挙が行われる前に本件定数配分規定を改正しなかつたことが同議会の合理的裁量の限界を超えるものとはいえず、本条に違反しない。〔最判令7・1・28判例集未掲載〔令5行ツ四〇四〕……上告棄却。渡辺裁判官の補足意見及び宇賀裁判官の反対意見がある。〕

第二九条

2 犯罪収益の没収規定の合憲性

〔警告人が、財産上不正な利益を得る目的で犯した商標法違反の犯罪行為により得た財産等を、その他の自己の財産と共に自ら管理する他人名義の銀行口座に預け入れ、もって犯罪収益等の取得につき事実を偽装し、これにより生じた貯金債権が、令和四年法律第九七号による改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「法」という)一三条一項六号に基づき没収の対象とされ、同号が本条に違反するかが争われた事案。法は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への鑑み、犯罪による収益の隠匿等を処罰するとともに、犯罪による収益の確実な剥奪を可能とするための没収及び追徴に関する特例等を定めることを目的とし、これを受けて、法一〇条が、犯罪収益又は犯罪収益に由来する財産が含まれる限り、前記のおそれがあることには変わりがないことなどから、これらの財産とこれらの財産以外の財産とが混同した財産の取得等につき事実を偽装し、又は混同した財産を隠匿した場合、その財産全体について仮装又は隠匿の罪が成立するとして、このように、取得等につき事実を偽装する行為や隠匿行為の客体となった財産全体について法一〇条の罪が成立するとして、同条の犯罪行為に関わる財産を広く任意的没収の対象とすることは、同条の犯罪行為を予防、禁圧するとともに、将来の犯罪活動に再投資されたり、合法的な経済活動に悪影響を及ぼした

りするなどのおそれのある財産の確実な剥奪を可能とするという、前記法の目的を達成するために必要かつ合理的な措置といえる。したがって、法一〇条の犯罪行為に関し、これにより生じた財産等を没収することができるという法一三条一項六号の規定は、本条に違反しない。〔最判令6・12・17刑集登載予定〔令6あ五三六〕〕

●国家賠償法

第一条

沖繩防衛局長がSACO見舞金の支払手続をとらなかつたことの違法性

3

〔米兵による強盗傷害事件の被害に遭い、その後がんによって死亡したAの相続人であるXらが、右米兵らを被告として、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、損害金元金及び遅延損害金の支払等を命ずる判決が確定した。その後、Xらは米政府から日米地位協定一八条六項(本件規定)に基づく慰謝料(一四六万円余)の支払を受けたが、確定判決の額に満たなかつたため、Y(沖縄防衛局長)に対し、日米両政府により設置された沖繩に関する特別行動委員会(SACO)見舞金として損害金元金及び確定遅延損害金の合計額との差額(二四九六万円余)の支給を求める申請をしたところ、Yは、損害金元金と慰謝料との差額(一五九一万円余)を支給する旨回答し、同見舞金の支給に係る事務処理の定めに従い、一定額の受取りを受諾し、後いかなる申立てもしないことを約束する旨を記載した同見舞金受諾書の提出を求めたが、Xらはこれを提出しなかつたため、XY間で合意には至らなかつた。Xらは、右受諾書不提出を理由にYが同見舞金の支払手続をとらなかつたことが本条一項の適用上違法であるとして、因に損害金元金及び慰謝料の差額に相当する額の損害賠償等を求めた。SACOの最終報告では、本件規定に基づく米政府の支払額が裁判所の確定判決の額に満たない場合、日本政府が必要に応じてその差額を補填するよう努力するものとされており、平成三〇年六月の防衛省地方協力局長通知では、右差額を上限とするSACO見舞金を支給できるが、遅延損害金及び訴訟費用は支給の対象としなないことが定められている。また、SACO見舞金の支給に係る事務処理について定めた平成二〇年三月の防衛省地方協力局補償課長事務連絡によれば、支給には右受諾書の提出が必要とされている。本件事実関係によれば、XらとYとの間で同見舞金を支給する旨の合意は成立していないから、Xらは同見舞金の支給を受ける権利を有するとはいえない。また、他に同見舞金の支給に關し、Xらの権利又は法律上保護される利益が侵害されたというべき事情も見当

たらない。したがって、国は、Yが同見舞金の支払手続をとらなかつたことにつき、本条一項に基づく損害賠償責任を負わない。(最判令6・12・16(令5行ヒ四三〇)……上告棄却。三浦裁判官の意見がある)

●租税法総論

□IV 租税法の解釈・適用

外国子会社合算税制の適用除外要件である非関連者基準を満たさないとした事例

4

租特令「平成二八政一五九による改正前」三九条の一一七第八項五号は、保険業を主たる事業とする特定外国子会社等に対する外国子会社合算税制(租特法「平成二九法四による改正前」六八条の九(第一項)の適用除外要件である非関連者基準について定め、その括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険」とは、関連者以外の者の資産又は損害賠償責任に係る経済的不利益を担保する保険をいう。本件特定外国子会社等Aの関連者に当たるAと関連者以外の者に当たるBとの本件元受保険契約の実質に照らせば、本件再保険契約に係る保険は、Aの事業年度におけるAに係る関連者Aが有する資産である本件クレジット債権に係る経済的不利益を担保するものであるということができ、本件括弧書きにいう保険には当たらないから、Aは本件Aの事業年度において非関連者基準を満たさず、前記租特法の規定の適用が除外されぬ。(最判令6・7・18民集七八・三・一〇九七、判タ一五二八・一七……原判決を破棄。自判)

●民法

第八八七条

被相続人の兄弟姉妹を代襲して相続人となることができ
ない者

5 (BとCとの間に出生した被相続人Xからは、相続人であるBを代襲して本件被相続人・Bの母の姉であるDの子、なお、BはDとの間で養子縁組をされており、本件被相続人の妹となつた)の相続人になつて、本件不動産について、相続を原因とする所有権移転登記及び持分全部移転登記の各申請を行ったところ、上告人Y(国)は「申請の権限を有しない者の申請」(不審法二五条四号)に当たるとしてこれを却下する旨の各決定をした。本件各処分Xが、相続人とする地位を主張し、Yに対して本件各処分を取り消すことを求めた事案。本条二項ただし書は、被相続人の子が相続開始以前に死亡した場合等について、被相続人の子のうち被相続人の直系卑属でない者は被相続人の子を代襲して相続人となることのできない旨を規定している。これは、被相続人の子が被相続人の養子である養子縁組前の子(以下当該子の子である者)(いわゆる養子縁組前の養子の子)は、被相続人との間に当該養子縁組による血族関係を生じないこと(民法七二七条(2)参照)から、養子を代襲して相続人となることのできない旨を明らかにしたものである。そうすると、民法八八九条二項において準用する本条二項ただし書も、被相続人との間に養子縁組による血族関係を生ずることのない養子縁組前の養子の子(この場合の養子縁組前の養子の子)は、被相続人とその兄弟姉妹の共通する親の直系卑属でない者に当たるとは、養子を代襲して相続人となることのできない旨を定めたものと解される。したがつて、被相続人とその兄弟姉妹の共通する親の直系卑属でない者は、被相続人の兄弟姉妹を代襲して相続人となることのできない。Xからは、本件被相続人とBの共通する親であるDの直系卑属でないから、Bを代襲して本件被相続人の相続人となることのできない(最判令6・11・12民集登載予定「令5行ヒ一六五」……Xらの請求を認否した原判決を破棄)

●民事訴訟法

第二〇〇条

検察官による取調べの録音録画記録媒体が本案に該当するとしてその提出命令が認められた事案

6 (原告Xは、学校法人明治学院を被告とする業務上横領事件の被疑者として逮捕・拘留留置され、起訴されたが、無罪判決を受け、これが確定した。その後、Xは、本件横領事件の逮捕等が違法であったとして、国家賠償法二条一項に基づき、国(相手方Y)に対し損害賠償を求めた訴訟(本件本案訴訟)を提起した。本件は、Xが、本件横領事件において被疑者として取調べを受けた訴外Aの供述及びその状況を録音・録画した記録媒体について、本条三号後段の「筆証書と文書の所持者との間の法律関係について作成された」と該当するとして、文書提出命令を申し立てた事案であり、本件記録媒体のうち、本件刑事判決で取り立てられなかった本件公判不提出部分が文書提出命令の対象となるか否かが争われた。本件の経緯に照らせば、本件供述(Xの共謀の有無に關するもの、本件刑事公判において信用性は否定された)は、Xが本件横領事件について逮捕・拘留及び起訴されるに当たり、その主要な証拠である位置付けられ、本件公判不提出部分は、訴外検察官BのAに対する取調べの過程を客観的に記録したものであること等からすると、XとYとの間において、法律関係文書に該当するといふことができる。

Aは、Bによる脅迫的な取調べを受けた結果、迎合して虚偽の供述を行ったとXが主張するのに対し、Yは、AはBの説得によつて真実を供述したと主張してAが本件供述をするに至つたことに対するBの言動の影響の有無、程度、内容等が深刻に争われている。しかるころ、Bの言動が非言語的要素を含めて機械的かつ正確に記録された本件公判不提出部分は、Aの供述の信用性を評価する上で最も適切な証拠であり、これを取り調べる必要性は高いと原々審が判断したことには、一応の合理性が認められ、相応の配慮を払うことが求められる。原審は、Xが主張するBの言動のうち当事者間に争いがあるものは、発言内容が重視されるものに限られる上、当該言動についても本件公判提出部分や本件反訳書面を取り調べによる推測できるとして、本件公判不提出部分がAが本件供述をするに至つたことに對するBの言動の影響の有無、程度、内容等を受審裁判所が判断するに当たつて検討の対象となるのは、Xの主張において言語的に表現されたBの個々の言動に限られるものではなく、証拠に現れるBの言動の全てが前記の検討の対象となるもので、そして、本件公判不提出部分は、Bの言動について、本件反訳書面や人証と比較して、格段に多くの情報を含んでおり、また、より正確性が担保されていることによつて、本件公判不提出部分に係るBの言動のうち本件反訳書面に現れないものを検討する必要がなくならずと解すべき事情もないから、原審の前記判断は合理的なものとはいえない。また、Aは、本件記録媒体の証拠採用に反対せず、XもAのプライバシー保護に最大限配慮することに明確に合意していることから、本件公判不提出部分が提出されることでAの名誉・プライバシーが侵害されるおそれは認められない。さらに、本件横領事件の捜査・公判は既に終了しており、本件公判不提出部分の提出が捜査や公判に不当な影響を及ぼす具体的な事情もない。以上を踏まえ、本件公判不提出部分の提出を拒否した相手方の判断は、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものである。(最決令6・10・16民集登載予定「令6許五」……原決定を破棄し、本件公判不提出部分の提出を命じた原々決定を維持した)

●民事執行法

第四三条

文化功労者年金法に基づく年金受給権を強制執行の対象とする(一)の可否

7 (抗告人Xは、文化功労者年金法(以下「法」)に基づき年金の支給を受ける権利を有する相手方Yに対して、国を第三債務者として、当該年金の支給を受ける権利について仮差押命令の申立て(本件申立て)を行った。原審は、本件年金の支給を受ける権利はその性質上強制執行の対象とならないと判断し、本件申立てを却下したため、Xが許可抗告を申し立てた。原審は、法は、文化功労者自身が現実には本件年金を受領することによって初めて制度の目的が達せられるとし、本件年金の支給を受ける権利は強制執行の対象にならないと判断)法一条は「文化の向上発達に關し特に功績顯著な者に年金を支給し、これを顕彰することを目的とする」と定め、法三条一項は「文化功労者には終身本件年金を支給する」と規定しており、さらに、同条二項で「年金の額は、文化の向上発達に關する功績に照らし、社会的経済的事實等を勘案し、文化功労者を顕彰するにふさわしいものとする」との趣旨が示されていることを踏まえると、本件年金の目的は文化功労者の功績を世間に知らせ、表彰することにある。文化功労者として決定された時点で、その者は本件年金の支給を受ける権利を取得し、これによって顕彰の目的は達せられ、文化功労者が現実には本件年金を受領しなければ顕彰の目的が達せられないとはいえない。また、法其他の法令において、本件年金の支給を受ける権利に対し強制執行を禁止する規定は存在せず、本件年金の支給を受ける権利は、その性質上、強制執行の対象にならないと解する(一)とはできない。(最決令6・10・23民集登載予定)【令6許(一)……破棄差戻し】

判例追録(民事執行法 刑法 刑事訴訟法)

●刑法

第二四六条之二

他人が不正に入手した秘密鍵で署名したトランザクション情報の「虚偽の情報」該当性

8 (氏名不詳者が不正に入手したA社の暗号資産(仮想通貨)NEMの秘密鍵を用いて、A社の管理するNEMアドレスから氏名不詳者の管理するNEMアドレスに移転(本件移転行為)させたNEMの一部をXが收受した事案、NEMの取引においては、日時・数量・送受信アドレス等の取引に必要な情報(トランザクション情報)を、発信元のNEMアドレスに紐づけられた秘密鍵で署名した上でNEMネットワークに送信すると、NEMのネットワークを構成するいずれか一つのNISノード(サーバ)が、送信元のNEMアドレスに紐づけられた公開鍵で、署名が秘密鍵によってなされたものであるかを検証する。NEMのネットワークに参加している者は、自らの管理するNEMアドレスに紐づけられている秘密鍵で署名しなければ、NEMの取引を行うことができないのであるから、秘密鍵で署名した上でトランザクション情報をNEMのネットワークに送信することは、正規に秘密鍵を保有する者によるNEMの取引であることの確認のため求められるものといえる。このような事情の下では、氏名不詳者が、不正に入手したA社のNEMの秘密鍵で署名した上で本件移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワークに送信し行為は、正規に秘密鍵を保有するA社がNEMの取引をするものであるとの「虚偽の情報」をNEMのネットワークを構成するNISノードに与えたものというべきである。(最判令6・7・16刑集七八・三・一三……上告棄却、今輪裁判官及び林裁判官の補足意見がある)

●刑事訴訟法

第九六条

本条七項による保釈保証金没収請求が認容された事例

9 (被告人に対する①窃盗②詐欺③窃盗被害事件について、検察官から、平成三年三月一日に東京地方裁判所がした保釈許可決定に基づき納付された保釈保証金の没収請求がされた(記録)によると、被告人は、平成三年三月一日①②を含む詐欺、窃盗、大麻取締法違反被害事件について、東京地方裁判所において懲役三年六月の判決の宣告を受け、同日、頭書保釈許可決定に基づき保釈されたところ、令和元年七月二四日に東京高等裁判所において控訴棄却の判決を受けた後、令和七年七月一九日に別件大麻取締法違反被害事件で逮捕されたまで逃亡したことが明らかであるから、本条七項により、保釈保証金を全部没収するの相当である。(最決令6・11・19判例集未登載)【令6す七三九】

第三五八条

弁護人からの証拠開示命令請求の棄却決定の謄本が、弁護人に送達された後に被告人本人に送達された場合の、同決定に対する弁護人の即時抗告提起期間の起算日

10 (刑訴法三六六条の二第六項に基づく弁護人からの本件証拠開示命令請求を棄却した原決定の謄本が、主任弁護人には令和六年八月三〇日に、被告人本人には同年九月三日にそれぞれ送達され、同決定に対して、弁護人から同月五日に本件即時抗告の申立てがされた。原決定は、本件において、刑訴法四二二条に定める三日の即時抗告の提起期間は主任弁護人に原決定の謄本が送達された日から進行すると解し、本件申立ては提起期間経過後にされたものであって不適法であるとして、これを棄却した。弁護人は、証拠開示命令請求を棄却した決定に対しては、弁護人は、検察官又は被告人以外の者で決定を受けたものとして即時抗告をすることもできるほか、被告人のため即時抗告をすることもできる。そして、弁護人が被告人のため即時抗告をする場合、その提起期間は、証拠開示命令請求を棄却した決定の謄本

が被告人本人に送達された日から進行する。そうすると、弁護士からの証拠開示命令請求を棄却した決定の謄本が先弁護人らに送達され、その後被告人本人に送達された場合において、弁護人が同決定に対して即時抗告をするときは、その提起期間は、同決定の謄本が被告人本人に送達された日から起算する。（最決令6・11・15刑集登載予定）令6・17六二……本件即時抗告の申立てを不適法とした原決定を取り消し、原審へ戻し戻した。

第四〇二条

控訴審判決が、第一審判決が言い渡した組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の規定による没収に換えて没収の言い渡すことと本条に規定するいわゆる不利益変更禁止の原則

11

〔被告人Y、両名から、被告人株式会社Aの暗号資産交換所運営会社に対する暗号資産等債権で、Aが運営していた暗号資産交換所のアカウント内に残存する資産及び保留取引に関する資産の②に係る金銭債権（犯罪被害財産）を没収すると、②被告人両名及びYに対して犯罪被害財産の価額に相当する金額を追徴する旨の言い渡した。控訴審判決は、前記①の②の没収について、暗号資産の没収を目的とする債権は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（令和四法九七）による改正前、以下（法）一三条一項にいう「金銭債権」に当たらず、これを没収した点で第一審判決には同項の解釈適用の誤りがあると第一審判決を破棄し、没収の対象を前記②に相当する預り金返還請求権に限定し、他方、控訴審判決は、控訴審検察官が前記①の②の相当価額を被告人両名からの追徴額に加算すべきである旨主張したのに対し、没収に換えて追徴を科すことは、同じ金額であっても利益割奪の対象が個別財産から一般財産に広がることとなり、特段の事情がない限り、被告人両名の不利益になる旨を示して、第一審判決と同額の追徴（前記②）にとどめた。法は、法一三条一項の規定による財産の没収の換別処分・代替処分として、法一六条一項において当該財産相当価額の追徴を定めており、両者が等価値であることを前提としている。そして、「没収」と「追徴」とは割奪の対象となる財産の範囲を異にしてお

り、このような没収と追徴の対象財産の差異は、法において等価値性を左右するものとはいえない。そうすると、被告人のみが控訴した場合において、第一審判決が法の規定により没収とした財産について、控訴審判決に換えて没収の言い渡すことは、本条にいう「原判決の刑より重い刑を言い渡す」ことにはならない。これと異なる控訴審判断には、本条の解釈適用を誤った違法があるといわれるを得ず。本件において、控訴審判決が、被告人両名から前記①の②に係る財産を没収するのに換えてその相当価額を第一審判決における被告人両名からの追徴額に加算することも許される。もつとも、法の各規定による没収、追徴は、任意的なものであるところ、本件において、被告人両名が收受した犯罪収益の総額が多額に上る中で、被告人両名が現に得た利益はごく一部にとり、控訴審判決は、被告人両名又は被告人Yに対し、被告人両名が現に得た利益の大部分に相当する額の追徴を言い渡していること等、諸般の事情を勘案すれば、控訴審判決が前記①の②に係る財産の相当価額として見込まれる額を追徴額に加算しなかつたことをもつて、これを破棄しなれば著しく正義に反するとまで認められない。（最決令6・10・7刑集登載予定）令4あ一〇五九……検察官、被告人両名の各上告を棄却した。

●労働契約法

第五十条

パワハラメント及び集団的いじめに関する会社の安全配慮義務違反、孤立防止義務違反の成否

12

〔テーマパラスを運営するYの出演者であるXが、上司等からパワハラメント及び集団的いじめ（以下、「パワハラ等」という）を受け、精神的苦痛を被つたとして、Yに対し、安全配慮義務違反等に基づく損害賠償請求として慰謝料等を求めた事案。原告は、Xの主張する上司等の発言が証拠上認められないか、社会通念上相当性を欠いて違法とはいえないもの。Yには職場で孤立しないよう人間関係を調整すべき「孤立防止義務」があり、これに違反したとしてYの請求の一部を認容した（発言一・同九の二の上司等の各発言について、詳細な事実認定をした上で、本件上司等の各発言の事実の多くは認めるに足りず、上司等によるパワハラ等が存在していたとは認められないから、Xの主張する安全配慮義務違反等は、いずれもその前提を欠く。「孤立防止義務」違反については、Xが、原審の判断を受け、「パワハラ等」の有無にかかわらず、Yには職場における「孤立防止義務」違反があると新たな主張を当審において行う趣旨と解する余地もない程度ではないから、Xが援用する原判決の「孤立防止義務」の内容は、抽象的なものにつき、これを防止するためにYがどのような行為をすべきなのかなど、何ら明らかにはされていない。したがって、かかる抽象的な義務を根拠に、Yに義務違反を認め、損害賠償を命じるというは、相当ではない。仮に、かかる義務が根拠に具体的に特定されていたとしてもYが当該義務を履行しなければならない程度にまでXが職場で「孤立」していたとは認められない。東京高判令五・6・28労経連二五五・三（甲社事件）……原判決中Y敗訴部分を取消し、同部に係るXの請求を棄却）

●労働基準法

第三七条

労働態度が低い夜勤時間帯における割増賃金の算定基礎

13 〈社会福祉法Yとの間で労働契約を締結して、Yの運営するグループホームの生活支援員として勤務していたXが、Yに対し、夜勤時間帯（午後九時から翌日午前六時まで）の泊まり勤務について、Yに残業代等の支払を求めた事案。①夜勤時間帯が労働時間に該当するか、②該当する場合の割増賃金算定の基礎単価が争われた。原審は、①Xが夜勤時間帯に生活支援員としてグループホームに宿泊していた時間帯は労働契約上の役務の提供が義務付けられていると評価でき、労働からの解放が保証されているとはいえず、Yの指揮命令下に置かれていたのであるから、労働時間に当たると認められた。②夜勤時間帯の対価は夜勤手当六〇〇〇円と認定し、割増賃金算定の基礎となる賃金対価は〇〇〇〇円を該当時間で除した七五〇円であるとして、同単価を基に算定した割増賃金の支払を命じた。①夜勤時間帯は、労働時間について認められ、②割増賃金算定の基礎となる賃金単価について本条の割増賃金は、通常の労働時間又は労働日の賃金を基礎として算定すべきであるところ、本件雇用契約に基づきXに支給される賃金には、基本給のほか、基本給の六割相当額の夜間支援体制手当等があり、これらの手当は本条いう通常の賃金に含まれるから、Xに対し支給されるべき割増賃金の額は基本給、夜間支援体制手当等の合計額を基礎として算定すべきである。東京高判令…7・4判例一三一九七二（社会福祉法A会事件）…Yが主張する賃金合意については、本件的事実関係の下では労働契約上の合意があったとの推認はできないなどと説示し、Xの請求を全て認容した。

●私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

第二条

14 リニア談合事件の「不当な取引制限」該当性

14 〈公取委が、原告Xを含む大手建設会社四社につき、訴外Aが発注するリニア中央幹線に係る品川駅及び名古屋駅の本件工事に関して、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者として受注しない旨の本件合意をすることにより、公共の利益に反して、本件工事の取引分野における競争を実質的に制限し（本件違反行為）、これが本条六項の「不当な取引制限」に該当するとし、独禁法七条二項一号に基づく排除措置命令を当該事案に対して、Xが、四社の行為は「不当な取引制限」に該当しないと主張して、右排除措置命令の取消しを求めた事案。本件合意が「不当な取引制限」に該当するかどうかは、①「競争」（本条六項）が存在することに加え、②本件合意により、本件工事という「一定の取引分野」における「競争を実質的に制限」（本条六項）し、③「共同して」、「相互にその事業活動を拘束」（本条六項）しており、④「公共の利益に反して」（本条六項）している必要がある。

（一）について、「競争」とは二以上の事業者が通常の事業活動の範囲内において同一の需要者に対し、同種又は類似の商品・役務を供給できる状態のことであるところ、これは実質的な競争関係を指し、需要者が認められる必要も、二以上の事業者に実質的な供給可能性が認められる必要がある。本件において、四社は事前検討をしていなくとも、見積書・技術提案書を作成する能力を有していたといえる点、事前検討をしていない事業者が高い技術が求められる工事を受注し、問題なく施工を行っていることから、事前検討の有無が施工能力の有無を意味しない点、Aに公正な競争をさせようとする意図があり、事前検討を行ったという事業者に対する発注を前提としていなかったところ、四社は受注予定者以外の者が受注する可能性を認識して受注調整行為を行い、ゼネコン同士の競争の回避を図った点などから、原告を含む四社に実質的な供給可能性が認められ、「競争」の存在が認められる。

（二）について、①の要件を示した上で、本件では四社に実質的な供給可能性があり、「競争」の存在が認められる状況下で、本来各社が自由に見積価格を決めて競争するはずであるのに、本件合意により、事業活動が事実上相互に拘束され、本件工事の取引に係る市場の競争機能が損なわれ、四社がその意思で受注者及び受注価格がある程度自由に左右することができる状態もたらされたから、「一定の取引分野における競争を実質的に制限し」という要件を充足する。

（三）について、四社は、本来各社が他社の事業活動を干渉し得ない状況下で、本件工事の請負に関する事業活動について自由に決められるはずのところ、本件合意により受注予定者を決定するなどの取決めにしているから、各社の事業活動が事実上拘束される結果となることは明らかであり、「その事業活動を拘束し」という要件を充足する。そして、本件合意の成立により、四社間に右取決めに基いた行動をとることを認識・認容して歩調を合わせる意思の連絡が形成されたといえるから、本件合意は「共同して…相互に」の要件も充足する。

（四）について①の趣旨を示した上で、本件において、自由競争経済秩序に反する本件合意が、価格競争に関するコストダウンを図ろうとしたAの利益に著しく反し、さらにはリニア中央幹線の利用料金に影響し、一般消費者の利益の確保をも阻害するおそれがあるところ、本件合意によって本件工事を安全に施工することができたという因果関係は認められず、四社が秘密調整をしたことが、「国民経済の民主的で健全な発達」につながることは到底ないから、本件合意は、「一般消費者の利益を確保すること」にも、「国民経済の民主的で健全な発達を促進する」という独禁法の究極目的に実質的に反しないと認められる例外的なものは当たらず、「公共の利益に反して」という要件に該当する。以上から、Xらは、本件合意により、本条六項所定の「不当な取引制限」をしたものと認められる。（東京地判令6・27（合3行ウ2））

◆「不公正な取引方法」

インカートリッジの残量データを初期化することがで

判例追録（金融商品取引法）

15

きないようにする行為の不正な取引方法への該当性（Yが販売するインクジェットプリンター（本件プリンター）用純正品インクカートリッジ（本件純正品）に關し、使用済み品を回収してインクを充填し、インク残量データを初期化した再生品（本件再生品）を販売する会社であるXが、Yに対して、本件純正品のICチップに記録されるインク残量データを初期化できない仕様としたYの行為が、独占法九条により禁止される不正な取引方法のうち、「抱き合わせ販売等」（二）指定（一）又は、競争者に対する「抱き合わせ」（一般指定（四））に当たるものと主張する）に基つき、本件純正品につきインク残量データを初期化して再使用する事ができない電子データを用いないこと等を求める事案。本件再生品は、本件純正品の再使用品であり、Y製インクジェットプリンターを買った者の多く（約八四％）は、再生品インクカートリッジの価格が相当程度安くても、再生品インクカートリッジが特定のインク残量が無くならぬことを知らせる表示であるインクエンドサイン等の機能を有している、なお純正品インクカートリッジを購入していたのであり、これらのようにインクエンドサイン等の機能とは別の考慮や要素に基づいて純正品を購入している者にとっては、右機能が使用できなくとも、本件プリンターの購入に伴い本件純正品の購入を余儀なくされていたということできない。インクカートリッジにおける本質的な機能は印刷に必要なインクを供給することにあつて、インクエンドサイン等は、インクカートリッジにおける本質的な機能ではなく、印刷を行うための付随的な機能の一つであるから、あえて価格が安いことを主要な理由に本件再生品を選択する者もあり得るし、インクエンドサイン等の有用性を重視するとしても、本件改良品（ICチップ）を取り替へないまま商品化される「本件再生品」と區別して、ICチップを取り替へるによりインクエンドサイン等の機能を有する再生品）を購入することもできれば、Y以外のメーカーからインクエンドサイン等の機能を有する互換インクカートリッジを購入することもできることを考慮すると、Yにおいて、本件純正品のICチップに記録されるインク残量データを初期化することができない仕様とするなどしたことが、自由な競争を減殺したりその基盤が保持されなくしたとまでいうのも困難である。さらに、Yにおいては、XによるICチップの取替

を是認しており、競合品販売を積極的に妨害するものであつたといふこともできない。大阪高判令6・9・12判例集未登載（令五九一五三二）

第七案

16 リア談合事件の排除措置命令の違法性

（14）事案。本件排除措置命令が本条二項の「特に必要がある」と認めるとき、の要件を充足するかが争われた。本条二項は、公取委は、独占法三条に違反する行為が既になくなくとも、特に必要がある」と認めるとき、は、当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができ旨規定しており、その要件は④のとおりである。本件の原告は同条に違反する行為をした事業者であり、東京地検による捜索・差押えを受けた日以後、本件合意は事実上消滅したものと認められることから、違反する行為が既になくなくつて、該当事業者が、違反行為が二年以上になつたこと、その取りやめは捜索・差押えを契機とするものであつて自発的なものではないこと等を勘案すれば、公取委が排除措置を命ずることにつき「特に必要がある」と認めたとについては、合理性を欠くといへず、裁量権の範囲を超え又はその濫用があつたものともいえない。したがつて、同命令は、右要件を充足し、本件排除措置命令が違法になるということではない。（東京地判令6・6・27前出14）

●金融商品取引法

第六四案

上場会社による主要株主に対する短期売買利益提供請求が認められた事例

17

（6）の控訴事件。上場会社であるXが、その主要株主であるYがX発行株式を自己の計算において買い付けて、その後六か月以内これを売り付けて利益を得たと主張して、Yに対し、本条一項に基づき当該利益及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた。原判決はXの請求を認容したため、Yが控訴。本条一項の趣旨・目的とそれに沿つた要件の解釈、本条八項の趣旨及び類型的適用除外取引の位置づけに照らせば、類型的適用除外取引に該当するか否かの判断におけるとは、取引に関する個別的な事情や、取引主体における主観的性情（取引目的・動機など）を考慮に入れることは許されず、制度信用取引における返済売りとして行われた本件売付けとそれと同時に買われた株式の現物買いとは、取引市場を介して、それぞれが独立した取引と行われたものであるから、それぞれが本件売付けに係る取引の態様を直ちに決するものとはいへない。また、買い建玉の現行きが選択不可能であつた特定の期間内に返済売りとして本件売付けを行うことを選択したことが前提となつて生じた個別的な事情を考慮要素として採り上げられることは、類型的適用除外取引該当性の判断において許容されない、等の判断を示した上で、「秘密を不当に利用することが認められない場合」には、市場価格の変動による損益（キャピタルゲイン又はキャピタルロス）が生じず、投資成果（投資ポジション）に変化が生じないものも含まれる。また、市場価格の変動によるキャピタルゲインの取得がない（含み益にとどまる）限り、株主権の取得や信用買いに伴う借入金金利負担を免れるなどの変動が生じていたとしても、類型的適用除外取引に該当する旨のYの主張は採用できず、本件売付けについては類型的適用除外取引に該当するとは認められないとして、控訴を棄却した事例（東京高判令6・7・31金判一七〇五一八）

●不正競争防止法

第一条

18 本案・項二号における著名性の判断

〔日本国内外でデジタルアート作品の展示等を行っている原告が、予防医学支援、労働者派遣事業等業として被告が、原告表示等は、原告の著名な商品等表示であつて被告が被告ウェブサイトに、原告表示等と同一又は類似の被告表示等を使用する行為は、本案・項二号の不正競争に該当する〕と主張して、被告表示等の使用の差止め等を求めた本案・商品等表示の著名性は、日本国内の広い地理的範囲にわたる需要者又は取引者における当該表示が出所を示すものであることの認識の蓄積、浸透及び定着の度合が大きいことを意味するものといえるから、ある商品等表示が著名であるか否かは、日本国内における当該商品等表示に係る商品の販売量又は営業の総量、当該商品等表示が使用された期間の長さ、需要者又は取引者が当該商品等表示に接した際にそれが出所を示すものであることの認識の定着に寄与する程度などを総合考慮して判断するのが相当である。平成三〇年以降、特定の層に限られない一般消費者が原告の作品を展示する施設等に係る広告宣伝に付されている原告表示等を目にすることで、原告の作品を展示する展示会等に対する関心を持つ者が増加し、原告表示等は、それまで以上の速度で知名度を獲得していったと考えられるものの、原告表示等が需要者において商品等表示として日本国内の広い地理的範囲にわたつて広く認識されるに至るには、相当の時間を要したといえ、著名になった時期は、早くとも令和三年七月頃であつたと認めるのが相当である。被告が被告表示等の使用を始めたのは、令和二年四月以前であり、不正の目的なく使用しているといえるから、不競法一九条一項柱書及び五号より三条及び四条は適用されず、差止め等は認められない。(東京地判令6・7・17判例集未登載〔令3ワ二九二四〕)

●著作権法

第六条

19 バンドスコアの無断模倣による不法行為の成否

〔Xが、Y社において、Xが制作し販売する本件楽曲に係るバンドスコアをXに無断で模倣してバンドスコアを制作しこれをウェブサイトに公開して無料で公開することによって、Xが制作するバンドスコアの販売冊数の減少を招きXの営業上の利益を侵害したとして、Y社に対し、不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案(本案)を参照し、バンドスコアは、本案各号所定の著作権法による保護を受ける著作物に該当しないとした上で、他人が制作したバンドスコアを利用してバンドスコアを制作し販売等を行う行為について不法行為が成立するためには、当該行為について著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情が認められることが必要である。バンドスコアを制作するには、バンドミュージックの楽曲の演奏を聴音してそれを楽譜に書き起こす「採譜」という作業が必要であり、この採譜という作業には多大な時間、労力等を要するため、バンドスコアの制作者が販売等の目的で採譜するのにかけた時間、労力等についてフリーライドすることが許されるとしたら、制作者が販売するバンドスコアの売上げが減少し、採譜によるバンドスコアの制作への投資を十分に回収できなくなるなど、採譜によるバンドスコアの供給が閉ざされる上、音楽出版業界の衰退、音楽文化の発展を阻害する結果になりかねない。このような事情に鑑みれば、他人がバンドスコアを同一に無断で模倣してバンドスコアを制作し販売等する行為については、採譜にかかる時間、労力等に対するフリーライドにほかならず、営利の目的をもつて公正かつ自由な競争秩序を害する手段を用いた競合行為であり、害意をもって顧客を奪取するという営業妨害により他人の営業上の利益を損なう行為であつて、著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するものといふことができる。(東京高判令6・6・19判例集未登載〔令3ネ四六四三〕……Y社の模倣を認め、Xの請求を棄却した原判決の一部を取消し、損害賠償請求の一部を認容)〕

法令追録

収録法令の改正経過

有妻閏判例六法プロフィール・有妻閏判例六法（令和七年版）の収録法令について、令和六年八月一日から令和七年三月一日までに次のとおり改正があった。

（改正経過の見方）

- 1 掲載の順序は有妻閏六法の編別に従った。
 - 2 改正のあった法令名を○で掲げ、▼印の後に該当法令を改正する法令名・公布日・法令番号及び改正規定の置かれている条項号を掲げた。
 - 3 「改正」の後に、（ ）で施行日及び改正された条名を掲載した。（令和八・五・二四までに施行）とあるのは、記載日までの範囲内において施行することを示す。政令等により施行日が確定した場合には、確定した施行日を記載した。
 - 4 改正された条名の表示は次の区分に従った。
 - 一 加（例）三二の二加は、第三条の二が追加されたことを示す。
 - 二 削る（例）三〇削るは、第三条が削られ、消滅することを示す。
 - 三 削除（例）三〇削除は、「第三条 削除」となるべきことを示す。
 - 四 その他
- イ（ ）例「三三章一節中、三九の二加」は、第三章第一節中に例「三九の二」が追加されたことを示す。
- ロ（ ）例「三三の二」は、第三条の二の条名のみを第三条とし、条文には改正のないことを示す。
- ハ（ ）例「三三の二の丁三」は、第三十条の二の条名を第三条とし、条文にも改正のあることを示す。
- 5 改正される条文中に有妻閏判例六法プロフィールで省略されているものがある場合は、原則として表示を省いた。また、令和六年八月一日から八月三十一日までの改正については、有妻閏判例六法に掲載されていないものも表示を省いては、改正法令を掲載した法令については、本書掲載ページを（ ）の中に表示し、改正された条名の表示は省いた。

公 法

〔憲法編〕

○人身保障規則

▼民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最高裁規一四）附則三条による改正
改正（令和八・五・二四までに施行）七、九、二四、二七、三三、四四

〔国会・選挙法編〕

○政治資金規正法

▼政治資金規正法の一部を改正する法律（令和七・一・八法改正）令和八・一・一施行 二、八の二の二加、一三の二削る
▼政治資金規正法の一部を改正する法律（令和七・一・八法改正）令和九・一・一施行 九、一四、一六、一八の二、一九の一五、二〇の三、二二の五、二二の八、三三の二、三三の二

▼政治資金規正法の一部を改正する法律（令和七・一・八法改正）令和八・一・一施行 一七、一八の二、二五
▼政治資金規正法の一部を改正する法律（令和七・一・八法改正）附則三条による改正

▼政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六・六・四附一四）附則四
▼政治資金規正法の一部を改正する法律（令和七・一・八法改正）令和七・一・八施行 政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六・六・四附一、一三、一五）削除

▼政治資金規正法の一部を改正する法律（令和七・一・八法改正）令和八・一・一施行 政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六・六・四附一、一三、一五）削除

〔地方自治法編〕

○地方自治法

改正（令和八・五・二四までに施行）一三、一四
▼一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六・一・二五法七）附則四一条による改正
改正（令和七・四・一施行）二〇、四

民 事 法

〔民法編〕

○不動産登記規則

▼不動産登記規則の一部を改正する省令（令和六・一・二二法務四七）本則による改正
改正（令和六・二・二施行）七、二
▼不動産登記規則の一部を改正する省令（令和七・一・一〇法務三）本則一条による改正
改正（令和七・四・二施行）二七の二、（三章三節中）二款の五（五八の三、一五八の四）加

▼不動産登記規則及び法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部を改正する省令（令和七・二・一四法務二）本則一条による改正
改正（令和七・三・二四施行）七、二

〔商法編〕

○会社計算規則

▼会社計算規則の一部を改正する省令（令和七・二・二八法務五）本則による改正
改正（令和七・二・二八施行）九三、九四、九八、一一五の二、一一五の二加

〔民法編〕

○民事訴訟法

▼民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最高裁規一四）本則一条による改正
改正（一五頁参照）

〔民法編〕

○民事訴訟規則

▼民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最高裁規一四）本則一条による改正
改正（一五頁参照）

〔民法編〕

○民事訴訟規則

▼民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最高裁規一四）本則一条による改正
改正（一五頁参照）

○民事訴訟費用等に関する規則

▼民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最
高裁規一四）本則二条による改正
改正（四五頁参照）

○民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する規則

▼民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最
高裁規一四）附則四〇条による改正
改正（令和八・五・二四までに施行）三の二

○人事訴訟規則

▼民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最
高裁規一四）本則三条による改正
改正（四九頁参照）

○非訟事件手続規則

▼民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最
高裁規一四）附則七五条による改正
改正（令和八・五・二四までに施行）一、二、三の二加、
四、二一、二七、二八、三〇、三五、三六の二、
四五、（三章三節中）四五の二四五の四加、五〇、六
六、六七、別表第一・別表第二加

○借地非訟事件手続規則

▼民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最
高裁規一四）附則九条による改正
改正（令和八・五・二四までに施行）二、三の二

○家事事件手続規則

▼民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最
高裁規一四）本則四条による改正
改正（五一頁参照）

○配偶者暴力等に関する保護命令手続規則

▼民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最
高裁規一四）附則四九条による改正
改正（令和八・五・二四までに施行）三、一↓*二の一
二、新二一↓*二の一↓*二の一↓*二の一

○民事調停規則

▼民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最

法令追録（収録法令の改正経過）

高裁規一四）附則三六条による改正
改正（令和八・五・二四までに施行）五、二三の二、二五、
二八の二加、二九

○特定調停手続規則

▼民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最
高裁規一四）附則四六条による改正
改正（令和八・五・二四までに施行）七

○民事執行規則

▼民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最
高裁規一四）本則五条による改正
改正（五三頁参照）

○民事保全規則

▼民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最
高裁規一四）附則四三条による改正
改正（令和八・五・二四までに施行）五、六↓*六の一、
新六・六の一〇加、一〇、三一、別表加

○破産規則

▼民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最
高裁規一四）附則五二条による改正
改正（令和八・五・二四までに施行）三、一〇、二一↓*一
二の一、新二一↓*二の一〇加、三、四三の二加、
四四、（四章四節一、款中）四五の二加、六二、別表加

○民事再生規則

▼民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最
高裁規一四）附則四七条による改正
改正（令和八・五・二四までに施行）三、四七、五〇割
の、四九↓*新五〇、新四九加、八一、八二、別表加

○会社更生規則

▼民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最
高裁規一四）附則五〇条による改正
改正（令和八・五・二四までに施行）一、八、一〇↓*一〇
の一、新一〇↓*一〇の〇加、二八、（三章五節中）
二八の二加、二九、三六、別表加

○外国倒産処理手続の承認援助に関する規則

▼民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最
高裁規一四）附則四五条による改正
改正（令和八・五・二四までに施行）二一↓*二の一、
新二一↓*二の一〇加、別表加

刑事法

○刑事訴訟規則

▼刑事訴訟規則の一部を改正する規則（令和七・二・一二最
高裁規一四）本則による改正
改正（令和七・五・一六までに施行）二二三の二一↓*二二三
の二↓*二二三の四一↓*二二三の四二↓*二二三の二〇↓
*二二三の三三↓*二二三の四一↓*二二三の九↓*二二三の
七二三の二、新二二三の四一↓*二二三の六加、（七
編中）二九四の二一↓*二九四の九加

○少年審判規則

▼民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最
高裁規一四）附則三五条による改正
改正（令和八・五・二四までに施行）一、六

社会法

○労働法編

▼育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に
関する法律施行規則
▼育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉
に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正
する省令（令和六・九・一一厚勞二四）本則一条による改
正

▼育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉
に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正
する省令（令和六・九・一一厚勞二五）本則一条による改
正（五九頁参照）

○労働審判規則

法令追録（収録法令の改正経過）

産業法

〔経済法編〕

○特定商取引に関する法律施行令

- ▼海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（令和六・二・一三政三七）本則六条による改正
- 改正（令和六・二・一三施行）別表第一ノ（令和七・四・一施行）一三、別表第二

〔事業関連法編〕

○金融商品取引法施行令

- ▼金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和六・一〇・三〇政三三）本則一条による改正
- 改正（令和六・一・一施行）一五の二七、一五の二八
- ▼金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（令和六・一・二〇政三四八）本則による改正
- 改正（令和六・一・二〇施行）一〇、二七の八
- ▼金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（令和六・一・二〇政三四九）本則による改正
- 改正（令和六・一・二〇施行）一〇、六の二
- ▼金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七・二・七政三〇）本則一条による改正
- 改正（令和七・四・一施行）一六の二、三七、四五
- ▼金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（令和七・二・二一政四〇）本則による改正
- 改正（令和七・二・二五施行）二の二

○金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令

- ▼金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和六・九・一三内七九）本則一条による改正
- 改正（令和七・一・一施行）六、七、一〇の二、一一の二、一六

- ▼金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣

- 府令（令和六・一〇・三〇内八九）本則九条による改正
- 改正（令和六・一・一〇施行）一〇、一五
- ▼金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和七・二・七内八）本則九条による改正
- 改正（令和七・四・一施行）一、二、一三、一三の四、一三の七

○企業内容等の開示に関する内閣府令

- ▼金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和七・二・七内八）本則三条による改正
- 改正（令和七・四・一施行）一五の四、二二の二、二四
- ▼企業内容等の開示に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和七・二・一内三）本則一条による改正
- 改正（令和七・二・二五施行）二、三、一、二、一九

○発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令

- ▼金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和六・九・一三内七九）本則二条による改正
- 改正（令和七・一・一施行）二の六、七
- ▼金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和六・一・二〇内一〇）本則二条による改正
- 改正（令和六・一・二〇施行）三の二
- ▼金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和七・二・七内八）本則七条による改正
- 改正（令和七・四・一施行）五、三三の二

○発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令

- ▼金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和七・二・七内八）本則一条による改正
- 改正（令和七・四・一施行）二

○株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

- ▼金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和六・九・一三内七九）本則三条による改正
- 改正（令和七・一・一施行）四
- ▼金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和六・一〇・三〇内八九）本則七条による改正
- 改正（令和六・一・一施行）一一

- 金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令
- ▼投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和七・二・一七内一）本則三条による改正
- 改正（令和七・二・一七施行）二、四

○有価証券の取引等の規制に関する内閣府令

- ▼金融商品取引法第一条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和六・九・一三内七九）本則七条による改正
- 改正（令和七・一・一施行）九、三〇、四〇、五九、六二、六三

- ▼有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和六・九・二七内八三）本則による改正
- 改正（令和七・四・一施行）三〇、四九、五一

- ▼金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和六・一〇・三〇内八九）本則二条による改正
- 改正（令和六・一・一施行）三三、三四、四五、四七、五九

- ▼投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和七・二・一七内一）本則一条による改正
- 改正（令和七・二・一七施行）二五

民事訴訟規則の一部改正

○民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最高裁規一四）本則一条による改正

施行（附則参照）

民事訴訟規則（平成八最高裁規五）の一部は次のように改正される。改正後の条文を次に掲げる。

（目次の改正略）

第一編 総則

第一章 通則

第一節 申立て等の方式等

第一条（申立て等の方式等）
（申立て）民事訴訟法（平成八年法律第九号、以下「**民法**」）という。第百三十二条の十「電子情報処理組織による申立て等」第**二**項に規定する申立て等をいう。以下同じ。）は、特別の定めがある場合を除き、書面又は口頭ですることができる。

② 口頭で申立て等をするには、裁判書記官の面前で陳述をしなければならぬ。この場合においては、裁判書記官は、陳述の内容を電子調書に記録し、以下同じに備えられたファイル（第三十三條の三電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「**ファイル**」という。に記録しなければならない。

③ 前項の電子調書が送達すべき書類の提出に代えて作成されたものであるときは、これを当事者に送達しなければならない。

（電子調書のファイルへの記録の方式）

第一条の二（裁判書記官は、電子調書を作成してファイルに記録するときは、当該電子調書が当該裁判書記官の作成に係るものであることを示すと、これを当事者に当該調書の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。）
（当事者が裁判所に提出すべき書面の記載事項）
第二条（訴状、準備書面その他の当事者又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者又は代理人が記名（当該書面がその提出により訴訟手続の開始・続行、停止又は完結をさせるものである場合にあつては、記名押印）をすものとする。

（当事者が裁判所に提出すべき書面の記載事項）

第二条（訴状、準備書面その他の当事者又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者又は代理人が記名（当該書面がその提出により訴訟手続の開始・続行、停止又は完結をさせるものである場合にあつては、記名押印）をすものとする。

（当事者が裁判所に提出すべき書面の記載事項）

（当事者が裁判所に提出すべき書面の記載事項）

（当事者が裁判所に提出すべき書面の記載事項）

（当事者が裁判所に提出すべき書面の記載事項）

（当事者が裁判所に提出すべき書面の記載事項）

（当事者が裁判所に提出すべき書面の記載事項）

（当事者が裁判所に提出すべき書面の記載事項）

（当事者が裁判所に提出すべき書面の記載事項）

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所

二 事件の表示

三 附屬書類の表示

四 年月日

五 裁判所の表示

② 前項の規定にかかわらず、当事者又は代理人からその住所を記載した同項の書面が提出されるときは、以後裁判所に提出する同項の書面については、これを記載することを要しない。

（裁判所に提出すべき書面のフアクシミリによる提出）

第三条（裁判所に提出すべき書面は、次に掲げるものを除き、フアクシミリを利用して送信することにより提出することができる。）

一 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十八年法律第四十号）の規定により手数料を納付しなければならない申立てに係る書面

二 法第百三十三條（申立人の住所、氏名等の秘密）第一項の規定による届出に係る書面（第八章（当事者に対する住所、氏名等の秘密）において「秘密事項届出書面」という。）

三 その提出により訴訟手続の開始・続行、停止又は完結をさせる書面（第一号に該当する書面を除く。）

四 法定代理権、訴訟行為をするのに必要な授權又は訴訟代理人の権限を証明する書面その他の訴訟手続上重要な事項を証明する書面

五 上告理由書、上告受理申立て理由書その他これに準ずる理由書

② フラクシミリを利用して書面が提出されたときは、裁判所が受信した時に、当該書面が裁判所に提出されたものとみなす。

③ 裁判所は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

（裁判所に提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供等）

第三条の二（裁判所は、電子判決書の作成に用いる場合その他必要があると認められる場合において、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記載した情報を記録した電磁的方法（電子の方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を有しているときは、その用に対する、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する

方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第八十七條（法第百六十七條の規定による当事者の説明の方式）第一項及び第九十四條（法第百七十八條の規定による当事者の説明の方式）第一項において同じ。）であつて裁判所が定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。）

② 裁判所は、書面を送付しようとするときその他必要があると認めるときは、当該書面を裁判所に提出した者は提出しようとする者に対し、その写しを提出することを求めることができる。

（催告及び通知）

第四条（民事訴訟に関する手続における催告及び通知は、相当と認められる方法によることができる。）

② 裁判所書記官は、催告又は通知をしたときは、その旨及び催告又は通知の方法を訴訟記録の上から明らかにしなければならない。

③ 催告は、これを受けるべき者が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、裁判所の使用に係る電子計算機、この場合において、その公告は、裁判所の使用に係る電子計算機であつて最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のいずれにも該当するものにより不特定多数の者が閲覧することができ、かつ、当該状態に置く措置をとるとともに、当該事項が記載された書面を裁判所の掲示場その他の裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示し、又は当該事項を裁判所に設置した電子計算機の映像面に表示したもとの行う。

一 ファイルに記録された催告すべき事項を当該事項の閲覧を目的とする使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二條（定義）第二項第九号の五に規定する自動公衆送信装置をいう。第四十六條（公示送達の方法）第一項第二号において同じ。）を使用するもの

④ 前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

⑤ この規則の規定による通知（第四十六條第一項の規定による通知を除く。）は、これを受けるべき者の所在を明らかにでき、又はその者が外国に在るときは、その事由を訴訟記録上明らかにしなければならない。

⑥ 当事者その他の関係人に対する通知は、裁判所書記官にさせることができる。

法令追録（民事訴訟規則の一部改正）

第五節 訴訟書類は、簡潔な文章で整然かつ明瞭に記載しなければならない。

第二章 裁判所

第一節 管轄

第六節 普通裁判籍所在地の指定・法第四十条

第六節 第四十条（普通裁判籍による管轄）第三項の最高裁判所規則で定める地は、東京都千代田区とする。
 （管轄裁判所が定まらない場合の裁判籍所在地の指定・法第四十条の二）

第六節 第十條の二（管轄裁判所の特例）の最高裁判所規則で定める地は、東京都千代田区とする。

第七節 移送の申立ての方式・法第十六條等

第七節 ① 移送の申立ては、期日においてする場合を除き、書面で行わなければならない。
 ② 前項の申立てをするときは、申立ての理由を明らかにしなければならない。

第八節 裁量移送における取扱い・法第十七條等

第八節 ① 法第十七條（遅滞を避けるための移送）第十八條（簡易裁判所の裁量移送）又は第二十條の二（特許権等に関する訴訟等に係る訴訟の移送）の申立てがあったときは、裁判所は、相手方を意見を聴いて決定をするものとする。

② 裁判所は、職務により法第十七條、第十八條又は第二十條の二の規定による移送の決定をするときは、当事者の意見を聴くことができる。

第九節 移送による記録の引継ぎ・法第二十二條

第九節 移送の裁判が確定したときは、移送の裁判をした裁判所の裁判所書記官は、移送を受けた裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継がなければならない。

第二節 裁判所職員の除斥、忌避及び回避

（除斥又は忌避の申立ての方式等・法第二十三條等）

第一〇条 ① 裁判官に対する除斥又は忌避の申立ては、その原因を明示して、裁判官の所属する裁判所しなければならない。
 ② 前項の申立ては、期日においてする場合を除き、書面で行わなければならない。

③ 除斥又は忌避の原因は、申立てをした日から三日以内に疎明しなければならない。法第二十四條（裁判官の忌避）第二項ただし書に規定する事実についても、同様とする。

（除斥又は忌避についての裁判官の意見陳述・法第二十五條）
 第一一條 裁判官は、その除斥又は忌避の申立てについて意見を

述べるることができる。

（裁判官の回避）

第二一條 裁判官は、法第二十三條（裁判官の除斥）第一項又は第二十四條（裁判官の忌避）第一項に規定する場合には、監督権を有する裁判所への許可を得て、回避することができる。

（裁判所書記官への準用等・法第二十七條）

第二二條 この節の規定は、裁判所書記官について準用する。この場合において、簡易裁判所の裁判所書記官の回避の許可は、その裁判所書記官の所属する裁判所の裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十七條（司法行政事務）に規定する裁判官が、

第三節 当事者

第三節 第一節 当事者能力及び訴訟能力

第一二條 ① 法人でない社団等は財団で代表者又は管理人の定めがあるものとして訴え、又は訴えられた当事者に対し、定款その他の当該当事者の当事者能力を判断するために必要な資料を提出させることができる。

② 前項の場合において、当該資料が書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる）情報に記載された紙その他の他

有体物をいう。以下同じ。）をもつて作成されているときは、当事者は、当該書面等の提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該書面等の画像情報を使用し、第二十二條（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方式により提出することができる。

法第三十二條の二（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項各号に掲げる者は、第一項の資料を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、最高裁判所の細則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定めるものを第五十二條の十第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出しなければならない。ただし、法第三十二條第一項に規定する場合は、この限りでない。

一 当該資料が書面等をもつて作成されているとき
 二 当該資料が電磁的記録をもつて作成されているとき
 電磁的記録

④ 裁判所は、前二項の規定により書面等の画像情報が出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面等の原本の提示を求めることができる。

（法定代理権等の証明・法第三十四條）

第一五條 ① 法定代理権又は訴訟行為をするに必要な授權は、書面又は電磁的記録又は訴行行為しなければならない。

② 法第三十二條の十一（電子情報処理組織による申立ての特例）第一項各号に掲げる者は、最高裁判所の細則で定めるところにより、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授權を証明する書面の画像情報又は電磁的記録を第五十二條の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出しなければならない。ただし、法第三十二條の十一第三項に規定する場合は、この限りでない。

③ 裁判所は、前項の規定により書面の画像情報が出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面の原本の提示を求めることができる。

④ 前三項の規定は、選定当事者の選定及び変更について準用する。

（特別代理人の選任及び改任の裁判の告知・法第三十五條）

第一六條 特別代理人の選任及び改任の裁判は、特別代理人にも告知しなければならない。

（法定代理権の消滅等の届出・法第三十六條）

第一七條 法定代理権の消滅の通知をした者は、その旨を裁判所に書面で届け出なければならない。選定当事者の選定の取消し及び変更の通知をした者についても、同様とする。

（法人の代表者等の準用等・法第三十七條）

第一八條 ① この規則中法定代理及び法定代理人に関する規定は、法人の代表者及び法人でない社団又は財団でその名において訴え、又は訴えられることができるものの代表者又は管理人として準用する。

② 当事者が会社法人等（商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）規定する会社法人等番号をいう。第五十一條訴訟手続の受審の申立ての方式等）第六項において同じ。）を裁判所に提供し、これにより裁判所が電子情報処理組織を使用して登記簿に記録される事項に係る情報を入力することができる場合には、当該当事者は、前項において準用する第二十五條（法定代理権等の証明）第一項の証明に必要な情報として、当該登記簿に記録されている事項をファイルに記録したものとみなす。

③ 前項に規定する場合には、裁判所書記官は、登記簿に対し、当該事項を処理するために必要な限度で同項の記録された事項に係る情報の提供を求めることができる。

④ 前項に規定する場合に、裁判所書記官は、登記簿に記録された事項に係る情報の提供を求めることができる。

法令追録（民事訴訟規則の一部改正）

① 法第九十二條第九項の最高裁判所規則で定める措置は、電磁的訴訟記録中同項の営業秘密が記録された部分につき、その内容を書面に出力し、当該書面に記載された事項の漏えいを防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該部分を電磁的訴訟記録から消去する措置とする。

第二節 専門委員等

第一款 専門委員

第三四條の二(一) 法第九十二條の二(専門委員の関与) 第一項の決定があつた場合には、専門委員の説明は、裁判長が進行協議の期日において口頭でさせることができる。

② 法第九十二條三(音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与)の規定は、前項の規定による進行協議期日における専門委員の説明について準用する。

(専門委員の説明に関する期日外における取扱い) 法第九十二條の二

第三四條の三(一) 裁判長が期日外において専門委員に説明を求めた場合において、その説明を求めた事項が訴訟関係を明瞭にする上で重要な事項であるときは、裁判所書記官は、当事者双方に対し、当該事項を通知しなければならない。

② 専門委員が期日外において説明を記載した書面を提出したときは、裁判所書記官は、当事者双方に対し、その写しを送付しなければならない。

第三四條の四(一) 裁判長は、法第九十二條の二(専門委員の関与) 第三項の規定により専門委員が手続に関与する場合において、証人尋問の期において専門委員に意見をさせるに当たって、必要があると認めるときは、当事者に意見を聴いて、専門委員の説明が証人の証言に影響を及ぼさないための証人の退廷その他適当な措置を採ることができる。

② 当事者は、裁判長に対し、前項の措置を採ることを求めることができる。

第三四條の五(裁判所は、当事者に対し、専門委員がした説明について意見を述べる機会を与えなければならない。)

(専門委員に対する準備の指示等) 法第九十二條の二

第三四條の六(一) 裁判長は、法第九十二條の二(専門委員の関与) 又は第三四條の二(進行協議期日における専門委員の関与)の規定により専門委員に説明をさせるに当たって、必要があると認めるときは、専門委員の現況の確認その他の準備を指示することができる。

② 裁判長が前項に規定する指示をしたときは、裁判所書記官は、当事者双方に対し、その旨及びその内容を通知するものとする。

(音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与) 法第九十二條の三

第三四條の七(一) 法第九十二條の二(専門委員の関与) 第一項又は第二項の期日において、法第九十二條の三(音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与)に規定する方法によつて専門委員に説明又は発問をさせるときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者の所在する場所の状況が当該方法によつて手続を実施するため適切であること

② 専門委員に前項の説明又は発問をさせるときは、その旨及び同項第一号に掲げる事項を電子調書に記録しなければならない。

③ 第一項の規定は、法第九十二條の二第四項の期日又は進行協議期日において法第九十二條の三に規定する方法によつて専門委員に説明をさせる場合に於いて準用する。

(専門委員の関与の決定の取消の申立ての方式等) 法第九十二條の四

第三四條の八(一) 専門委員を手続に関与させる決定の取消の申立ては、期日においてする場合を除き、書面で行わなければならない。

② 前項の申立てをするときは、申立ての理由を明らかにしなければならない。ただし、当事者双方が同時に申立てをするときは、この限りでない。

第三四條の九(一) 第十條から第十條まで(除斥又は忌避の申立ての方式等、除斥又は忌避についての裁判官の意見陳述及び裁判官の回避)の規定は、専門委員について準用する。

(受命裁判官等の権限) 法第九十二條の七

第三四條の一〇(一) 受命裁判官又は受託裁判官が法第九十二條の二(専門委員の関与)の手続を行う場合には、第三十四條の四(進行協議期日における専門委員の関与) 第三十四條の五(裁判調べ期日における裁判長の措置等) 第三十四條の五(当事者の意見陳述の機会の付与) 第三十四條の六(専門委員に対する準備の指示等) 第七項並びに第三十四條の七(音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与) 第七項及び第三項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

第二款 知的財産に関する事件における裁判所調査官の除斥、忌避及び回避

第三四條の一 第十條から第十條まで(除斥又は忌避の申立ての方式等、除斥又は忌避についての裁判官の意見陳述及び裁判官の回避)の規定は、法第九十二條の八(知的財産に関する事件における裁判所調査官の事務)の事務を行う裁判所調査官について準用する。

第三節 期日及び期間

第三節 期日及び期間

第三五條 受命裁判官又は受託裁判官が行う手続の期日の指定及び変更は、その裁判官が行う。

(受命裁判官等の期日指定等) 法第九十三條

第三六條 期日の変更の申立ては、期日の変更を必要とする事由を明らかにしてしなければならない。

(期日変更の制限) 法第九十三條

第三七條 期日の変更は、次に掲げる事由に基づいては許してはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一 当事者の一方につき訴訟代理人が数人ある場合において、その一部の代理人について変更の事由が生じたこと。

二 期日指定後にその期日と同じ日時が他の事件の期日に指定されたこと。

(裁判長等が定めた期間の伸縮) 法第九十六條

第三八條 裁判官、受命裁判官又は受託裁判官は、その定められた期間を伸長し、又は短縮することができる。

第四節 送達等

第一款 総則

(送達に関する事務の取扱いの嘱托) 法第九十八條

第三九條 送達に関する事務の取扱いは、送達地を管轄する地方裁判所の裁判所書記官に嘱托することができる。

第二款 書類の送達

第三節 送達すべき書類(法第九十條)

第四〇條 送達すべき書類は、特別の定めがある場合を除き、当該書類の原本又は副本とする。

(送達場所等の届出の方式) 法第九十四條

第四一條(一) 書類の送達を受けるべき場所の届出及び法第九十四條

(送達場所等の届出) 第一項後段の送達受取人の届出は、書面
 ② 前項の届出は、できる限り、訴状、答弁書又は支払督促に對
 する督促異議の申立書に記載しなければならない。
 ③ 書類の送達を受けるべき場所を届出する書面には、届出場所
 が就業場所であるときその他の当事者、法定代理人又は訴訟代
 理人と届出場所との関係を明らかにする事項を記載しなければ
 ならない。

第四二条(送達場所等の変更の届出・法第百四二条)

① 当事者、法定代理人又は訴訟代理人は、書類の送達
 を受けるべき場所として届け出た場所又は法第百四二条(送達場
 所等の届出)第一項後段の送達受取人として届け出た者を変更
 する届出をすることができる。
 ② 前条(送達場所等の変更の届出)の方式及び第三項の規定
 は、前項に規定の変更の届出について準用する。
 ③ (就業場所における補充送達) 法第百六条
 第四三條 法第百六条(補充送達及び差置送達)第二項の規定に
 よる補充送達が可能ときは、裁判所書記官は、その旨を送達
 を受けた者に通知しなければならない。

第四四條(書留郵便に付する送達の通知・法第百七条)

第一項又は第二
 項の規定による書留郵便に付する送達をたときは、裁判所書
 記官は、その旨及び当該書類の出たとき書留郵便に付して発送し
 た時に送達があったものとみなされることを送達を受けた者に
 通知しなければならない。

第四五條(受命裁判官等の外国における送達の権限・法第百八条)

受命裁判官又は受託裁判官が行う手続において外国に
 おける送達をすべきときは、その裁判も法第百八条(外国に
 おける送達)に規定する嘱託をすることができる。

第三款 電磁的記録の送達

電子情報処理組織による送達・法第百九条の二

(電子情報処理組織による送達) 法第百九条の二(電子情報処理組織による送達)
 第四五條の二 法第百九条の二(電子情報処理組織による送達)
 第一項本文の通知は、次条(電子情報処理組織による送達)を
 ける旨の届出の方式、第二項の規定により届け出た電子
 メールアドレス、電子メール(特定電子メールの送信の適正化
 等に関する法律)平成十四年法律第二十六号)第二条(定義)
 第一号に規定する電子メールを用い、最高裁判所の細則で定め
 る通信方式を用いるものに限る。以下この条及び第五十二條の
 二(予告通知の書面の記載事項)第四項において同じ。)の利
 用者を識別するための記載事項、番号、記号その他の符号を、
 以下同じ。)宛てて電子メールを送信する方法によつてする。

法令追録(民事訴訟規則の一部改正)

(電子情報処理組織による送達を受ける旨の届出の方式) 法第
 百九条の二

第四五條の三

法第百九条の二(電子情報処理組織による送
 達)第一項ただし書の最高裁判所規則で定める方式は、法第百
 三十二條の十(電子情報処理組織による申立て等)第一項の方
 法とする。ただし、法第百九条の二第二項後段の送達受取人を
 併せて届け出た場合は、書面によることができる。

第四六條

第一項の連絡先として送達を受ける者の使用に係る電子メ
 ルアドレスを届け出なければならない。この場合において、同項
 後段の送達受取人を届け出るときは、当該送達受取人の当事者
 等識別符号(民事事件等に関する手続において用いる識別符号
 の付与等に関する規則(令和六年最高裁判所規則第十五号)第
 一条)識別符号の付与の方法、第三項又は第二項(弁護士等)
 に対する識別符号の付与の方法、第三項の規定により付与され
 た識別符号をいう。以下同じ。)を併せて届け出なければならない。
 (送達すべき電磁的記録に記載されている事項の閲覧の方法)
 法第百九条の三

第四五條の四

法第百九条の三(電子情報処理組織による送達)
 効力発生(の時期)第一項第一号の最高裁判所規則で定める方法
 は、送達を受けるべき者によ、第五十二條の十(電子情報処
 理組織)第二項の電子情報処理組織を使用して裁判所の使用に
 係る電子計算機に入力された方法がその者に付与された当事者
 等識別符号及び暗証符号(民事事件等に関する手続において用
 いる識別符号の付与等に関する規則)第三條(届出事項の変更
 等)の規定により設定された暗証符号をいう。第五十二條の九
 (電子情報処理組織を使用する申立て等の方式)等第一項及び
 第五十二條の十一(氏名又は名称を明らかにする措置)第一項
 において同じ。)であることが確認されたときに、送達すべき電
 磁的記録に記載されている事項をその者の使用に係る電子計
 算機の映像面に表示する方法とする。

第四六條 公示送達

公示送達の方法・法第百十條

法第百十條(公示送達の方法)の最高裁判所規則
 で定める事項は、裁判所の使用に係る電子計算機と同条各号に
 定める事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機で最も
 高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電通通信回線
 で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のい
 りれも該当するものとする。
 一 ファイルに記録された法第百十條各号に定める事項を当

該事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表
 示するもの
 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する
 もの

④ 裁判所書記官は、公示送達があったことを報知又は新聞紙に
 掲載することができる。外国においてすべき送達については、
 裁判所書記官は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達
 があったことを通知することができる。

第五款 書類又は電磁的記録の送付

第七條(書類又は電磁的記録の送付)

書類又は電磁的記録の送付に関する事務は、裁判所書記官が取り
 扱う。

② 前項の書類の送付は、送付すべき書類の写しを交付する方法
 又はその書類をフックシミリを利用して送付する方法によつて
 する。

③ 第一項の電磁的記録の送付は、次の各号のいずれかに掲げる
 方法によつてする。ただし、第三号に掲げる方法については、
 送付を受けるべき者が法第百九条の二(電子情報処理組織)に
 よる送達)第一項ただし書の届出をしていない場合に限る。

一 送付すべき電磁的記録に記載されている事項を出力するこ
 とにより作成した書面を交付し、又はフックシミリを利用し
 て送付する方法
 二 送付すべき電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法
 三 送付すべき電磁的記録に記載されている事項につき法第百
 九条の三(電子情報処理組織による送達の効力発生(の時期))
 第一項第一号の閲覧又は送付の記録をすることができる
 措置をとることに、送付を受けるべき者に対し、第五十二
 條の十(電子情報処理組織)第二項の電子情報処理組織を
 使用して当該措置がとられた旨の通知を発する方法

④ 法第百九条の四(電子情報処理組織による送達)の特例
 法第百三十二條の十一(電子情報処理組織による送達)の特例
 法第百三十二條の十一(電子情報処理組織による送達)の特例
 法第百三十二條の十一(電子情報処理組織による送達)の特例
 法第百三十二條の十一(電子情報処理組織による送達)の特例

による電磁的記録の送付について準用する。この場合において
 法第百九条の四(電子情報処理組織による送達)第一項ただし書とあ
 るのは、民事訴訟規則第四十七條、書類又は電磁的記録の送
 付)第三項ただし書と、同項ただし書とあるのは、「第百
 九条の二(電子情報処理組織による送達)第一項ただし書」
 と、「同項本文」とあるのは、「民事訴訟規則第四十七條第三項
 第三号」と読み替えるものとする。

法令追録（民事訴訟規則の一部改正）

④ 書類又は電磁的記録の直送

④ 第二項の電磁的記録又は裁判所が当事者に対し送付すべき電磁的記録については、前条第三項第一号又は第二号に掲げる方法により直送を受け、相手方は、同項第一号の書面又は同項第二号の記録媒体を受領した旨を記載した書面について直送をする。⑤ 第二項の電磁的記録又は裁判所が当事者に対し送付すべき電磁的記録については、前条第三項第二号に掲げる方法により直送を受けた相手方は、同条第三項第三号に掲げる方法により直送をした旨を記録し、かつ、同号の規定する閲覧又は記録をした旨をファイルに記録しなければならない。

第五節 裁判

④ 判決の確定証明（法第百六十二条）

④ 第一審裁判所の裁判所書記官は、当事者等の請求により、訴訟記録に基づいて判決の確定を証明した法第九十一条の三（訴訟の提訴の証明）の規定による書面の交付又は電磁的記録の提供を行う。⑤ 訴訟がおおむね審判に係属中であるときは、前項の規定にかかわらず、上訴裁判所の裁判所書記官が、判決の確定した部分の

みにおいて同項の書面の交付又は電磁的記録の提供を行う。

④ 第九十条（訴訟手続の添付書類等）

④ 第九十条（訴訟手続の添付書類等）の変更を求める訴え（第一項の訴えの訴状には、変更を求める確定判決（電子判決書又は法第一百五十四条（言渡し）の方式の特則（第二項）に基づき第三項の方法により提出した書面）を添付する場を含む。）の電子調書（以下「電子判決書に代わる電子調書」という。）が作成されているものを除く。以下この条において同じ。）の写しを添付しなければならない。

② 原告は、前項の確定判決の写しの添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該確定判決に係る画像情報（第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。）

③ 法第三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項及び第三項の規定は、第一項の確定判決の写しの添付に代えて準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは、「民事訴訟規則第四十九条（法第百七十七条第一項の訴えの訴状の添付書類等）第二項」と読み替えるものとする。

④ 決定及び命令（法第百十九号）

④ 第一項の決定及び命令は、前項の規定するほか、その性質を反しない限り、判決に関する規定を準用する。

④ 電子調書による決定

④ 第九十条の二（最高裁判所が決定する場合において、相当と認められるもの）の最高裁判所が決定する場合において、相当と認められるもの（電子判決書（法第百二十二条（判決に関する規定）の準用）において準用する法第百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るもの）をいう。第六十七条（口頭審判に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）の作成に代えて、決定の内容を電子調書に記録することができる。

第六節 訴訟手続の中断

④ 訴訟手続の中断及び受継（法第百二十四号）

④ 前項の書面には、訴訟手続を受け継ぐ者が法第百二十四条（訴訟手続の中断及び受継）第一項各号に定める者であること

を明らかにする資料を添付しなければならない。

③ 第一項の申立てをする者（次項に規定するときは、当該書面等の添付を要する者）の特例（第一項各号に掲げる者は、第二項の資料を提出する場合において、次の各号に掲げる者は、第二項の資料を提出する場合において、次の各号に掲げる者）により、当該書面等の画像情報（第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。）

④ 第一項の申立てをする法第三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項各号に掲げる者は、第二項の資料を提出する場合において、次の各号に掲げる者は、第二項の資料を提出する場合において、次の各号に掲げる者により、当該書面等の画像情報（第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出しなければならない。）ただし、法第三十二条の十一第三項に規定する場合は、この限りでない。

一 当該画像情報が書面等をもって作成されているとき 当該書面等の画像情報
二 当該資料が電磁的記録をもって作成されているとき 当該電磁的記録

⑤ 裁判所は、前二項の規定により書面等の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面等の原本の提示を求めることができる。

⑥ 訴訟手続を受け継ぐ者が会社法人等番号を裁判所に提供し、これにより裁判所が電子情報処理組織を使用して登記簿に記載されている事項に係る情報（第二項の資料とすることができる）を当該訴訟手続を受け継ぐ者（第二項の資料とすることができる）が記載された登記事項証明書を添付したものとみなす。

⑦ 前項に規定する場合には、裁判所書記官は、登記簿に対し、当該事項を処理するために必要と認められる事項を記録簿に記載して、当該事項に係る情報の提供を求めることができる。

⑧ 訴訟代理人による申立て（法第百二十四条）

び住所並びにそれらの代理人の氏名及び住所

二 予告通知の年月日

② 本法第百三十二条の第二項の規定による予告通知である旨を明らかにしなければならない。

③ 予告通知においては、できる限り、訴えの提起の予定時期を明らかにしなければならない。

④ 本法第百三十二条の第一項の最高裁判所規則で定める方法は、電子メールを送信する方法とする。

⑤ 第一項から第三項までの規定は、本法第百三十二条の第四項の規定による電磁的方法による予告通知について準用する。この場合において、第二項中「記載し、予告通知をする者又はその代理人が記名押印する」とあるのは、「記録する」と読み替えるものとする。

第五十二条の三(一) 予告通知に対する返答の書面には、本法第百三十二条の三(訴えの提起前における照会)第一項に規定する答弁の要旨を記載するほか、前条(予告通知の書面の記載事項等)第一項第一号に規定する事項(返答の年月日及び本法第百三十二条の第三項の規定による返答である旨を記載し、その返答をする者又はその代理人が記名押印するものとする。

② 前項の答弁の要旨は、具体的に記載しなければならない。前二項の規定は、本法第百三十二条の第三項において準用する本法第百三十二条の二(訴えの提起前における照会)第四項の規定による電磁的方法による返答について準用する。この場合において、第二項中「記載し、その返答をする者又はその代理人が記名押印する」とあるのは、「記録する」と読み替えるものとする。

③ 訴えの提起前における照会及び回答の書面の記載事項等(本法第百三十二条の四) 本法第百三十二条の二(訴えの提起前における照会)の規定による照会及びこれに対する回答の書面によつてする場合においては、照会の書面及び回答の書面を相手方に送付する。この場合において、相手方に代理人があるときは、照会の書面は、当該代理人に対し送付するものとする。

② 前項の照会の書面には、次に掲げる事項を記載し、照会をする者又はその代理人が記名押印するものとする。

一 照会をする者及び照会を受ける者並びにそれらの代理人の氏名

二 照会の根拠となる予告通知の表示

三 照会の年月日

四 照会をする事項(以下この条において「照会事項」といふ)及びその必要性

五 本法第百三十二条の二第一項の規定により照会をする旨

六 回答すべき期間

七 照会をする者の住所、郵便番号及びファクシミリ番号

八 書面又は第五十二条の二(予告通知の書面の記載事項等)第四項の方法のいずれかにより回答することを求める旨等

③ 第一項の回答の書面には、前項第一号及び第二号に掲げる事項(回答の年月日並びに照会事項に対する回答を記載し、照会を受けた者又はその代理人が記名押印するものとする。この場合において、照会事項中に本法第百三十二条の第一項第一号に掲げる照会に該当すること理由としてその回答を拒絶するものがあるときは、その代理人が記名押印するものとする。本法第百三十二条の第二項第二号又は第三号に掲げる照会に該当すること理由としてその回答を拒絶するものがあるときは、そのいずれに該当するかをも記載するものとする。

④ 照会事項は、項目を分けて記載するものとし、照会事項に対する回答は、できる限り、照会事項の項目に対応させてかつ、具体的に記載するものとする。

⑤ 前各項の規定は、本法第百三十二条の三(訴えの提起前における照会)の規定による照会及びこれに対する回答の書面によつてする場合について準用する。

⑥ 第一項から第四項までの規定は、本法第百三十二条の二又は第百三十二条の三の規定による照会及びこれに対する回答を電磁的方法によつてする場合について準用する。この場合において、第二項及び第二項中「照会の書面」とあるのは、「電磁的方法によつて」とある旨及び第三項中「照会の書面」とあるのは、「電磁的方法によつて」とある旨を記載するものとする。

⑦ 「送付して」と、「送付する」とあるのは、「送信して」とあり、第二項中「記載し、照会をする者又はその代理人が記名押印する」とあり、及び第三項中「記載し、照会を受けた者又はその代理人が記名押印する」とあるのは、「記録する」と読み替えるものとする。

第五十三条の五(一) 証物収集の処分(方式) 本法第百三十二条の四(証物収集の処分) 本法第百三十二条の四(訴えの提起前における証拠採取の処分) 第一項各号の処分の申立ては、書面で行な

② 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない

一 申立ての根拠となる申立人がした予告通知又は返答の相手

方(以下この章において単に「相手方」という)の氏名又は名称及び住所

二 申立てに係る処分の内容

三 申立ての根拠となる申立人又は相手方がした予告通知(以下この項並びに次条(証拠収集の処分の申立書の添付書類等)第二項各号及び第二項において単に「予告通知」という)に係る請求の要旨及び紛争の要点

四 予告通知に係る訴えが提起された場合に立証されるべき事実及びこれと申立てに係る処分により得られる証拠となるべきものとの関係

五 申立人が前号の証拠となるべきものを自ら収集することが困難である事由

六 予告通知がされた日から四月の不变期間内にされた申立てであること又はその期間の経過後に申立てをすることについて相手方の同意があること

③ 第一項の書面には、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 本法第百三十二条の四第一項第一号 当該文書の所持者又は記載した場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載する権限を有する者の居所

二 本法第百三十二条の四第一項第二号 当該囑託を受けるべき同号に規定する官公署等の所在地

三 本法第百三十二条の四第一項第三号 当該特定の物の所在地

④ 本法第百三十二条の四第一項第四号 当該調査に係る物の所在地

⑤ 本法第百三十二条の四第一項第一号又は第二号の申立てにおいて、本法第百三十二条の四第一項第三号又は第四号の申立てにおける前項第三号又は第四号に定める事項について、同様とする。

⑥ 本法第百三十二条の四第一項第二号又は第四号の申立てにおいて、本法第百三十二条の四第一項第三号又は第四号の申立てにおける前項第三号又は第四号に定める事項について、同様とする。

⑦ 本法第百三十二条の四第一項第一号又は第二号の申立てにおいて、本法第百三十二条の四第一項第三号又は第四号の申立てにおける前項第三号又は第四号に定める事項について、同様とする。

⑧ 本法第百三十二条の四第一項第一号又は第二号の申立てにおいて、本法第百三十二条の四第一項第三号又は第四号の申立てにおける前項第三号又は第四号に定める事項について、同様とする。

⑨ 本法第百三十二条の四第一項第一号又は第二号の申立てにおいて、本法第百三十二条の四第一項第三号又は第四号の申立てにおける前項第三号又は第四号に定める事項について、同様とする。

⑩ 本法第百三十二条の四第一項第一号又は第二号の申立てにおいて、本法第百三十二条の四第一項第三号又は第四号の申立てにおける前項第三号又は第四号に定める事項について、同様とする。

⑪ 本法第百三十二条の四第一項第一号又は第二号の申立てにおいて、本法第百三十二条の四第一項第三号又は第四号の申立てにおける前項第三号又は第四号に定める事項について、同様とする。

⑫ 本法第百三十二条の四第一項第一号又は第二号の申立てにおいて、本法第百三十二条の四第一項第三号又は第四号の申立てにおける前項第三号又は第四号に定める事項について、同様とする。

⑬ 本法第百三十二条の四第一項第一号又は第二号の申立てにおいて、本法第百三十二条の四第一項第三号又は第四号の申立てにおける前項第三号又は第四号に定める事項について、同様とする。

⑭ 本法第百三十二条の四第一項第一号又は第二号の申立てにおいて、本法第百三十二条の四第一項第三号又は第四号の申立てにおける前項第三号又は第四号に定める事項について、同様とする。

⑮ 本法第百三十二条の四第一項第一号又は第二号の申立てにおいて、本法第百三十二条の四第一項第三号又は第四号の申立てにおける前項第三号又は第四号に定める事項について、同様とする。

⑯ 本法第百三十二条の四第一項第一号又は第二号の申立てにおいて、本法第百三十二条の四第一項第三号又は第四号の申立てにおける前項第三号又は第四号に定める事項について、同様とする。

⑰ 本法第百三十二条の四第一項第一号又は第二号の申立てにおいて、本法第百三十二条の四第一項第三号又は第四号の申立てにおける前項第三号又は第四号に定める事項について、同様とする。

⑱ 本法第百三十二条の四第一項第一号又は第二号の申立てにおいて、本法第百三十二条の四第一項第三号又は第四号の申立てにおける前項第三号又は第四号に定める事項について、同様とする。

⑲ 本法第百三十二条の四第一項第一号又は第二号の申立てにおいて、本法第百三十二条の四第一項第三号又は第四号の申立てにおける前項第三号又は第四号に定める事項について、同様とする。

⑳ 本法第百三十二条の四第一項第一号又は第二号の申立てにおいて、本法第百三十二条の四第一項第三号又は第四号の申立てにおける前項第三号又は第四号に定める事項について、同様とする。

㉑ 本法第百三十二条の四第一項第一号又は第二号の申立てにおいて、本法第百三十二条の四第一項第三号又は第四号の申立てにおける前項第三号又は第四号に定める事項について、同様とする。

(法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項を入力する方法により行うものとする。当該電子申立て等をする者に係る当事者等識別符号及び暗証符号を前項の電子計算機から入力しなければならない。

③ 前項の規定にかかわらず、数人が共同して電子申立て等をする場合には、前項の規定による入力をする者(以下この項及び第五十二条の十一(氏名又は名称を明らかにする措置)第二項において「入力者」という。以下この号において「入力者」という。入力者以外の者が入力者と共に電子申立て等を行う旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印した書面の画像情報及び当該入力者に係る電子計算機から記録されるものとする。当該入力者の使用に係る電子計算機から記録されるものとする。

④ 電子申立て等をする者は、当該電子申立て等を行う際に、法第九十二条の二(電子情報処理組織による送達)第一項ただし書の届出をしなければならない。ただし、既に前項ただし書の届出がされている場合は、この限りでない。

(電子情報処理組織)
 第五十二条の一〇(一) 次の各号に掲げる規定に規定する最高裁判所規則で定める電子情報処理組織は、裁判官の使用に係る電子計算機と当該各号で定める行為をする者の使用に係る電子計算機とであって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

一 法第九十一条の二(電磁的訴訟記録の閲覧等)第二項(法第九十二条の二)の二(電磁的訴訟記録の閲覧等)において準用する場合を含む。以下この号において同じ。法第九十一条の二第二項の規定による複製の請求

二 法第九十一条の三(訴訟に関する事項の証明)法第九十二条の七において準用する場合を含む。以下この号において同じ。法第九十一条の三第二項の規定による電磁的記録の提供の請求

四 法第九十二条の二(専門委員の関与)第二項 同項の説明
 五 法第九十二条の六(証拠取集)第三項 同項の調査結果の報告又は意見の陳述
 六 法第九十二条の十(電子情報処理組織による申立て等)第一項 電子申立て等
 七 法第五十条(釈明処分)第二項 同項の電磁的記録の提出

法令追録(民事訴訟規則の一部改正)

八 法第二百五条(尋問に代わる書面の提出)第二項(法第二百七十八条(尋問に代わる書面の提出)第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。法第二百五十二条の十一の規定による書面に記載すべき事項のファイルへの記録)

九 法第二百五十五条(鑑定人陳述の方式等)第二項(法第二百七十八条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。法第二百五十二条の規定による意見の陳述)

十 法第三百三十一条の二(電磁的記録に記載された情報の内容に係る証拠調べの申出)第三項(同項の電磁的記録の提出)

十一(法第三百三十二条の六第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。法第三百三十一条の三第二項の電磁的記録の提出)及び送付

② 法第九十二条の二(電子情報処理組織による送達)第二項に規定する届出規則で定める電子情報処理組織は、裁判官の使用に係る電子計算機と前項の規定による送達を受ける者の使用に係る電子計算機とであって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)
 第五十二条の一〇(一) 法第九十二条の十(電子情報処理組織による申立て等)第四項の氏名又は名称を明らかにする措置は、当事者等識別符号及び暗証符号を電子申立て等をする者の使用に係る電子計算機から入力することとする。ただし、申立て等をする者が第三者に依頼して第五十二条の九(電子情報処理組織を使用する申立て等の方式等)第一項の規定による入力させるときは、当該申立て等をする者が当事者等識別符号及び暗証符号を入力することとできないときは、当該申立て等をした者が、かつ、署名し、又は記名押印した書面の画像情報及び暗証符号を、当該申立て等を行う場合における入力者以外の人に共同して電子申立て等を行う場合における入力者から記録させることとする。

② 前項の規定にかかわらず、第五十二条の九第三項の書面の画像情報を、入力者の使用に係る電子計算機から記録させることとする。

(法第三百三十二条の十一) 第一項各号に掲げる者以外の者による申立て等の特例

第五十二条の二① 法第九十二条の十一(電子情報処理組織による申立て等の特例)第一項各号に掲げる者以外の者は、申立て等をする場合には、電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器であって電子申立て等をするために必要となるものを利用することができない事情があることを除き、第五十二条の十(電子情報処理組織)第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。

② 前項の規定は、申立て等以外の行為であって、法令の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができるものとする。

③ 電子申立て等をする者は、当該電子申立て等についてファイルから入手可能な様式に従い、当該電子申立て等をするよう努めるものとする。

(電子情報処理組織の使用を担当する訴訟代理人)
 第五十二条の二三(当事者に十人を超える訴訟代理人があるときは、当該訴訟代理人は、特別の事情がある場合を除き、その中から十人を超えない範囲内で、第五十二条の十(電子情報処理組織)第一項第一号から第三号まで、第六号及び第十号に掲げる行為及び送達を受けることを担当する訴訟代理人を定めるものとする。)

(電子情報処理組織による申立て等の特例) 法第三百三十二条の十一

第五十二条の一四 法第三百三十二条の十一(電子情報処理組織による申立て等の特例)第一項各号に掲げる者が書面等により当該各号に定める事件の申立て等をするときは、当該書面等により当該第三項に規定する事由がある旨及びその具体的内容を記載した書面を添付しなければならない。

(裁判所書記官によるファイルへの記録等)
 第五十二条の一五(一) 裁判所書記官は、法第三百三十二条の十二(書面等による申立て等)第一項又は第三百三十二条の十三(書面等に記録された事項のファイルに記録するときは、当該書面等の提出後、速やかにこれを行うものとする)

② 前項の書面等を裁判所に提出した者は、当該書面等を提出した日から一月以内に限り、裁判所書記官に対し、当該書面等の閲覧を請求することができる。

(書面等の提出が電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされるとき) 送付

第五十二条の一六 法又はこの規則の規定により、書面等の提出が電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録されたときは、当該書面等に係る送付は、当該書面等に係るこの規則の規定にかかわらず、当該電子情報処理組織の使用によりファイルに記録された事項に係る電磁的記録の送付によつてす

法令追録（民事訴訟規則の一部改正）

る。
 (記載された事項がファイルに記録された書面等に係る送付)
 第五二条の一七 法第百三十二条の十二（書面等）による申立て等）第一項又は第百三十二条の十三（書面等に記録された事項がファイルへの記録等）の規定によりその記載された事項がファイルに記録された書面等に係る送付は、当該書面等に係るこの規則の規定にかかわらず、当該事項に係る電磁的記録の送付をもって代えることができる。

第八章 当事者に対する住所、氏名等の秘匿

(申立て的方式)
 第五二条の一八 次に掲げる申立ては、書面で行わなければならない。
 一 法第百三十三条（申立人の住所、氏名等の秘匿）第一項の申立て
 二 法第百三十三条の二（秘匿決定があった場合における閲覧等の制限の特則）第二項の申立て
 三 法第百三十三条の四（秘匿決定の取消し等）第一項の取消しの申立て
 四 法第百三十三条の四第二項の許可の申立て

(秘匿事項届出書面の記載事項等)
 第五二条の一九① 秘匿事項届出書面には、秘匿事項のほか、次に掲げる事項を記載し、秘匿対象者が記者押印しなければならない。
 一 秘匿事項届出書面である旨の表示
 二 秘匿対象者の郵便番号及び電話番号（ファクシミリ）の番号を含む。以下「電話番号等」という。
 ② 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、秘匿対象者の郵便番号及び電話番号等を記載した訴状又は答弁書が提出されている場合には、適用しない。
 ③ 法第百三十三條の二第二項の申立ての方式等
 第五二条の二〇① 法第百三十三條の二（秘匿決定があった場合における閲覧等の制限の特則）第二項の申立ては、秘匿事項記載部分を特定し、自らが提出する文書等について前項の申立てをするときは、当該文書等の提出の際にこれをしなければならぬ。

- ④ 第一項の申立てを認容する決定においては、秘匿事項記載部分を特定しなければならない。
 ⑤ 前項の申立てをするときは、当該申立てに係る文書等から秘匿事項記載部分を除いたものも作成し、裁判所に提出しなければならない。
 ⑥ 第一項の申立てを認容する決定において、秘匿事項記載部分を特定しなければならない。

⑤ 前項の決定があったときは、第一項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から当該決定において特定された事項記載部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。ただし、当該申立てにおいて特定された秘匿事項記載部分と当該決定において特定された秘匿事項記載部分と同一である場合は、この限りでない。
 ⑥ 法第百三十三條の二第二項の取消し等第一項について法第百三十三條の四（秘匿決定の取消し）第一項の裁判が確定したとき又は同条第二項の許可の裁判が確定したときは、第一項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から当該法第百三十三條の二第二項の決定において特定された秘匿事項記載部分のうち法第百三十三條の四第一項の取消し等の裁判又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。
 ⑦ 第一項の申立てをした者は、第三項、第五項本文又は前項の規定により文書等から秘匿事項記載部分を除いたもの提出し、第九項において、これに代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、閲覧等対象部分の画像情報を第五十二條の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。
 ⑧ 第二項から第六項までの規定は、秘匿対象者が電磁的記録（秘匿対象者が法第百三十二條の十（電子情報処理組織）による申立て等）第一項の規定によりファイルに記録する事項に係る電磁的記録を含む。次項において同じ。について第一項の申立てをする場合について準用する。

⑨ 法第百三十二條の十一（電子情報処理組織による申立て等の特則）第二項及び第三項の規定は、閲覧等対象部分（法第百三十三條本文書に準ずる物件）の準用、第五項本文又は第六項の規定により電磁的記録から秘匿事項記載部分を除いたもの（電磁的記録の複製に係るものを除く。）の提出について準用する。この場合において、法第百三十二條の十一（前条）第二項とあるのは、民事訴訟規則第五十二條の二（法第百三十三條の二第二項の申立ての方式等）第七項と読み替えるものとする。
 ⑩ 押印を必要とする書面の特例等
 第五二条の二一① 氏名について秘匿決定があった場合には、この規則の規定（第五十二條の十九（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）による押印（当該秘匿決定に係る秘匿対象者がするものに限る。）は、その要

② 住所等について秘匿決定があった場合には、この規則の規定による郵便番号及び電話番号等（当該電話番号に係る秘匿対象者に係るものに限り、この記載は、そのことを要しない。）（秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い）
 第五二条の二二 秘匿決定の一部について法第百三十三條の四（秘匿決定の取消し等）第一項の取消し等の裁判が確定したとき又は秘匿事項届出書面の一部について同条第二項の許可の裁判が確定したときは、法第百三十三條（申立人の住所、氏名等の秘匿）第一項の申立てをした者は、遅滞なく、既に提出した秘匿事項届出書面から当該取消し等の裁判又は当該許可の裁判に係る部分以外の部分から秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたもの（次項及び第三項において「閲覧等用秘匿事項届出書面」という。）を作成し、裁判所に提出しなければならない。

③ 前項の申立てをした者は、閲覧等用秘匿事項届出書面の提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、閲覧等用秘匿事項届出書面の画像情報を第五十二條の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。
 ④ 法第百三十二條の十一（電子情報処理組織による申立て等の特則）第一項及び第二項の規定は、閲覧等用秘匿事項届出書面の提出し、第九項において、これに代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、閲覧等用秘匿事項届出書面の画像情報を第五十二條の二二（前条第一項）とあるのは、民事訴訟規則第五十二條の二十二（秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い）第二項と読み替えるものとする。
 (安全管理のために必要な措置・法第百三十三條の二等)
 第五二条の二三 法第百三十三條の二（秘匿決定があった場合における閲覧等の制限の特則）第五項（法第百三十三條の三）（法第百三十三條の四）の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限の特則）第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の最高裁判所規則で定める措置は、電磁的記録等（法第百三十三條の二第五項の秘匿事項記載部分につき、その内容を書面に出力し、当該書面に記載された事項の漏えいを防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該部分を電磁的記録記録等から消去する措置とする）

第一編 第一審の訴訟手続

第一章 訴え

第五三条① 訴状には、請求の趣旨及び請求の原因（請求を特定するために必要な事実をいう。）を記載するほか、請求を理由づける事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当

該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならぬ。

② 訴状に事実についての主張を記載するには、できる限り、請を理由づける事実についての主張と該事実に関連する事実についての主張とを区別して記載しなければならない。

③ 攻撃又は防御の方法を記載した訴状は、準備書面を兼ねるものとする。

④ 訴状には、第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 原告又はその代理人の郵便番号及び電話番号等
二 当事者が法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第百一条（定義）第十五項に規定する法人番号をいう。）の提示を受けている場合にあつては、当該法人番号

（訴えの提起前に証拠保全が行われなかった場合の記載事項）
第五四條 訴えの提起前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、訴状には、前条（掲げる）記載事項、第一項に規定する事項及び同条第四項各号に掲げる事項のほか、その証拠調べを行った裁判所及び証拠保全事件の表示を記載しなければならない。

（訴状の添付書類等）
第五五條 ① 次の各号に掲げる事件の訴状には、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 不動産に関する事件 登記事項証明書
二 手形又は小切手に関する事件 手形又は小切手の写し

② 前項に規定するほか、訴状には、立証を要する事由につき、証拠となるべき文書の写し（以下、「書証の写し」という。）が重要なものを添付しなければならない。

③ 原告は、第一項各号に定める書類又は前項の書証の写しの添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該書類又は前項の証拠となるべき文書の画像情報（第五二条の十（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしてファイルに記録する方法により提出することができる。）を添付することができる。

④ 法第百三十条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第百三十一條第三項の規定は、第一項各号に定める書類又は第二項の書証の写しの添付について、第五十一條（訴訟手続の受審の申立ての方法等）第五項の規定は前項の規定により準用する。この場合において、法第百三十二條の十一第一項中「前条第一項」とあるのは、「民事訴訟規則第五十五條（訴状の添付書類等）第三項」と読み替へるものとする。

⑤ 第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、原

告が不動産識別事項を裁判所に提供し、これにより裁判所が電子情報処理組織を使用して同項第一号の登記事項証明書に係る情報を入手することができる場合には、同号の登記事項証明書を添付することを要しない。

⑥ 前項に規定する場合には、裁判所書記官は、登記簿に対し、当該事件を処理するために必要な限度で同項の登記事項証明書に係る情報の提供を求めることができる。

（訴えの提起前に法律事務を行っていた者に関する情報の届出）
第五五條の二 法第百三十条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項各号に掲げる者は、訴えを提起した場合において、被告から委任を受けて当該訴えに係る法律関係に関し弁護士法（昭和二十五年法律第二百五号）第百一条（弁護士の職務）第一項に規定する法律事務を行っていた者を知つたときは、当該者の氏名その他の当該者を特定するために必要な情報を裁判所に届け出なければならない。ただし、当該者が当該訴えについて被告の訴訟代理人にならないことが明らかである場合の他の当該情報を届出することに支障がある場合は、この限りでない。

（訴状の補正の促し）
第五六條 裁判長は、訴状の記載について必要な補正を促す場合には、裁判所書記官に命じて行わせることができる。

（訴状の送達等）
第五七條 ① 訴状の送達は、原告が提出された副本（法第百三十一條の十（電子情報処理組織による申立て等）第二項の規定により電子情報処理組織を使用して訴えが提起された場合にあっては、原告から提出された送達すべき出力書面）によつてする。

② 前項の規定は、被告が訴状の送達を受ける前に法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をした場合には、適用しない。

③ 前項の規定は、法第百四十三條（訴えの変更）第二項（法第百四十四條（選定者に係る請求の追加）第三項及び第百四十五條（中間確認の訴え）第四項において準用する場合を含む。）の書面の送達について準用する。

④ 反訴、反訴については、訴えに関する規定を適用する。

法令追録（民事訴訟規則の一部改正）

第六〇條 ① 訴えが提起されたときは、裁判長は、速やかに、口頭弁論の期日を指定しなければならない。ただし、事件を弁論準備期間に付する場合は、付するに付して当事者に異議がないときに限り、又は書面による準備手続に付する場合は、この限りでない。

② 前項の期日は、特別の事由がある場合を除き、訴えが提起された日から三十日以内の日に指定しなければならない。

（最初の口頭弁論期日における参考事項の聴取）
第六一條 ① 裁判長は、最初につき口頭弁論の期日前に、当事者から、訴訟の進行に関する意見その他訴訟の進行について参考とすべき事項の聴取をすることができる。

② 行われることが、裁判所の聴取をする場合には、裁判所書記官に命じて行われることができる。

（口頭弁論期日の開始）
第六二條 ① 口頭弁論の期日は、事件の呼上げによって開始する。

② 期日外釈明の方法（法第百四十九條）
第六三條 ① 裁判長又は陪席裁判官は、口頭弁論の期日外において、法第百四十九條（陪席裁判官）第一項又は第二項の規定による釈明のための処置をする場合には、裁判所書記官に命じて行わせることができる。

② 裁判長又は陪席裁判官が、口頭弁論の期日外において、攻撃又は防御の方法に重要な変更を生じ得る事項について前項の処置をしたときは、裁判所書記官は、その内容を訴訟記録に明らかにしなければならない。

（電磁的記録の提出方法）
第六四條 ① 法第百五十一條（釈明処分）第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う電磁的記録の提出は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から当該電磁的記録を入力する方法により行うものとする。

（口頭弁論期日の変更の制限）
第六五條 争点及び証拠の整理手続を経た事件についての口頭弁論の期日の変更は、事実及び証拠についての調査が十分に行われていないことを理由として許してはならない。

（音声の送受信による通話の方法）
第六六條 ① 争点及び証拠の整理手続を経た事件についての口頭弁論の方法による口頭弁論の期日（以下「通話の期日」という。）は、法第百五十四條（通話人の立会い等）第二項後段に規定する方法によつて通話人に通話をさせる場合に限り、適用する。

（訴訟代理人の陳述禁止等の通知）
第六七條 裁判所が訴訟代理人の陳述を禁止し、又は弁護士に付添

（最初の口頭弁論期日の指定）
第六八條 ① 口頭弁論の期日は、原告が提出された副本（法第百三十一條の十（電子情報処理組織による申立て等）第二項の規定により電子情報処理組織を使用して訴えが提起された場合にあっては、原告から提出された送達すべき出力書面）によつてする。

② 前項の規定は、被告が訴状の送達を受ける前に法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をした場合には、適用しない。

③ 前項の規定は、法第百四十三條（訴えの変更）第二項（法第百四十四條（選定者に係る請求の追加）第三項及び第百四十五條（中間確認の訴え）第四項において準用する場合を含む。）の書面の送達について準用する。

④ 反訴、反訴については、訴えに関する規定を適用する。

第二章 口頭弁論及びその準備
第一節 口頭弁論

第六八條 ① 訴えが提起されたときは、裁判長は、速やかに、口頭弁論の期日を指定しなければならない。ただし、事件を弁論準備期間に付する場合は、付するに付して当事者に異議がないときに限り、又は書面による準備手続に付する場合は、この限りでない。

② 前項の期日は、特別の事由がある場合を除き、訴えが提起された日から三十日以内の日に指定しなければならない。

（最初の口頭弁論期日における参考事項の聴取）
第六一條 ① 裁判長は、最初につき口頭弁論の期日前に、当事者から、訴訟の進行に関する意見その他訴訟の進行について参考とすべき事項の聴取をすることができる。

② 行われることが、裁判所の聴取をする場合には、裁判所書記官に命じて行われることができる。

（口頭弁論期日の開始）
第六二條 ① 口頭弁論の期日は、事件の呼上げによって開始する。

第六三條 ① 裁判長又は陪席裁判官は、口頭弁論の期日外において、法第百四十九條（陪席裁判官）第一項又は第二項の規定による釈明のための処置をする場合には、裁判所書記官に命じて行わせることができる。

法令追録（民事訴訟規則の一部改正）

いを命じたときは、裁判所書記官は、その旨を本人に通知しなければならない。

（口頭弁論に係る電子調書の形式的記録事項・法第六十条）

第六十六条（一）口頭弁論に係る電子調書には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 事件の表示

二 裁判官及び裁判所書記官の氏名

三 立ち会った検察官の氏名

四 出頭した当事者、代理人、補佐及び通訳人の氏名

五 弁論の日時及び場所

六 弁論を公開したこと又は公開しなかったときはその旨及びその理由

- ② 裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければならない。
- ③ 前項の場合において、裁判長に支障があるときは、陪席裁判官がその事由を当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければならない。裁判官に支障があるときは、裁判所書記官がその旨を記録すれば足りる。

（口頭弁論に係る電子調書の実際の記録事項等・法第六十条条）

第六十七条（一）口頭弁論に係る電子調書には、弁論の要領を記録し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

一 訴訟の取下げ、和解（審理の放棄及び認諾並びに自白）

二 法第六十七條の三（審理の計画）第一項の審理の計画が同項の規定により定められ、又は同条第四項の規定により変更されたときは、その定められ、又は変更された内容

三 証人、当事者本人及び鑑定人の陳述

四 証人、当事者本人及び鑑定人の宣誓の有無並びに証人及び鑑定人に宣誓をさせなかった理由

五 検証の結果

六 裁判官が記を命じた事項及び当事者の請求により記録を許した事項

七 電子決定書又は電子命令書（法第二百二十二条（判決）に関する規定の準用において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）を作成しないこと

八 裁判の言渡し

② 前項の規定にかかわらず、訴訟が裁判によらないで完結した場合には、裁判長の許可を得て、証人、当事者本人及び鑑定人の陳述並びに検証の結果の記録を省略することができる。ただし、

し、当事者が訴訟の完結を知った日から一週間以内はその記録をすべし。

③ 口頭弁論に係る電子調書には、弁論の要領のほか、当事者による攻及又は防御の方法の提出の予定その他訴訟手続の進行に関する事項を記録することができる。

④ 法第六十條の二（口頭弁論に係る電子調書の作成等）第三項の異議が述べられたときは、裁判所書記官は、異議が述べられた旨及びその内容を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

（電子調書の記録に代わる電磁的記録のファイルへの記録）

第六八条（一）裁判所書記官は、前条（口頭弁論に係る電子調書の実際の記録事項等）第一項の規定にかかわらず、裁判長の許可等があったときは、証人、当事者本人又は鑑定人（以下「証人等」という。）の陳述の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイルに記録し、これをもって電子調書の記録に代えることができる。この場合において、当事者は、裁判長が許可をする際、意見を述べることができる。

② 前項の場合において、訴訟が完結するまでに当事者の申出があったときは、前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければならない。訴訟が上訴審に係属中である場合において、上訴裁判官が必要と認めるときも、同様とする。

（他の電磁的記録の引用）

第六九条（一）口頭弁論に係る電子調書には、他の電磁的記録を引用し、これをファイルに記録して電子調書の一部とすることができ、

（陳述の速記）

第七〇条（一）裁判所書記官は、必要があると認めるときは、申立てにより陳述の全部又は一部を速記させることができる。

（電子速記の作成）

第七一条（一）裁判所速記官は、前条（陳述の速記）の規定により電磁的記録した場合には、速やかに、前述（陳述の速記）の規定に係る電磁的記録（以下「電子速記」という。）を作成しなければならない。ただし、裁判所が電子速記を作成する必要がないと認めるときは、この限りでない。

（電子速記の引用）

第七二条（一）裁判所速記官が作成した電子速記は、電子調書に引用し、ファイルに記録して電子調書の一部とするものとする。ただし、裁判所が電子速記の引用を適当でないとするときは、この限りでない。

第七三条から第七五条まで 削除

（口頭弁論における陳述の録音）

第七六条（一）裁判所書記官は、必要があるときは、申立てにより又は職権で、録音装置を使用して口頭弁論における陳述の全部又は一部を記録することができる。この場合において、裁判所が相当と認めるときは、当該陳述の録音により作成された電磁的記録を反映した電子調書を作成しなければならない。

（更正処分的方式）

第七六条の二（一）更正処分の方式は、法第六十條の二（更正処分）の二（一）裁判所書記官は、口頭弁論に係る電子調書の更正処分をするときは、更正処分の内容を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。この場合において、裁判所書記官は、当該電磁的記録が当該裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに、当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。

② 第六十六條（口頭弁論に係る電子調書の形式的記録事項）第二項及び第三項の規定は、前項の電磁的記録について準用する。

（写真の撮影等の制限）

第七七条（一）民事訴訟に関する手続の期日における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の許可を得なければならない。期日外における審尋及び法第六十七條の三（書面による準備手続の方法等）第二項に基づき協議についても、同様とする。

（裁判所の審尋等の準用）

第七八条（一）法第六十條（口頭弁論に係る電子調書の作成等）及び第六十條の二（口頭弁論に係る電子調書の更正）並びに第六十六條から第七二條まで（口頭弁論に係る電子調書の形式的記録事項）口頭弁論に係る電子調書の実際の記録事項等の電磁的記録に代わる電磁的記録のファイルの記録、他の電磁的記録の引用、陳述の速記、電子速記の作成及び電子速記録の引用（第七六條（一）（口頭弁論における陳述の録音）及び第七六條の二（更正処分）の規定は、裁判所の審尋及び口頭弁論の期日外に行う証拠調べ並びに受命裁判官又は受託裁判官が行う手続について準用する。

（準備書面等）

第七九条（一）答弁書その他の準備書面は、これに記載した事項に提出しなければならない。ただし、提出した相手方が準備するに必要と期間を定めて、裁判所に提出し、請求を理由づける事実、抗弁事実又は再抗弁事実について

提出し、請求を理由づける事実、抗弁事実又は再抗弁事実について

ての主張とこれらに関連する事実についての主張とを区別して記載しなければならない。

③ 準備書面において相手方の主張する事実を否認する場合に、その理由を記載しなければならない。

④ 第二項に規定する場合には、立証を要する事由ごとに、証拠を記載しなければならない。

第八〇条(答弁書)

第八〇条① 答弁書には、請求の趣旨に対する答弁を記載するほか、訴状に記載された事実に対する認否及び抗弁事実を具体的に記載し、かつ立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない。やむを得ない事由によりこれを記載することができない場合は、答弁書の提出遅速やかに、これを提出しなければならない。

② 答弁書には、立証を要する事由につき、重要な書証の写しを添付しなければならない。やむを得ない事由により添付することができない場合には、答弁書の提出遅速やかに、これを提出しなければならない。

③ 第五十三條 訴状の記載事項 第四項の規定は答弁書について、第五十五條 訴状の添付書類等 第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付について準用する。

第八一条(答弁に対する反論)

第八一条① 被告の答弁により反論を要することとなった場合には、原告は、速やかに、答弁書に記載された事実に対する認否及び再抗弁事実を具体的に記載し、かつ立証を要することとなった事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載し、かつ立証を要する事由となった事由につき、重要な書証の写しを添付しなければならない。

② 第五十五條 訴状の添付書類等 第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付について準用する。

第八二条(文書準備書面に引用した文書の取扱い)

第八二条① 文書を準備書面に引用した当事者は、裁判所又は相手方の求めがあるときは、その写しを提出しなければならない。

② 前項の当事者は、同項の写しについて直送をしなければならない。

③ 当事者は、第一項の写しの提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、同項の文書の画像情報を第五十二條のフール(電子情報処理組織) 第一項の電子情報処理組織を使用して、ファイルに記録する方法により提出することができる。

④ 法第六十三條の十一(電子情報処理組織による申立て等の

特例) 第一項及び第三項の規定は、第一項の写しの提出について準用する。この場合において、第八十二條 第一項中「前条第一項」とあるのは、「民事訴訟規則別条八十二條(準備書面に引用した文書の取扱い) 第三項」と読み替えるものとする。

(準備書面の直送)

第八三条 当事者は、準備書面について、第七十九條 準備書面 第一項の期間において、直送をしなければならない。

(準備書面の提出等の促し) 法第六十二條

第八三条の二 裁判長は、法第六十二條(準備書面等の提出期間) 第一項の規定により同項の準備書面の提出又は証拠の申出をすべき期間を定めたときは、裁判所書記官に命じて、当該準備書面の提出又は証拠の申出の促しをさせることができる。

当事者照会・法第六十三條

第八四條① 法第六十三條(当事者照会) の規定による照会及びこれに対する回答を書面によつてする場合に、照会書及び回答書を相手方に送付する。この場合において、相手方に代理人があるときは、照会書は、当該代理人に対し送付するものとする。

② 前項の照会書には、次に掲げる事項を記載し、当事者又は代理人が記名押印するものとする。

一 当事者及び代理人の氏名

二 事件の表示

三 訴訟の係属する裁判所の表示

四 年月日

五 照会を要する事項(以下この条において「照会事項」といふ。)

六 法第六十三條の規定により照会をする旨

七 照会すべき期間

八 照会をする者の住所、郵便番号及びファクシミリ番号

九 相手方の選択により書面又は電磁的方法のいずれかにより回答を要する旨

十 メールアドレス

③ 第一項の回答書には、前項一号から第四号までに掲げる事項及び代理人の住所、郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレスとする。この場合において、照会事項に法第六十三條第一項各号に掲げる照会に該当することを理由としてその回答を拒絶するものがあるときは、その事項をも記載するものとする。

④ 照会事項は、項目を分けて記載するものとし、照会事項に対する回答は、できる限り、照会事項の項目に対応させて、かつ、具体的に記載するものとする。

⑤ 前項の規定は、法第六十三條の規定による照会及びこれ

に対する回答を電磁的方法によつてする場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「照会書」とあるのは、「電磁的方法による照会」と、第三項中「送付書」とあるのは、「送信して」と「送付する」とあるのは、「送信する」と、第二項及び第三項中「記載し、当事者又は代理人が記名押印する」とあるのは、「記録する」と読み替えるものとする。

(調査の義務)

第八五條 当事者は、主張及び立証を尽くすため、あらかじめ、証人その他の証拠について事実関係を詳細に調査しなければならない。

第三節 争点及び証拠の整理手続

第一款 準備的口頭弁論

①(証明すべき事実の電子調書への記録等) 法第六十五條 第八六條① 裁判所は、準備的口頭弁論を終了したに当たり、その後の証拠調書によつて証明すべき事実を整理した場において、相当と認めるときは、裁判所書記官に当該事実を準備的口頭弁論に係る電子調書に記録させなければならない。

② 裁判長は、準備的口頭弁論を終了するに当たり、当事者に準備的口頭弁論における争点及び証拠の整理の結果を要約した書面を提出させる場合には、その書面の提出をすべき期間を定めることができる。

(法第六十七條の規定による当事者の説明の方式)

第八七條① 法第六十七條(準備的口頭弁論終了後の攻撃防御方法の提出) の規定による当事者の説明は、期日において口頭でする場合を除き、書面又は電磁的方法によりしなければならない。

② 前項の説明が期日において口頭でされた場合には、相手方を記載した書面の交付又はこれを記録した電磁的記録の提供をすることができる。

第二款 弁論準備手続

第八八條(弁論準備手続に係る電子調書等) 法第七十條等 第八八條① 弁論準備手続に係る電子調書には、当事者の陳述に基づき、法第六十一條(準備書面) 第二項に掲げる事項を記録し、特に、証拠については、その申出を明確にしなければならない。

② 裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができする方法によつて弁論準備手続の期日における手続

法令追録（民事訴訟規則の一部改正）

を行うときは、裁判所又は受命裁判官は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- 一 通話者
- 二 通話者の所在の場所の状況が当該方法によって手続を実施するに適切なものであること
- 三 前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を弁論準備手続に係る電子調書に記録しなければならない

④ 第一項及び前項に規定するほか、弁論準備手続に係る電子調書については、法第六十条（口頭弁論に係る電子調書の作成等）及びこの規則中口頭弁論に係る電子調書に関する規定を準用する。

第八九条 弁論準備手続の結果の陳述・法第七十三条
第八九条 弁論準備手続の終了後、口頭弁論において弁論準備手続の結果を陳述するときは、その後の証拠調べによって証明すべき事実を明らかにしてしなければならない。

第九〇条 第六十三条（期日外釈明の方法）第六十五条（訴訟代理人の陳述禁止等の通知）及び第八十三条の二（準備書面の提出等）の促し並びに前款（準備的口頭弁論）の規定は、弁論準備手続について準用する。

第三款 書面による準備手続

第九一条（音声の送受信による通話の方法による協議・法第七十六

条）裁判長は、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話することができる方法によつて書面による準備手続における協議をする場合には、その協議の日時を指定することができる。

② 前項の方法による協議をしたときは、裁判長は、裁判所書記官に当該手続についての電子調書を作成させ、これに協議の結果を記録させることができる。

③ 第一項の方法による協議をさせたとき、裁判長がその結果について裁判所書記官に記録をさせたときは、その記録に同項の方法による協議の旨及び次項において準用する第八十八条（弁論準備手続に係る電子調書等）第二項第二号に掲げる事項を記録させなければならない。

④ 第八十八条第二項の規定は、第二項の方法による協議をする場合について準用する。

⑤ 前各項の規定は、受命裁判官が書面による準備手続を行う場合について準用する。

（口頭弁論の規定等の準用・法第七十七条）

第九二条 第六十三条（期日外釈明の方法）第八十三条の二（準備書面の提出等の促し）及び第八十六条（証明すべき事実の電子調書への記録等）第二項の規定は、書面による準備手続について準用する。

③ 証明すべき事実の電子調書の記録・法第七十七条
第九三条 書面による準備手続を終結した事件について、口頭弁論の期において、その後の証拠調べによって証明すべき事実の確認がされたときは、当該事実を口頭弁論に係る電子調書に記録しなければならない。

（法第七十八条の規定による当事者の説明の方式）
第九四条（法第七十八条）の規定による当事者の説明は、期日において口頭で行う場合を除き、書面又は電磁的方法によりしなければならない。

② 第十七条（法第六十七條の規定による当事者の説明の方式）第二項の規定は、前項の説明が期日において口頭でされた場合について準用する。

第四節 進行協議期日

第九五条（進行協議期日）
第九五条（一）裁判所は、口頭弁論の期日外において、その審理を充実させることを目的として、当事者双方が立ち会うことができる進行協議期日を指定することができる。この期日においては、裁判所及び当事者は、口頭弁論における証拠調べと争点との関係の確認その他訴訟の進行に関し必要な事項についての協議を行うものとする。

② 訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾は、進行協議期日においてすることができる。

③ 訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾は、進行協議期日においてすることができる。

（音声の送受信による通話の方法による進行協議期日）
第九六条（一）裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて、進行協議期日における手続を行うことができる。

② 進行協議期日に出席しなかった当事者は、その期日に出頭しなかったものとみなす。

③ 第一項の方法による手続を行い、かつ、裁判所又は受命裁判官がその結果について裁判所書記官に電子調書を作成させるときは、同項の方法について裁判所書記官に電子調書等（第二項第二号に掲げる事項を電子調書に記録させなければならない）

④ 第八十八条第二項の規定は、第一項の手続を行う場合について準用する。

第九七条 裁判所は、相当と認めるときは、裁判所外において進行協議期日における手続を行うことができる。

（受命裁判官による進行協議期日）
第九八条 裁判所は、受命裁判官に進行協議期日における手続を行わせることができる。

第三章 証拠

第一節 総則

第九九条（証拠の申出・法第八十条）
第九九条（一）証拠の申出は、証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示してしなければならない。

② 第八十三条（準備書面の直送）の規定は、証拠の申出を記載した書面について準用する。

（証人及び当事者本人の一括申出・法第八十一条）
第一〇〇条 証人及び当事者本人の尋問の申出は、できる限り、一括してしなければならない。

（証拠調べの準備）
第一〇一条 争点及び証拠の整理手続を終了事件については、裁判所は、争点及び証拠の整理手続の終了又は終結後における最初の口頭弁論の期日において、直ちに証拠調べをすることができるようにしなければならない。

（文書等の提出時期）
第一〇二条 証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人の口頭による意見の陳述において使用する予定の文書は、証人等の陳述の信用性を争うための証拠として使用するものを除き、当該争問又は意見の陳述を開始する時の相当期間までに、提出しなければならない。ただし、当該文書を提出することができないときは、その写しを提出すれば足りる。

（外国における証拠調べの嘱託の手続・法第八十四条）
第一〇三条 外国においてすべき証拠調べの嘱託の手続は、裁判長がする。

（証拠調べの再嘱託の通知・法第八十五条）
第一〇四条 嘱託裁判官とは、受託裁判官又は簡易裁判所に更に証拠調べの嘱託をしようとするときは、受託裁判官が所属する裁判所の裁判所書記官は、その旨を受託裁判所及び当事者に通知しなければならない。

（嘱託に基づく証拠調べの記録の引継ぎ・法第八十五条）
第一〇五条 受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、受託裁判所の裁判所書記官に証拠調べに関する記録の管理を引き

法令追録（民事訴訟規則の一部改正）

- 三 既にした質問と重複する質問
 四 争点に関係のない質問
 五 意見の陳述を要する質問
 六 証人が直接経験しなかつた事実についての陳述を求める質問
- 裁判長は、質問が前項の規定に違反するものであると認めるときは、申立てにより又は職権で、これを制限することができる。
- ③ 裁判長は、質問が前項の規定に違反するものであると認めるときは、申立てにより又は職権で、これを制限することができる。
- （文書等の質問への利用）
- 第二一六条 ① 当事者は、裁判長の許可を得て、文書、図面、写真、模型、装置その他の適当な物件（以下この条において「文書等」という。）を利用して証人に質問することができる。
- ② 前項の場合において、文書等が証拠調べをしないものであるときは、当該質問の前に、相手方これを閲覧する機会を与えなければならない。ただし、相手方これに異議がないときは、この限りでない。
- ③ 裁判長は、電子調書の作成に用いる場合その他必要があると認めるときは、当事者に対し、文書等の写しの提出を求めることができる。
- （異議・法第二百一十条）
- 第二一七条 ① 当事者は、第二百一十三条（尋問の順序）第二項及び第三項、第二百一十四条（質問の制限）第二項、第二百一十五条（質問の制限）第三項並びに前条（文書等の質問への利用）第一項の規定による裁判長の裁判に対し、異議を述べることができる。
- ② 前項の異議に対しては、裁判長は、決定で、直ちに裁判をしなければならない。
- （対質）
- 第二一八条 ① 裁判長は、必要があると認めるときは、証人と他の証人との対質を命ずることができる。
- ② 前項の規定により対質を命じたときは、その旨を電子調書に記録しなければならない。ただし、裁判長がまず証人を尋問することができる。
- ③ 対質を行うときは、裁判長がまず証人を尋問することができる。
- （文字の筆記等）
- 第二一九条 裁判長は、必要があると認めるときは、証人に文字の筆記その他の必要な行為をさせることができる。
- （後に尋問すべき証人の取扱い）
- 第二二〇条 裁判長は、必要があると認めるときは、後に尋問すべき証人に在席を許すことができる。
- （傍聴人の退席）
- 第二二一条 裁判長は、証人が特定の傍聴人の面前（法第二百一十三条の三（遮へいの措置）第二項に規定する措置をとる場合及び

法第二百一十四条（映像等の送受信による通話の方法による尋問）に規定する方法による場合を除く。）においては、当事者が十分な陳述をすることができないと認めるときは、傍聴人の意見を聴いて、その証人が陳述する間、その傍聴人を退廷させることができる。

（書面による質問又は回答の明瞭等・法第二百五十四條）

第二二二条 ① 耳が聞こえない証人に書面で質問したとき、又は口がきかない証人に書面で答えたときは、裁判長は、裁判所書記官に質問又は回答を記載した書面を朗読させることができる。質問の内容を証人が聞き取れないときは、裁判所の書記官の当該書面に表示し、これを示す方法で質問し、又は回答の内容を当該証人が若しくは裁判所使用に係る電子計算機に入力する方法で回答させたときも、同様とする。

（付添い・法第二百一三條の二）

第二二三条 ① 裁判長は、法第二百一三條の二（付添い）第一項に規定する措置をとるに当たっては、当事者及び証人の意見を聴かなければならない。

② 前項の措置をとったときは、その旨並びに証人に付添った者の氏名及びその者と証人との関係を電子調書に記録しなければならない。

- （遮へいの措置・法第二百一〇條の三）
- 第二二四条 ① 裁判長は、法第二百一〇條の三（遮へいの措置）第一項又は第二項に規定する措置をとるに当たっては、当事者及び証人の意見を聴かなければならない。
- ② 前項の措置をとったときは、その旨を電子調書に記録しなければならない。
- （映像等の送受信による通話の方法による尋問・法第二百一四條）
- 第二二五条 ① 法第二百一四條（映像等の送受信による通話の方法による尋問）に規定する方法による尋問は、当事者、裁判所書記官に掲げる場合にあつては、当事者及び証人の意見を聴いて、証を次に掲げる要件を満たす場所であつて裁判長が相当と認める場所に出頭させる。
- 一 当事者本人又はその代理人の在席する場所でないこと。ただし、法第二百一四條第一号又は第二号に掲げる場合において、当該場所が当事者双方の在席する場所であるとき又は当事者本人若しくはその代理人が当該場所に在席することにつき、当該場所に異議がないときを除く。
- 二 証人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると裁判所が認める者の在席する場所でないこと。
- 法第二百一四條第二号に掲げる場合において、証人を受訴裁判所に出席させて前項の方法による尋問をするときは、裁判長及び

び当事者が証人を尋問するために在席する場所以外の場所における証人を在席させるものとする。

③ 第一項の方法による尋問をする場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の情報その他の尋問の実施に必要な情報を同項の証人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

④ 第三十条の二（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）の規定は、第一項の方法による尋問をする場合に準用する。

- （書面尋問・法第二百一五條）
- 第二二四條 ① 法第二百一五條（尋問に代わる書面の提出）第一項の規定により証人の尋問に代へる書面の提出をさせる場合には、裁判所の相手方とした当事者の申立てに対し、当該書面において回答を希望する事項を記載した書面を提出させることができる。
- ② 裁判長は、証人が尋問に代わる書面の提出をすべき期間を定めることができる。
- ③ 証人は、前項の書面に署名しなければならない。
- ④ 法第二百一五條第一項の規定により証人が第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用して行うファイルへの記録は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該記録をする者の使用に係る電子計算機から第二項の書面の画像情報を入力する方法により行うものとする。
- （受命裁判官等の権限・法第二百一六條）
- 第二二五條 受命裁判官又は受託裁判官が証人尋問をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。
- 第三節 当事者尋問
- （対質）
- 第二二六條 裁判長は、必要があると認めるときは、当事者本人と、他の当事者本人又は証人との対質を命ずることができる。
- （証人尋問の規定の準用・法第二百一七條）
- 第二二七條 前節（証人尋問）の規定は、特別の定めがある場合を除き、当事者本人の尋問について準用する。ただし、第一百一十條（勾引）、第一百二十條（後に尋問すべき証人の取扱い）及び第一百二十四條（書面尋問）の規定は、この限りでない。
- （法定代理人の尋問・法第二百一八條）
- 第二二八條 この規則中当事者本人の尋問に関する規定は、訴訟において当事者を代表する法定代理人について準用する。
- 第四節 鑑定

第二十九条

① 鑑定人の申出をするときは、同時に、鑑定を求めた事項を記載した書面を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出し得る。

② 前項の申出をする当事者は、同項の書面について直送をしなければならない。

③ 相手方は、第一項の書面について意見があるときは、意見を記載した書面裁判所に提出しなければならない。

④ 裁判所は、第一項の書面に基づき、前項の意見も考慮して、鑑定事項を定める。この場合においては、鑑定事項を記載した書面を鑑定人に送付しなければならない。

第二十九条の二 裁判所は、口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日において、鑑定事項の内容、鑑定に必要な資料その他鑑定のために必要な事項について、当事者及び鑑定人と協議することのできる、書面による準備手続において、同様とする。

第二十九条の三 必要事項についての協議

第二十九条の三 裁判所は、口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日において、鑑定事項の内容、鑑定に必要な資料その他鑑定のために必要な事項について、当事者及び鑑定人と協議することのできる、書面による準備手続において、同様とする。

第二十九条の四 回避の申立ての方法

第二十九条の四 鑑定人に対する回避の申立ては、期日においてする場合を除き、書面で行なければならない。

第二十九条の五 宣誓の方法

第二十九条の五 鑑定人の宣誓は、裁判長が、鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。

② 前項の宣誓は、次の各号のいずれかに掲げる方式によっても旨の說明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項に関する記載し又は記録した書面又は電磁的記録を鑑定人に送付する方法によつて行う。

一 宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。以下この項において同じ）に鑑定人が署名して裁判所に提出する方式

二 鑑定人が署名した宣誓書の画像情報を、最高裁判所の細則で定めるところにより、裁判所の使用に係る電子計算機と鑑定人の使用に係る電子計算機であつて最高裁判所が定める技術的基準に適合するものと電気通信回線若しくは電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録する方式

第三十条 裁判長は、鑑定人に、共同して又は各別に、意見を述べさせることができる。

第二十一条 裁判長は、鑑定人に、共同して又は各別に、意見を述べさせることができる。

法令追録（民事訴訟規則の一部改正）

② 裁判長は、鑑定人に書面で意見を述べさせる場合には、鑑定人の意見を聴いて、当該書面を提出すべき期間を定めるところがである。

③ 法第二百二十五条（鑑定人の陳述の方式等）第二項の規定により鑑定人が第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用し、行方ファイルへの記録は、最終裁判所の細則で定めるところにより、当該記録をする者の使用に係る電子計算機から前項の書面に記載すべき事項を入力する方法により行うものとする。

（鑑定人に更に意見を求める事項）法第二百二十五条第二項の二（法第二百二十五条）第二項、鑑定人の陳述の方式等）第二項の申立てをするときは、同時に、鑑定人に更に意見を求める事項を記載した書面を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出し得る。

② 裁判所は、職権で鑑定人に更に意見を述べさせるべきは、当事者に対し、あらかじめ、鑑定人に更に意見を求める事項を記載した書面を提出させることができる。

③ 前二項の書面を提出する当事者は、これらの書面について直送をしなければならない。

④ 相手方は、第一項又は第二項の書面について意見があるときは、意見を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。意見は、考慮して、鑑定人に更に意見を求める事項を定める。この場合においては、当該事項を記載した書面を鑑定人に送付しなければならない。

（質問の順序）法第二百二十五条の二（鑑定人質問の順序）第三項の三（裁判長は、法第二百二十五条の二（鑑定人質問の順序）第二項及び第三項の規定によるほか、必要と認めるときは、いつでも、自ら鑑定人に対し質問をし、又は当事者の質問を許すことができる。）

② 陪席裁判官は、裁判長に告げて、鑑定人に対し質問をすることができ、

③ 当事者の鑑定人に対する質問は、次の順序による。ただし、第三項の鑑定人の申出をした場合における当事者の質問の順序は、裁判長が定める。

一 鑑定人の申出をした当事者の質問

二 相手方の質問

三 鑑定人の申出をした当事者の再度の質問

④ 当事者は、裁判長の許可を得て、更に質問をすることができる。

（質問の制限）法第二百二十五条の二（二）

第一三三條の四 ① 鑑定人に対する質問は、鑑定人の意見の内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するために必要な事項について行うものとする。

② 質問は、できる限り、具体的にしなければならない。

③ 当事者は、次に掲げる質問をしてはならない。ただし、第二号及び第三号に掲げる質問については、正当な理由がある場合は、この限りでない。

一 誘導質問

二 誹謗質問

三 既にした質問と重複する質問

四 第一項に規定する事項に関連のない質問

④ 裁判長は、質問が前項の規定に違反し、これと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを制限することができる。

（映像等の送受信による通話の方法による陳述）法第二百二十五条の三

第三三三條の五 ① 法第二百二十五条の三（映像等の送受信による通話の方法による陳述）に規定する方法によつて鑑定人に意見を述べさせるときは、当事者の意見を聴いて、鑑定人を裁判所が相当と認める場所に出頭させてこれをする。

② 前項の方法によつて鑑定人に意見を述べさせる場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する必要がある。提出された文書の画像情報その他の手続の実施に必要な情報を同項の鑑定人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

③ 第三十条の二（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）の規定は、第一項の方法によつて鑑定人に意見を述べさせる場合において準用する。

（鑑定人の発問等）

第三三三條の六 ① 鑑定人は、鑑定のため必要があるときは、審理に立ち会い、裁判長に証人若しくは当事者本人に対する尋問を求め、又は裁判長の許可を得て、これらの者に対し直接に問いを発することができる。

② 裁判所は、前項の場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁判所及び当事者双方が鑑定人ととの間で音声の送受信により同時に通話をすることができ、方法によつて、鑑定人に同項に規定する尋問の求め又は発問をさせることができる。

③ 第三十条の二（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）の規定は、前項に規定する方法によつて鑑定人に尋問の求め又は発問をさせる場合において準用する。

（異議）法第二百二十五条の二（二）

法令追録（民事訴訟規則の一部改正）

第三三条の二(一)当事者は、第三十三條の三(質問の順序)の制限、第四項ただし書及び第四項、第五項並びに第四(質問)の制限、第四項、前条(鑑定人の発問等)第一項及び第二(第三十三條(証人間の規定の準用)において準用する第六十六條(対し、異議を述べることができ。))第一項の規定による裁判長の裁判に對し、異議を述べることができ。

② 前項の申出をする当事者は、同項の写し及び証拠説明書について直送しなければならない。

③ 前項の申出をする当事者は、同項の規定による文書の写しを提出し、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該文書の画像情報を第五十二條の二(電子情報処理組織)第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

④ 法第二十二條の十一(電子情報処理組織による申立て等の特別)第一項及び第三項の規定は、第一項の規定による文書の写しの提出について準用する。この場合において、同条第一項中(前条第一項)とあるのは、民事訴訟規則第三百三十七條(書証の申出等)第三項と読み替へるものとする。

第三三條の二(一)当事者は、書証の申出をするに当たっては、証明すべき事実を照らし、当該申出が必要かつ十分なものとなるよう努めなければならない。

② 前条、書証の申出等、第一項の申出をする当事者は、当該申出に係る文書中に証明すべき事実と関連性を有する部分とそれ以外の部分があるときは、文書の記載から明らかな場合を除き、当該文書の写しにおいて当該関連性を有する部分を明らかにするよう努めなければならない。

第三三條の二(二)外国語で作成された文書を提出し、書証の申出をするときは、取調べを求めらるる部分についてその文書の訳文を添付しなければならない。この場合において、第三百三十七條(書証の申出等)第二項の規定による直送をするときは、同時に、その訳文を添付しなければならない。

② 相手方は、前項の訳文の正確性について意見があるときは、意見を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。

第三三條の三(書証の写しの提出期間)法第六十二條の提出期間(第一項の規定により、裁判長が特定事項に関する書証の申出(文書)を提出し、その期間に満了する前に、書証の写しを提出しなければならない。

第四(書証の提出)法第二十二條等
第四〇條(一) 文書提出命令の申立ては、書面で行われなければならない。
② 相手方は、前項の申立てについて意見があるときは、意見を

記載した書面を裁判所に提出しなければならない。ただし、第九十九條(書証の申出)第二項及び前二項の規定は、法第二十二條(文書の特定のたの手続)第一項の規定による申出について準用する。

第四(提示の保管)法第二百二十三條
第四一條 裁判官は、必要があると認めるときは、法第二百二十三條(文書提出命令等)第六項前段の規定により提示された文書を一時的保管することができる。

第四二條 裁判官又は受託裁判官に文書の証拠調べをさせる場合には、受命裁判官は、当該証拠調べについての電子調書に記録すべき事項を定めることができる。

第四三條(一) 文書の提出又は送付は、原本、正本又は認証のある原本としなければならない。

② 送付所は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる。

③ 法第二百二十三條(文書提出命令等)第一項の命令に係る文書の提出又は法第二百二十六條(文書送付の囑託)に係る文書の送付をする者は、当事者に異議がないときは、当該文書の提出又は送付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該文書の画像情報を裁判所に係る電子計算機と当該文書の提出又は送付をする者の使用に係る電子計算機とで最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出し、又は送付することができる。

第四四條(録音テープ等又は録音テープ等の反訳文書の書証の申出があった場合の取扱い)
第四一條 録音テープ等は録画により作成された電磁的記録(以下この節において「録音データ等」という。)又は録音テープ若しくはビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。)以下この節において「録音テープ等」という。)を反訳した文書を提出し、書証の申出をした当事者は、相手方がその録音データ等は録音テープ等の複製物の交付を求めたときは、相手方にこれを提供し、又は交付しなければならない。

第四五條(文書の成立を否認する場合における理由の明示)
第四一條 文書の成立を否認するときは、その理由を明らかにしなければならない。

第四六條(筆跡等の対照の用に供すべき文書等に係る電子調書)法第二百二十九條(一) 裁判所書記官は、法第二百二十九條(筆跡等の対

記載した書面を裁判所に提出しなければならない。ただし、第九十九條(書証の申出)第二項及び前二項の規定は、法第二十二條(文書の特定のたの手続)第一項の規定による申出について準用する。

第四(提示の保管)法第二百二十三條
第四一條 裁判官は、必要があると認めるときは、法第二百二十三條(文書提出命令等)第六項前段の規定により提示された文書を一時的保管することができる。

第四二條 裁判官又は受託裁判官に文書の証拠調べをさせる場合には、受命裁判官は、当該証拠調べについての電子調書に記録すべき事項を定めることができる。

第四三條(一) 文書の提出又は送付は、原本、正本又は認証のある原本としなければならない。

② 送付所は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる。

③ 法第二百二十三條(文書提出命令等)第一項の命令に係る文書の提出又は法第二百二十六條(文書送付の囑託)に係る文書の送付をする者は、当事者に異議がないときは、当該文書の提出又は送付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該文書の画像情報を裁判所に係る電子計算機と当該文書の提出又は送付をする者の使用に係る電子計算機とで最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出し、又は送付することができる。

第四四條(録音テープ等又は録音テープ等の反訳文書の書証の申出があった場合の取扱い)
第四一條 録音テープ等は録画により作成された電磁的記録(以下この節において「録音データ等」という。)又は録音テープ若しくはビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。)以下この節において「録音テープ等」という。)を反訳した文書を提出し、書証の申出をした当事者は、相手方がその録音データ等は録音テープ等の複製物の交付を求めたときは、相手方にこれを提供し、又は交付しなければならない。

第四五條(文書の成立を否認する場合における理由の明示)
第四一條 文書の成立を否認するときは、その理由を明らかにしなければならない。

第四六條(筆跡等の対照の用に供すべき文書等に係る電子調書)法第二百二十九條(一) 裁判所書記官は、法第二百二十九條(筆跡等の対

記載した書面を裁判所に提出しなければならない。ただし、第九十九條(書証の申出)第二項及び前二項の規定は、法第二十二條(文書の特定のたの手続)第一項の規定による申出について準用する。

第四(提示の保管)法第二百二十三條
第四一條 裁判官は、必要があると認めるときは、法第二百二十三條(文書提出命令等)第六項前段の規定により提示された文書を一時的保管することができる。

法令追録（民事訴訟規則の一部改正）

三 証拠
四 証拠保全の事由
（証拠保全の事由は、疎明しなければならない。）

③（証拠保全の記録の引継ぎ）
第一五四条 証拠保全のための証拠調べが行われた場合には、その証拠調べを行った裁判所の裁判所書記官は、本案の訴訟記録の存する裁判所裁判所書記官に証拠調べに関する記録の管理を引き継がなければならない。

第四節 判決
第一五二条（法第二五十二条等）
第一五五条（一）判決をした裁判官は、電子判決書が当該裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該電子判決書の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。
② 合議体の裁判官が電子判決書に前項の措置を講ずることに支障があるときは、他の裁判官が、同項の措置を講ずるに先立って、当該電子判決書にその事由を記録しなければならない。

（言渡期日の通知）法第二五十一条
第一五六条 判決の言渡期日は、あらかじめ、裁判所書記官が当事者に通知するものとする。ただし、その日時を期日において告知した場合又はその不備を補正することができない不適法な訴えを口頭弁論を経ないで却下する場合は、この限りでない。

（言渡し的方式等）法第二五十三条等
第二七七条（一）判決の言渡しは、裁判長が理由を朗読し、又は裁判官は、相当と認めるときは、判決の理由を朗読し、又は口頭でその要領を告げることができる。
③ 法第二五十五条（言渡し的方式）第二項の規定による電子判決書のファイルの言渡し及び法第二五十五条（電子判決書等の送達）第二項に掲げる方法による電子判決書の送達は、判決の言渡後、連やかに行わなければならない。
④ 第一項及び第二項の規定にかかわらず、法第二五十四条（裁判長が主文及び理由の要旨を告げる）は、法第二五十四条（言渡し的方式）第一項の規定による判決の言渡しは、第一五八条、削除。

第一五九条（電子判決書の送達）法第二五十五条
第二五九条（一）電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書の送達（法第二五十五条（電子判決書等の送達）第二項第二号に掲げる方法による電子判決書の送達を除く）は、判決言渡しの日から二週間以内しなければならない。
② 法第二五十五条第二項第一号の最高裁判所規則で定める方法は、同号の書面の内容が電子判決書又は電子判決書に代わる

電子調書に記録されている事項と同一であることを証明する旨を記載し、裁判所書記官が記名押印する方法とする。
（判決の更正決定等の方式）法第二五七条等
第一六〇条（一）裁判所は、判決の更正決定をするときは、電子決定書を作成しなければならない。裁判所書記官は、当該電子決定書を作成した法第二五十五条（電子判決書等の送達）第二号に掲げる方法のいずれかにより当事者に送達しなければならない。
② 前項の規定は、法第二五九条（仮執行の宣言）第五項の規定による補充の決定及び法第二六七条の二（和解等に係る電子調書の更正決定）第一項の規定による和解又は請求の放棄若しくは認諾に係る電子調書の更正決定について準用する。
（法第二五八条第二項の申立ての方式）
第一六一条 訴訟費用の負担の裁判を脱漏した場合における訴訟費用を負担の裁判を求める申立ては、書面で行なければならない。

第五節 裁判によらない訴訟の完結
第一六二条（一）訴えの取下げがされた場合の送達は、取下げをした者から提出された副本（法第三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により電子情報処理組織を使用して訴えの取下げがされた場合にあつては、当該取下げをした者から提出された送達すべき出力書面）によつてする。
② 前項の規定は、相手方が法第九十条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書を出してしている場合には、適用しない。

③ 訴えを取下げがあつた場合において、相手方の同意を要しないときは、裁判所書記官は、訴えの取下げがあつた旨を相手方に通知しなければならない。
（和解案の書面に係る要請）法第二六十四条
第一六二条（一）法第二六十四条（和解案の書面による受託）の規定に基づき裁判所等と和解案の書面による受託の書面又は電磁的記録に記載し、又は記録してしなければならない。この書面又は電磁的記録には、同条に規定する効果を付記しなければならないとする。
② 前項の場合において、和解案を受託する旨の書面の提出があつたときは、裁判所等は、その書面を提出した当事者の真意を確認しなければならない。
③ 法第二六十四条第一項の規定により当事者間に和解が調つたものとみなされたときは、裁判所書記官は、当該和解を電子調書に記録しなければならない。

④ 法第二六十四条第二項の規定により当事者間に和解が調つたものとみなされたときは、裁判所書記官は、当該和解を電子調書に記録し、電子調書を作成させるものとする。
（裁判所等が定める和解案項）法第二六十七条
第一六四条（一）裁判所等は、法第二六十五条（裁判所等が定める和解案項）第一項の規定により和解案項を定めようとするときは、当事者の意見を聴かなければならない。
② 法第二六十五条第五項の規定により当事者間に和解が調つたものとみなされたときは、裁判所書記官は、当該和解を電子調書に記録しなければならない。
③ 前項に規定する場合において、和解案項の定めを期日における告知以外の方法による告知によつてしたときは、裁判所等は、裁判所書記官に電子調書を作成させるものとする。この場合において、告知がされた旨及び告知の方法を電子調書に記録しなければならない。

第六節 削除
第一六五条から第一六七条まで 削除
第七章 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則
（反訴の提起に基づく移送による記録の引継ぎ）法第二百七十四条
第一六八条 第九条 移送による記録の引継ぎの規定は、法第二百七十四条（反訴の提起に基づく移送）第一項の規定による移送が確定した場合に於いて準用する。
（訴え提起前の和解の電子調書）法第二百七十五条
第一六九条 訴え提起前の和解が調つたときは、裁判所書記官は、これを電子調書に記録しなければならない。
（証人等の陳述の電子調書の省略略）
第七〇条（一）簡易裁判所における口頭弁論に係る電子調書については、裁判官の許可を得て、証人等の陳述又は検証の結果の記録を省略略することができる。この場合において、当事者は、裁判官が許可する条件に、意見を述べることができる。
② 前項の規定により電子調書の記録を省略する場合において、裁判官の命令又は当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当事者の裁判上の利用に供するため、証人等の陳述又は検証の結果を録音し、又は録音した電磁的記録を作成しなければならない。この場合において、当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

（映像等の送受信による通信の方法による尋問）法第二百七十七条の二

（映像等の送受信による通信の方法による尋問）法第二百七十七条の二

第一七〇条の二(1) 法第二百七十七條の二(映像等の送受信による通話の方法による尋問)に規定する方法によつてする証人又は当事者本人の尋問は、当事者の意見を聴いて、尋問を受ける者を裁判所が相当と認める場所に出頭させて、尋問を受けるにおいて、当該場所は、尋問を受ける者の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると裁判所が認める者の在席する場所であつてはならない。

(2) 第二十三條(映像等の送受信による通話の方法による尋問)第三項及び第四項の規定は、前項の方法による尋問について準用する。

第二七条 尋問(法第二百七十七條)の規定は、法第二百七十八條(尋問等に代わる書面の提出)第一項の規定により証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人の意見の陳述に代えて書面の提出をさせる場合について準用する。

司法委員の発問 第一七二条 裁判官は、必要があると認めるときは、司法委員が証人等に對し直接に問いを発することを許すことができる。

第三編 上訴 第一章 控訴 (控訴権の放棄、法第二百八十四條) 第一七三條(控訴) 控訴をする権利の放棄は、控訴の提起前であつては第一審裁判所(控訴の提起後には訴訟記録の存する裁判所)對する申述によつてしなければならない。

(2) 控訴の提起後における前項の申述は、控訴の取下げとともにしなければならない。

(3) 第一項の申述があつたときは、裁判所書記官は、その旨を相手方に通知しなければならない。

(控訴提起によらば送付) 第一七四條(1) 控訴の提起があつた場合には、第一審裁判所は、控訴却下の決定をしたときを除き、遅滞なく、事件を控訴裁判所に送付しなければならない。

(2) 前項の規定による事件の送付は、第一審裁判所の裁判所書記官が、控訴裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継いでしなければならない。

(攻撃防御方法を記載した控訴状) 第一七五條 攻撃及び防御の方法を記載した控訴状は、準備書面を兼ねるものとする。

第一七六條 削除 法第二百九十二條 第一七七條(1) 控訴の取下げは、訴訟記録の存する裁判所にしな

法令追録(民事訴訟規則の一部改正)

ければならない。

(2) 控訴の取下げがあつたときは、裁判所書記官は、その旨を相手方に通知しなければならない。

(附帯控訴) 法第二百九十三條 第一七八條 附帯控訴については、控訴に関する規定を準用する。

(第一審の訴訟手続の規定の準用) 法第二百九十七條 第一七九條 前編(第一審の訴訟手続)第一章から第五章まで(訴え、口頭弁論及びその準備、証拠、判決並びに裁判によるくない訴訟の完結)の規定は、特別の定めがある場合を除き、訴審の訴訟手続について準用する。

(法第二百七十七條の規定による説明等の規定の準用) 法第二百九十八條 第八十七條(法第二百七十七條の規定による当事者の説明の方式)の規定は、法第二百九十八條(第一審の訴訟行為の効力等)第二項において準用する法第二百七十七條(準備的口頭弁論終了後の攻撃防御方法の提出)の規定による当事者の説明について、第九十四條(法第二百七十八條の規定による当事者の説明の方式)の規定は、法第二百九十八條第二項において準用する法第二百七十八條(書面による準備手続終了後の攻撃防御方法の提出)の規定による当事者の説明について準用する。

(攻撃防御方法の提出等の期間) 法第三百一十條 第一八二條 第四百三十九條(書証の写しの提出期間)の規定(第一八二條の四(書証の規定の準用))において準用する場合を含むときは、法第三百一十條(攻撃防御方法の提出等の期間)第一項の規定は、法第三百一十條(攻撃防御方法の提出等の期間)第一項の内容に係る証拠調べの申出、文書又は電磁的記録を提出してするものに限る。すべし期間を定めたときについて、第八十七條(法第二百六十七條の規定による当事者の説明の方式)第八十八條の規定は、法第二百六十七條第一項の規定による当事者の説明について準用する。

(第一審判決の取消し事由等を記載した書面) 第一八二條 控訴状に第一審判決の取消し又は変更を求める事由の具体的な記載がないときは、控訴人は、控訴の提起後十日以内に、これらを記載した書面を控訴裁判所に提出しなければならない。

(反論書) 第一八三條 裁判長は、被控訴人に対し、相当の期間を定めて、控訴人が主張する第一審判決の取消し又は変更を求めらるる事由に對する被控訴人の主張を記載した書面の提出を命ずることができ、

(第一審の電子判決書等の引用) 第一八四條 控訴審の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書における事実及び理由の記録は、第一審の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書を引用してすることができる。

(第一審裁判所への記録の引継ぎ) 第一八五條 控訴審は、第一審裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継がなければならない。

第二章 上告 (控訴の規定の準用) 法第三百十三條 第八六條 前章(控訴)の規定は、特別の定めがある場合を除き、上告及び上告審の訴訟手続について準用する。

第一八七條 削除 (上告提起と上告受理申立てを一通の書面で行う場合の取扱) 第一八八條 上告の提起と上告受理の申立てを一通の書面で行うときは、その書面上に上告状と上告受理申立書を兼ねるもので、上告の理由及び上告受理の申立ての理由をその書面に記載するときは、これらを區別して記載しなければならない。

(電子上告提起通知書の送達等) 第一八九條(1) 上告の提起があつた場合においては、上告状却下の命令又は法第三百十六條(原裁判所による上告の却下)第一項第一号の規定による上告却下の決定があつたときを除き、当事者に電子上告提起通知書(上告の提起があつた旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ)を送達しなければならない。

(2) 前項の規定により被告人に電子上告提起通知書を送達するときは、同時に、上告状を送達しなければならない。

(3) 原裁判所の電子判決書又は電子判決書による電子上告提起通知書の送達は、電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書とともにしなければならない。

(4) 電子上告提起通知書が作成されたときは、裁判所書記官は、これをファイルに記録しなければならない。

(法第三百十二條第一項及び第二項の上告理由の記載の方式) 法第三百十三條 第一八三條(1) 判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とする上告の場合における上告の理由の記載は、憲法の条項を掲げ、憲法に違反する事由を訴求してしなければならない。この場合において、その事由を訴訟手続に関するものであるときは、憲法に違反する事実を掲げなければならない。

第一八四條 控訴審の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書における事実及び理由の記録は、第一審の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書を引用してすることができる。

(第一審裁判所への記録の引継ぎ) 第一八五條 控訴審は、第一審裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継がなければならない。

第二章 上告 (控訴の規定の準用) 法第三百十三條 第八六條 前章(控訴)の規定は、特別の定めがある場合を除き、上告及び上告審の訴訟手続について準用する。

第一八七條 削除 (上告提起と上告受理申立てを一通の書面で行う場合の取扱) 第一八八條 上告の提起と上告受理の申立てを一通の書面で行うときは、その書面上に上告状と上告受理申立書を兼ねるもので、上告の理由及び上告受理の申立ての理由をその書面に記載するときは、これらを區別して記載しなければならない。

(電子上告提起通知書の送達等) 第一八九條(1) 上告の提起があつた場合においては、上告状却下の命令又は法第三百十六條(原裁判所による上告の却下)第一項第一号の規定による上告却下の決定があつたときを除き、当事者に電子上告提起通知書(上告の提起があつた旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ)を送達しなければならない。

(2) 前項の規定により被告人に電子上告提起通知書を送達するときは、同時に、上告状を送達しなければならない。

(3) 原裁判所の電子判決書又は電子判決書による電子上告提起通知書の送達は、電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書とともにしなければならない。

法令追録（民事訴訟規則の一部改正）

ばならない。

② 法第三十一条（上告の理由）第二項各号に掲げる事由があることを理由とする上告の場合における上告の理由の記載は、その条項及びこれに該当する事実を示してしなければならない。

（法第三十二條第三項の上告理由の記載の方式・法第三十一条）

第九一条① 判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があることを理由とする上告の場合における上告の理由の記載は、法令及びこれに違反する事由を示してしなければならない。

② 前項の規定により法令を示すには、その法令の条項又は内容（成文法以外の法令については、その趣旨）を掲記しなければならない。

③ 第一項の規定により法令に違反する事由を示す場合において、その法令が訴訟手続に関するものであるときは、これに違反する事実を掲記しなければならない。

（判例の標示）

第九二条 前条（法第三十二條第一項及び第二項の上告理由の記載の方式並びに法第三十二條第三項の上告理由の記載の方式）に規定する上告において、判決が最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断をしたことを主張するときは、その判例を具体的に示さなければならない。

（上告理由の記載の仕方）

第九三条 上告の理由は、具体的に記載しなければならない。

第九四条 上告理由の提出期間は、上告人が第九八条九条（電子上告提出通知書の送達等）第一項の規定による電子上告提出通知書を受けた日から五百日とする。

（上告理由を記載した書面）

第九五条 上告理由を記載した書面には、被上告人（当該書面の送達により法第九九条の二（電子情報処理組織による送達）の第一項ただし書の届を出している者を除く。）の数の副本（法第九九条の二（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあつては、当該事項を出力することにより作成した書面）を添付しなければならない。

（補正命令）

第九六条① 上告状又は第九九条（上告理由書の提出期間）の期間内に提出した上告理由書における上告のすべての理由の記載が第九九条（法第二百二十二條第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第九九条（法第三十一条第三項）の条項に違反しているときは、原裁判所は、決定で、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

② 法第九六条（原裁判所による上告の却下）第一項第二号の規定による上告却下の決定は、上告の理由の記載が法第九九条（法第三十一条）の規定に違反していることが明らかであることを理由とするものに限り、前項の規定により定められた期間内に上告人が不備の補正をしないときにするものとする。

（上告裁判所への事件送付）

第九七条① 原裁判所は、上告状却下の命令又は上告却下の決定があつた場合を除き、事件を上告裁判所に送付しなければならない。この場合において、原裁判所は、上告人が上告の理由中に示した訴訟手続に関する事実の有無について意見を付すことができる。

② 前項の規定による事件の送付は、原裁判所の裁判所書記官が、上告裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継いでしなければならない。

③ 上告裁判所の裁判所書記官は、前項の規定による訴訟記録の管理の引継ぎを受けたときは、速やかに、その旨を事業者に通知しなければならない。

（上告理由書の送達）

第九八条 上告裁判所が原裁判所から事件の送付を受けた場合において、法第三十七條（上告裁判所による上告の却下等）第一項の規定による上告却下の決定又は同条第二項の規定による上告裁却の決定をしないときは、被上告人に上告理由書の副本を送達しなければならない。ただし、上告裁判所が口頭弁論を聴けるときは、この限りでない。

（上告受理の申立て）

第九九条① 上告受理の申立ての理由の記載は、原則に最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断を示すことその他の法令の解釈に関する重要な事項を含むことを示してなければならない。この場合においては、第九九条（法第三十二條第三項の上告理由の記載の方式）第二項及び第三項の規定を準用する。

第九九条（控訴）の規定を準用し、第九八条九条（電子上告提出通知書の送達等）及び第九九条（法第三十一条）から前条まで（判例の標示）、上告理由の記載の仕方、上告理由書の提出期間、上告

理由を記載した書面、補正命令、上告裁判所への事件送付及び上告理由書の送達）の規定は、上告受理の申立てについて準用する。この場合において、第九九条（法第三十一条）及び第九九条（電子上告提出通知書）とあるのは、「電子上告受理申立て通知書」と、第九九条（法第三十一条）中「上告の提起があつた書」とあるのは、「上告受理の申立てがあつた書」と第九九条（法第三十一条）中「被上告人」とあるのは、「相手方」と、第九九条（法第三十一条）中「法第九九条（法第三十一条）第一項及び第二項の上告理由の記載の方式」又は第九九条（法第三十二條第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは、「第九九条（上告受理の申立て）第一項」と読み替えるものとする。

（上告受理の決定）

法第三十一条

第二〇〇条 最高裁判所は、上告審として事件を受理する決定をするときは、当該決定において、上告受理の申立ての理由中法第三十一条（上告理由の申立て）第三項の規定により排除するものを明らかにしなければならない。

（答弁書提出命令）

第二〇一条 上告裁判所又は上告受理の申立てがあつた場合において、最高裁判所の裁判長は、相当の期間を定め、答弁書を提出すべきことを被上告人又は相手方に命ずることができる。

（差戻し等の判決があつた場合の記録の引継ぎ）

法第三十二條

第二〇二条 差戻し又は移送の判決があつたときは、上告裁判所の裁判所書記官は、差戻し又は移送を受けた裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継がなければならない。

（最高裁判所への移送）

法第三十二條

第二〇三条 法第三十二條（最高裁判所への移送）の規定により、上告裁判所である高等裁判所が事件を最高裁判所に移送する場合は、憲法その他の法令の解釈について、その高等裁判所の意見が最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反するときは、その意見を併せて示す。

（特別上告）

法第三十七條等

第二〇四条 法第三十七條（特別上告）第一項（法第三百八十条（異議後の判決に対する不服申立て）第一項において準用する場合を含む。）の上告及びその上告審の訴訟手続に対する性質に反しない限り、第二審又は第一審の終局判決に対する上告及びその上告審の訴訟手続に関する規定を準用する。

第三章 抗告

（控訴又は上告の規定の準用）

法第三十一条

理由を記載した書面、補正命令、上告裁判所への事件送付及び上告理由書の送達）の規定は、上告受理の申立てについて準用する。この場合において、第九九条（法第三十一条）及び第九九条（電子上告提出通知書）とあるのは、「電子上告受理申立て通知書」と、第九九条（法第三十一条）中「上告の提起があつた書」とあるのは、「上告受理の申立てがあつた書」と第九九条（法第三十一条）中「被上告人」とあるのは、「相手方」と、第九九条（法第三十一条）中「法第九九条（法第三十一条）第一項及び第二項の上告理由の記載の方式」又は第九九条（法第三十二條第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは、「第九九条（上告受理の申立て）第一項」と読み替えるものとする。

第二〇五条 抗告及び抗告裁判所の訴訟手続には、その性質に反しない限り、第一章（控訴）の規定を準用する。ただし、法第三百三十条（再抗告）の抗告及びこれに関する訴訟手続には前章（上告）の規定中第二審又は第一審の終局判決に対する上告及びその上告審の訴訟手続に関する規定を準用する。

（抗告裁判所の事件送付）

第二〇六条 抗告を理由がないと認めるときは、原裁判所は、意見を付して事件を抗告裁判所に送付しなければならない。

（原裁判の取消事由等に記載した書面）

第二〇七条 法第三百三十条（再抗告）の抗告以外の抗告をする場合において、抗告状に原裁判の取消し又は変更を求める事由の具体的な記載がないときは、抗告人は、抗告の提起後十四日以内に、これを記載した書面を原裁判所に提出しなければならない。

（抗告状の写の送付等）

第二〇七条の二 法第三百三十条（再抗告）の抗告以外の抗告があったときは、抗告裁判所は、相手方に対し、抗告状の写を送付するものとする。ただし、その抗告が不適法であるとき、抗告に理由がないと認めるとき、又は抗告状の写を送付することが相当でないと認めるときは、この限りでない。

同時に、前条の書面（抗告の提起後十四日以内に提出されたものに限る。）の写しを送付するものとする。

（特別抗告・法第三百三十六条）

第二〇八条 法第三百三十六条（特別抗告）第一項の抗告及びこれに関する訴訟手続には、その性質に反しない限り、法第三百二十七条（特別抗告）第一項の上告及びその上告審の訴訟手続に関する規定を準用する。

（許可抗告・法第三百三十七條）

第二〇九条 法第三百三十七條（控訴）の規定の準用、第百八十九條（電子上告提起通知書の送達等）、第百九十二條（判例の摘示）、第百九十三條（上告理由の記載の仕り）、第百九十五條（上告理由を記載した書面）、第百九十六條（補正命令及び第百九十七條（上告受理の申立て））第一項の規定は、法第三百三十七條（許可抗告）第二項の申立てについて、第二百三十七條（上告受理の決定）の規定は、法第三百三十七條第二項の規定による許可をする場合について、前条（特別抗告）第三十七條（上告受理の規定）による許可があった場合について準用する。この場合において、第百八十九條中「電子上告提起通知書」とあるのは、電子抗告許可申立て通知書と、同条第七項中「上告の提起があった旨」とあるのは、法第三百三十七條（許可抗告）第一項の申立てがあった旨と読み替えるものと

する。

（再抗告等の抗告理由書の提出期間）

第二〇九条 法第三百三十条（再抗告）の抗告及び法第三百三十六条（特別抗告）第一項の抗告においては、抗告理由書の提出の期間は、抗告人が第百二十五条（控訴又は上告の規定の準用）ただし書及び第百二十八条（特別抗告）において準用する第百八十九條（電子上告提起通知書の送達等）第一項の規定による電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六條第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）の送達を受けた日から十四日とする。

② 前項の規定は、法第三百三十七條（許可抗告）第二項の申立てに係る理由書の提出の期間について準用する。この場合において、前項中「電子抗告提起通知書」とあるのは、法第三百三十六條第一項の抗告と、法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六條第一項の抗告とあるのは、法第三百三十七條（許可抗告）第一項の申立てと読み替えるものとする。

（再審の訴訟手続・法第三百四十一條）

第二一一条 ① 再審の訴状には、不服の申立てに係る判決、電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書が作成されているものを除き、以下この条において同じ。）の写しを添付しなければならない。

② 原告は、前項の判決の写の添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該判決に係る画像情報を第五十二條の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

③ 法第百二十二條の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項及び第三項の規定は、前項の判決の写しの添付について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは、民事訴訟規則第二百一十一條（再審の訴訟手続）第一項と読み替えるものとする。

④ 前項に規定するほか、再審の訴訟手続には、その性質に反しない限り、各級審における訴訟手続に関する規定を準用する。

（決定又は命令に対する再審・法第三百四十九條）

第二一一条 前条（再審の訴訟手続）第三百四十九條（決定又は命令に対する再審）第一項の再審の申立てについて準用する。

第五編 手形訴訟及び小切手訴訟に関する特別

（最初の口頭弁論期日の指定等）

第二一三条 ① 手形訴訟による訴えが提起されたときは、裁判長は、直ちに、口頭弁論の期日を指定し、当事者を呼び出さなければならない。

② 当事者に対する前項の期日の電子呼出状には、期日前にあらかじめ主張、証拠の申出及び証拠調べに必要な準備をすべき旨を記録しなければならない。

③ 被告に対する前項の期日の電子呼出状には、前項に規定する事項のほか、裁判長が定める期間内に答弁書を提出すべき旨及び法第三百五十四條（口頭弁論の終結）の規定の趣旨を記録しなければならない。

（一期日審理の原則）

第二一四條 手形訴訟においては、やむを得ない事由がある場合を除き、最初につき、口頭弁論の期日において、審理を完了しなければならない。

（期日の変更又は弁論の続行）

第二一五條 ① 口頭弁論の期日を変更し、又は弁論を続行するとき、二次の期日は、やむを得ない事由がある場合を除き、前の期日から十五日以内の日に指定しなければならない。

（手形判決の表示）

第二一六條 手形訴訟の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書には、手形判決と表示しなければならない。

（異議申立ての方式等・法第三百五十七條）

第二一七條 ① 異議の申立ては、書面で行われなければならない。

② 裁判所は、前項の書面を相手方に送付しなければならない。

③ 法第百六十一條（準備書面）第二項に掲げる事項を記載した第一項の書面は、準備書面を兼ねるものとする。

④ 異議申立て権の放棄及び異議の取下げ（法第百五十八條等）申述によつて行われなければならない。

⑤ 前項の申述べたときは、裁判所書記官は、その旨を相手方に通知しなければならない。

⑥ 第百六十二條（訴えの取下げがあった場合の取扱い）第一項及び第二項の規定は、異議の取下げの書面の送達について準用する。

（手形訴訟の電子判決書の引用）

第二一九條 異議後の訴訟の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書における事実及び理由の記録は、手形訴訟の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書を引用して行うことができる。

（督促手続から手形訴訟への移行・法第三百六十六條）

第二二〇條 ① 手形訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述を

訴訟の進行に關し必要な事項についての協議を行うために必要な事項の取捨をすることができ、

③ 裁判長は、前項の取捨をする場合には、裁判所書記官に命じて行わせることができる。

④ (準備書の記載) 第三十一条の五(一) 当事者は、法定審理期間訴訟手続において準備書面を作成するときは、主要な争点とこれに関連する事実とを明確に区別し、簡潔に記載しなければならない。

⑤ 当事者は、前項の関連する事実の記載に当たっては、できる限り、主要な争点に関連する重要な事実に限って記載しなければならない。

(証拠の申出) 第三十一条の六 当事者は、法定審理期間訴訟手続における証拠の申出に当たっては、証明すべき事実の立証に必要な証拠を厳選して、これをしなければならない。

(法定審理期間訴訟手続の判決) 第三十一条の七(一) 裁判長は、法定審理期間訴訟手続の審理(第四項の規定による確認をするために必要があるときは、当事者に対し、法定審理期間訴訟手続の判決において判断すべき事項及びこれに関連する各当事者の攻撃又は防御の方法の要旨を記載した書面を提出することを命ずることができ、

② 法第三百八十一条の三(第四項の規定による法定審理期間訴訟手続の審理) 第四項の規定による確認をするために必要があるときは、当事者に対し、法定審理期間訴訟手続の判決において判断すべき事項及びこれに関連する各当事者の攻撃又は受託裁判官は、裁判所書記官に当該事項を記録した電子調書を作成させるものとする。

(通常の手続への移行) 法第三百八十一条の四 第三十一条の八(一) 法第三百八十一条の四(通常の手続への移行) 第一号の申出は、期日においてする場合を除き、書面で行しなければならない。

② 法第三百八十一条の四(通常の手続への移行) 第二号の申出は、期日においてする場合を除き、書面で行なければならない。

③ 法第三百八十一条の四(通常の手続への移行) 第三号の申出は、期日においてする場合を除き、書面で行なければならない。

④ 法第三百八十一条の四(通常の手続への移行) 第四号の申出は、期日においてする場合を除き、書面で行なければならない。

⑤ 法第三百八十一条の四(通常の手続への移行) 第五号の申出は、期日においてする場合を除き、書面で行なければならない。

⑥ 法第三百八十一条の四(通常の手続への移行) 第六号の申出は、期日においてする場合を除き、書面で行なければならない。

⑦ 法第三百八十一条の四(通常の手続への移行) 第七号の申出は、期日においてする場合を除き、書面で行なければならない。

⑧ 法第三百八十一条の四(通常の手続への移行) 第八号の申出は、期日においてする場合を除き、書面で行なければならない。

⑨ 法第三百八十一条の四(通常の手続への移行) 第九号の申出は、期日においてする場合を除き、書面で行なければならない。

⑩ 法第三百八十一条の四(通常の手続への移行) 第十号の申出は、期日においてする場合を除き、書面で行なければならない。

⑪ 法第三百八十一条の四(通常の手続への移行) 第十一号の申出は、期日においてする場合を除き、書面で行なければならない。

⑫ 法第三百八十一条の四(通常の手続への移行) 第十二号の申出は、期日においてする場合を除き、書面で行なければならない。

⑬ 法第三百八十一条の四(通常の手続への移行) 第十三号の申出は、期日においてする場合を除き、書面で行なければならない。

⑭ 法第三百八十一条の四(通常の手続への移行) 第十四号の申出は、期日においてする場合を除き、書面で行なければならない。

⑮ 法第三百八十一条の四(通常の手続への移行) 第十五号の申出は、期日においてする場合を除き、書面で行なければならない。

法定審理期間訴訟手続の終局判決に対する異議について準用する。

第八編 督促手続

(督促に関する規定の準用) 法第二百八十四条 第三十三条 支払督促の申立てには、その性質に反しない限り、訴訟に関する規定を準用する。

(電子支払督促のファイルの記録の方式) 第三十三条 裁判所書記官は、電子支払督促を作成してファイルに記録するときは、当該電子支払督促が当該裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電子支払督促の変更を防ぐために必要な措置を講じなければならない。

(電子支払督促の送達等) 法第二百八十八条 第三十四条(一) 電子支払督促の債務者に対する送達は、次の各号のいずれかに掲げる方法によつてする。

一 電子支払督促に記録されている事項を記載した書面であつて、当該書面の内容が電子支払督促に記録されている事項と同一であることを証明する旨を記載し、裁判所書記官が記名押印したものの送達

二 法第二百九条の二(電子情報処理組織による送達)の規定による送達

② 裁判所書記官は、支払督促を発したときは、その旨を債権者に通知しなければならない。

(仮執行の宣言の申立て等) 法第二百九十一条 第三十五条(一) 仮執行の宣言の申立ては、手続の費用額を明らかにしなければならない。

② 法第二百九十一条(仮執行の宣言) 第二項ただし書に規定する債権者の同意は、仮執行の宣言の申立ての時にするものとする。

(仮執行の宣言を付した電子支払督促の送達等) 法第二百九十一条 第三十六条(一) 第二百三十四条(電子支払督促の送達等) 第一項の規定は、仮執行の宣言を付した電子支払督促の当事者に対する送達について準用する。

② 法第二百九十一条(仮執行の宣言) 第二項ただし書の書面に、当該書面の内容が仮執行の宣言を付した電子支払督促に記録されている事項と同一であることを証明する旨を記載し、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

(訴訟への移行による記録の引継ぎ) 法第二百九十五条 第三十七条(一) 法第二百九十五条(督促異議の申立て)による訴訟への移行の規定により地方裁判所に訴訟の申立てがあつたものとみなされたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、地方裁判所の

裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継がなければならない。

第九編 執行停止

(執行停止の申立ての方式) 法第四百三十一条 第三十八条 法第四百三十一条(執行停止の裁判) 第一項に規定する申立ては、書面で行なければならない。

第十編 雑則

(特許法第五百十條第六項の規定による囑託に基づく証拠調べ又は証拠保全) 第三十九条(一) 特許法(昭和三十一年法律第二十号)第五百十條(証拠調べ及び証拠保全) 第六項(同法及び他の法律において準用する場合を含む)の規定による囑託に基づいて地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官が行つた証拠調べ又は証拠保全については、この規則中証拠調べ又は証拠保全に関する規定を準用する。ただし、証拠の申出又は証拠保全の申立てに関する規定及び附則(抄) に関する規定については、この限りでない。

(施行期日) 第四十条(一) 本規則は、法の施行の日平成二〇一〇年一月一日から施行する。

(旧規則の廃止) 第四十一条(一) 民事訴訟規則(昭和三十一年最高裁判所規則第二号(中略))は、廃止する。

(施行期日) 第四十二条(一) 本規則は、法の施行の日平成二〇一〇年一月一日から施行する。

(施行期日) 第四十三条(一) 本規則は、法の施行の日平成二〇一〇年一月一日から施行する。

(施行期日) 第四十四条(一) 本規則は、法の施行の日平成二〇一〇年一月一日から施行する。

(施行期日) 第四十五条(一) 本規則は、法の施行の日平成二〇一〇年一月一日から施行する。

(施行期日) 第四十六条(一) 本規則は、法の施行の日平成二〇一〇年一月一日から施行する。

(施行期日) 第四十七条(一) 本規則は、法の施行の日平成二〇一〇年一月一日から施行する。

(施行期日) 第四十八条(一) 本規則は、法の施行の日平成二〇一〇年一月一日から施行する。

(施行期日) 第四十九条(一) 本規則は、法の施行の日平成二〇一〇年一月一日から施行する。

(施行期日) 第五十条(一) 本規則は、法の施行の日平成二〇一〇年一月一日から施行する。

(施行期日) 第五十一条(一) 本規則は、法の施行の日平成二〇一〇年一月一日から施行する。

(施行期日) 第五十二条(一) 本規則は、法の施行の日平成二〇一〇年一月一日から施行する。

(施行期日) 第五十三条(一) 本規則は、法の施行の日平成二〇一〇年一月一日から施行する。

(施行期日) 第五十四条(一) 本規則は、法の施行の日平成二〇一〇年一月一日から施行する。

(施行期日) 第五十五条(一) 本規則は、法の施行の日平成二〇一〇年一月一日から施行する。

(施行期日) 第五十六条(一) 本規則は、法の施行の日平成二〇一〇年一月一日から施行する。

法令追録（民事訴訟規則の一部改正）

改正前事件における被告すべき事項の告知については、なお従前の例による。
（当事者能力判断資料の提出及び法定代理権等の証明に関する経過措置）

第四條 改正後民事訴訟規則第十四条第二項から第四項まで、第十五条第一項から第三項まで（これらの規定を改正後民事訴訟規則第十五条第四項、第十八条第一項及び第二十三条第三項において準用する場合を含む）、第十八条第二項及び第三項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定は、第二条改正後事件における当事者能力の判断資料の提出、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要と授権の証明、選定当事者の選定及び変更の証明、法人の代表者及び法人でない社団又は財団その名の証明、法人又は訴えられた者が、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要と授権の証明並びに訴訟代理権の証明について、前条の規定を改正後事件における当事者能力の判断資料の提出、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要と授権の証明、選定当事者の選定及び変更の証明、法人の代表者及び法人でない社団又は財団その名の証明、又は訴えられた者が、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要と授権の証明並びに訴訟代理権の証明について、なお従前の例による。

費用額の確定手続に関する経過措置

第五條 改正後民事訴訟規則第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項、第二十六条並びに第二十七条の規定は、第二条改正後事件における訴訟費用等の負担を求める処分に係る費用額の証明及び訴訟費用等の負担の額を定める処分について適用し、第一条改正前事件における訴訟費用等の負担を求める処分に係る費用額の証明及び訴訟費用等の負担の額を定める処分の方式については、なお従前の例による。
（関係等の制限に関する経過措置）

第六條 改正後民事訴訟規則第二十四条第八項及び第七十項の規定は、第二条改正後事件における文書等又は電磁的記録から秘密記載部分を除いたものを提出した場合の当該文書等の閲覧、謄写又は複製については、なお従前の例による。
（映像と音の受発信による通話の方法による口頭弁論期日等の調書の記載等に関する経過措置）

第七條 第一条改正前事件における証人又は当事者本人若しくは

は訴訟において当事者を代表する法定代理人の尋問、鑑定人の意見の陳述及び専門委員の手続又は発問（以下この項において「証人尋問等」という。）の調書において作成されたものについては、当該証人尋問等が施行日以後に行われたときは、改正後民事訴訟規則第三十四条の七（民事訴訟規則第二十一条第四項）（改正後民事訴訟規則第一百七十条）並びに訴訟規則第二百二十八条において準用する場合を含む）、第二百七十五條の二第二項において準用する場合を含む）、第二百七十五條の五第一項及び第二百七十六條第五項において準用する改正後民事訴訟規則第三十条の二第二項中「に係る電子調書に記録しなければ」とあるのは、「当該調書に記載しなければ」とあり、この規定を適用し、当該証人尋問等が施行日以前に行われたときは、なお従前の例による。
（電子調書の直送に関する経過措置）

第八條 第二条改正前事件における呼出状の公示送達については、なお従前の例による。
（電磁的記録の直送に関する経過措置）

第九條 第二条改正前事件における電磁的記録の直送については、改正後民事訴訟規則第七十條の二第二項中「方法」とあるのは、「方法（同項第四号に掲げる方法を除く）」として、同条の規定を適用する。
（民事訴訟法第一百七十条の訴えの添付書類に関する経過措置）

第一〇條 改正後民事訴訟規則第四十九條第二項及び第二項の規定は、訴えに係る事件（改正後附則第二条に規定する訴えに係る事件をいう。以下同じ）であつて施行日以後に提起されるもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定を適用し、当該申立て時に訴えの提起があつたものとみなされるものを除く。以下同じ）における民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一百七十条第一項の訴え

の訴状の添付書類について、適用する。

決定及び命令に関する経過措置

第一一條 改正後民事訴訟規則第五十条第二項において準用する改正後民事訴訟規則第一百五十五条の規定は、第二条改正後事件における決定及び命令については、なお従前の例による。
（訴訟手続の受継の申立てに関する経過措置）

第二條 改正後民事訴訟規則第五十一条第三項から第七項までの規定は、第二条改正後事件における訴訟手続の受継の申立てについて、適用する。
（証拠収集の処分申立てに関する経過措置）

第三條 改正後民事訴訟規則第五十二条の六第四項から第七項までの規定は、施行日以後に申し立てられる訴えの提起前における証拠収集の処分申立書の添付書類について、適用する。
（電子情報処理組織を使用する申立て等に関する経過措置）

第四條 改正後民事訴訟規則第七章の規定は、第二条改正後事件における改正後第二条の規定による改正後の民事訴訟法（以下「改正後民事訴訟法」という。）第二百三十二条の十一第一項に規定する申立て等七つについて、適用する。
（当事者に対する住所、氏名等の秘匿に関する経過措置）

第五條 改正後民事訴訟規則第五十二条の二十第七項及び第九項並びに改正後民事訴訟規則第五十二条の二十第七項及び第九項改正後事件における文書等又は電磁的記録から秘密事項記載部分を除いたもの及び閲覧等用秘匿事項届出書面の提出については、適用する。
（訴状の記載事項及び添付書類等に関する経過措置）

第六條 改正後民事訴訟規則第五十三条第四項の規定は、訴状に係る事件であつて施行日以後に提起されるものにおける訴状の記載事項について適用し、訴えに係る事件であつて施行日前に提起されたもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定を適用し、当該申立て時に訴えの提起があつたものとみなされるものを含む）における訴状の記載事項については、なお従前の例による。
改正後民事訴訟規則第五十五条第三項から第六項まで及び第

五十五條の二の規定は、訴えに係る事件であつて施行日以後に提起されるものにおける訴状の添付書類及び訴えの提起前に法律事務を行つた者に係る情報に関する事項の届出について適用する。

第一七九条 第二改正前事件における訴状添付下及び控訴状下の命令に対する即時抗告に関する経過措置

(速記記録に関する経過措置)

第一八一条 改正後民事訴訟規則第七十一条及び第七十二条(これらを含む)の規定は、改正後民事訴訟規則第七十八条において準用する場合を含む。第二改正前事件における電子調書の作成及び電子調書への引用については適用し、第二改正前事件における速記記録の作成及び調書への引用については、なお従前の例による。

② 第二改正前事件における速記原本の調書への引用 反訳及び更正については、なお従前の例による。

第一九一条 改正後民事訴訟規則第七十六条の二第二項(改正後民事訴訟規則第七十八条において準用する場合を含む)の規定は、第二改正前事件における電子調書更正処分について適用し、第二改正前事件における調書の更正処分については、次項及び第三項に定めるところによる。

② 第二改正前事件における口頭弁論 裁判所の審尋及び口頭弁論の期日に行つた証拠調べ並びに受命裁判官又は受託裁判官が行う手続に係る調書の更正処分をするために行つた調書は、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければならぬ。

③ 第二改正前事件において、裁判長に支障があるときは、同項に規定する調書に陪席裁判官がその事由を付して認印しなければならない。裁判官に支障があるときは、裁判所書記官がその旨を記載すれば足りる。

(答弁書等に関する経過措置)

第二〇一条 改正後民事訴訟規則第八十条第三項の規定は、第二改正前事件における答弁書について適用し、第二改正前事件における答弁書については、なお従前の例による。

② 改正後民事訴訟規則第八十一条第二項並びに第八十二条第三項及び第四項の規定は、第二改正前事件における準備書面について適用する。

(書面による準備手続に関する経過措置)

第二一条 第二改正前事件における書面による準備手続については、改正後民事訴訟規則第九十一条第二項中「電子調書と

あるのは「調書」と、「記録させる」とあるのは「記載させ」と、同条第三項中「記録させなければ」とあるのは「記載させなければ」として、同条の規定を適用する。

(調査結果の報告に関する経過措置)

第二二条 改正後民事訴訟規則第五十五条の三の規定は、第二改正前事件における改正後民事訴訟法第六十六条第一項の嘱託に係る調査結果の報告について適用する。

(証人尋問に関する経過措置)

第二三条 改正後民事訴訟規則第七十一条の規定は、第二改正前事件における尋問手続書の提出について適用し、第二改正前事件における尋問手続書の提出については、なお従前の例による。

② 改正後民事訴訟規則第七十一条第三項(改正後民事訴訟規則第七十二条において準用する場合を含む)以下三項において同じ。この規定は、第二改正前事件における証人又は当事者本人若しくは訴訟において当事者を代表する法定代理人の宣誓の方式については、改正後民事訴訟規則第七十二条第三項中「述べさせる」とあるのは「記載した宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させると、これを述べると」とあるのは「宣誓書を朗読する」として、同項の規定を適用する。

第二四一条 改正後民事訴訟規則第三十一条の規定は、第二改正前事件における鑑定人の宣誓の方式について適用し、第二改正前事件における鑑定人の宣誓の方式については、同条第一項中「述べさせる」とあるのは「記載した宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させると、これを述べると」とあるのは「宣誓書を朗読する」として、同条第二項中「次の各号のいずれかに掲げる」とあるのは「良心に従つて誠実に鑑定することを誓ふ旨を記載した宣誓書に署名し、裁判所に提出する」と、「記載」とあるのは「記載した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」として、同条第二項中「署名を除く」とあるのは「署名を適用する」として、同条の規定を適用する。

(鑑定に関する経過措置)

第二五一条 改正後民事訴訟規則第七十七条第一項(改正後民事訴訟規則第七十七条において準用する場合を含む)の規定は、第二改正前事件における書証の申出について適用し、第二改正前事件における書証の申出については、なお従前の例による。

(書証に関する経過措置)

第二六一条 改正後民事訴訟規則第七十七条第一項(改正後民事訴訟規則第七十七条において準用する場合を含む)の規定は、第二改正前事件における書証の申出について適用し、第二改正前事件における書証の申出については、なお従前の例による。

② 改正後民事訴訟規則第七十七条第一項(改正後民事訴訟規則第七十七条において準用する場合を含む)の規定は、第二改正前事件における書証の申出について適用し、第二改正前事件における書証の申出については、なお従前の例による。

(判決等に関する経過措置)

第二七一条 第二改正前事件における判決書の裁判所書記官への交付については、なお従前の例による。

② 改正後民事訴訟規則第七十九条の規定は、第二改正前事件における電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書の送達について適用し、第二改正前事件における電子判決書又は判決書に代わる調書の送達については、なお従前の例による。

③ 改正後民事訴訟規則第六十条第一項(同条第二項(民事訴訟法第二百五十九條第五項の規定による補充の決定に係る部分)において準用する場合を含む)の規定は、第二改正前事件における判決の更正決定及び民事訴訟法第二百五十九條第五項の規定による補充の決定については、なお従前の例による。

④ 改正後民事訴訟規則第六十条第二項(改正後民事訴訟法第六十七條の二第二項の規定による和解又は請求の放棄若しくは認諾(以下この項及び次項において「和解等」という。))に係る電子調書の更正決定に係る部分に限る。において準用する

による。

② 改正後民事訴訟規則第七十七条第三項及び第七十四条第三項(これらの規定を改正後民事訴訟規則第七十七条第四項において準用する場合を含む)並びに第七十七条第四項の規定は、第二改正前事件における書証の申出及び文書の提出又は送付について適用する。

③ 第二改正前事件における受命裁判官又は受託裁判官により文書の証拠調べがされた場合における調書への当該文書の写しの添付については、なお従前の例による。

(電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置)

第二八一条 第二改正前事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、改正後民事訴訟規則第四十九條の二第一項中「最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十(電子情報処理組織)の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製」とあるのは「当該電磁的記録」と、「電磁的記録をいう」とあるのは「書面をいう」と、同項及び同条第二項中「電子証拠説明書」とあるのは「証拠説明書」と、同項及び第四十九條の四(電磁的記録の複製)とあるのは「電磁的記録を記録した記録媒体」とし、改正後民事訴訟規則第四十九條の二第一項及び第二項並びに第四十九條の四の規定を適用する。

(判決等に関する経過措置)

第二九一条 第二改正前事件における判決書の裁判所書記官への交付については、なお従前の例による。

② 改正後民事訴訟規則第七十九条の規定は、第二改正前事件における電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書の送達について適用し、第二改正前事件における電子判決書又は判決書に代わる調書の送達については、なお従前の例による。

③ 改正後民事訴訟規則第六十条第一項(同条第二項(民事訴訟法第二百五十九條第五項の規定による補充の決定に係る部分)において準用する場合を含む)の規定は、第二改正前事件における判決の更正決定及び民事訴訟法第二百五十九條第五項の規定による補充の決定については、なお従前の例による。

④ 改正後民事訴訟規則第六十条第二項(改正後民事訴訟法第六十七條の二第二項の規定による和解又は請求の放棄若しくは認諾(以下この項及び次項において「和解等」という。))に係る電子調書の更正決定に係る部分に限る。において準用する

法令追録（民事訴訟規則の一部改正）

改正後民事訴訟規則第六十条第二項の規定は、第二条改正後事件における和解等に係る電子調書の更正決定について適用し、第二条改正前事件における和解等に係る調書の更正決定については、次項に定めるところによる。

⑤ 第二条改正前事件における和解等に係る調書の更正決定は、和解等に係る調書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、和解等に係る調書の原本又は正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

②（和解条項案の書面による受諾等に関する経過措置）

第二八条① 改正後民事訴訟規則第六十三条第三項、第六十四条第二項及び第三項並びに第六十九條の規定は、第二条改正後事件における改正後民事訴訟法第二百六十九條第一項の規定による和解条項案の書面による受諾、裁判所等が定める和解条項及び訴え提起前の和解について適用し、第二条改正前事件における同項の規定による和解条項案の書面による受諾、裁判所等が定める和解条項及び訴え提起前の和解については、なお従前の例による。

② 第二条改正前事件における改正後民事訴訟法第二百六十四條第二項の規定による和解条項案の書面による受諾については、改正後民事訴訟規則第六十三条第四項中「記録した電子調書」とあるのは、「記載した調書」として、同項の規定を適用する。

② 第二条改正前事件における改正後民事訴訟法第二百六十四條第二項の規定による和解条項案の書面による受諾については、なお従前の例による。

第二九条① 第二条改正前事件における上告、上告受理の申立て、民事訴訟法第三百三十條の抗告、同法第三百三十六條第一項の抗告及び同法第三百三十七條第一項の抗告（次項において「上告等」という）に必要な費用の予納については、なお従前の例による。

②（上告提起の場合の費用の予納等に関する経過措置）

第二九条① 第二条改正前事件における上告、上告受理の申立て、民事訴訟法第三百三十條の抗告、同法第三百三十六條第一項の抗告及び同法第三百三十七條第一項の抗告（次項において「上告等」という）に必要な費用の予納については、なお従前の例による。

② 改正後民事訴訟規則第八十九條（改正後民事訴訟規則第九十九條第二項、第二百八條及び第二百九條において準用する場合を含む）、第九十九條（改正後民事訴訟規則第九十九條第二項において準用する場合を含む）、第九十九條（改正後民事訴訟規則第九十九條第二項、第二百八條及び第二百九條において準用する場合を含む）及び第二百十條第一項（同条第二項において準用する場合を含む）の規定は、第二条改正後事件における上告等について適用し、第二条改正前事件における上告等については、なお従前の例による。

③（再審の訴状等の添付書類に関する経過措置）

第三〇条 改正後民事訴訟規則第二百一十條第二項及び第三項（これらの規定を改正後民事訴訟規則第二百一十二條において準用する場合を含む）の規定は、訴えに係る事件であつて施行日

以後に提起されるものにおける再審の訴状又は申立書の添付書類について適用する。

②（手形訴訟等に関する経過措置）

第三一条① 改正後民事訴訟規則第二百一十條第一項及び第四項から第六項まで（これらの規定を改正後民事訴訟規則第二百一十一條において準用する場合を含む）の規定は、第二条改正後事件における手形訴訟又は小切手訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述をしてする手形訴訟又は小切手訴訟について適用し、第二条改正前事件における手形訴訟又は小切手訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述をしてする支払督促の申立てについては、なお従前の例による。

② 改正後民事訴訟規則第二百一十條第二項及び第三項（これらの規定を改正後民事訴訟規則第二百一十一條において準用する場合を含む）の規定は、第二条改正後事件における手形訴訟又は小切手訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述をしてする支払督促の申立てについて適用する。

民事訴訟費用等に関する規則の一部改正

○民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最高裁規一四 本則二条による改正）

施行（附則参照）

民事訴訟費用等に関する規則（昭和四六最高裁規五）の一部は次のように改正される。改正後の条文のみ次に掲げる。ただし、改正のない部分は省略した。

二（訴状その他の書類の作成及び提出の費用の額）

② 科書略

一 別表第二の一の項に掲げる申立てに係る事件のうち民事訴訟法（平成八年法律第九号 第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十八第一項の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされた事件）八百円とする。

二（官庁等からの書類の交付に要する費用の額）

第一條の三 法第一條第七号の最高裁判所が定める額は、第一種郵便物の最低料金の二倍の額（これを下回る額を告示で定めた場合）にあつては、その額とする。

二（費用の額）

第二條の四 法第十二号の最高裁判所が定める額は、第一種郵便物の最低料金の二倍の額に書料を加えた額（これを下回る額を告示で定めた場合）にあつては、その額とする。

二（費用の額）

第二條の五 法第十八号の最高裁判所が定める額は、第一種郵便物の最低料金の書料を加えた額（これを下回る額を告示で定めた場合）にあつては、その額とする。

二（費用の額）

第四條の二 法第八條第一項本文の規定により手数料を現金をもつて納める場合は、同項各号に掲げるものに関する手続において得られた納付情報により納付しなければならない。

法令追録（民事訴訟費用等に関する規則の一部改正）

② 法第八條第一項本文の規定により納めるべき手数料の額が百万円を超える場合には、前項の規定にかかわらず、財務省令で定める様式の一通の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店又は蔵入代理店（日本銀行の蔵入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）第一条に規定する蔵入代理店をいう。）をいう。次条第二項において同じ。）に納付することができ、この場合においては、当該手数料の納付を証明する財務省令で定める様式の領取証書を裁判所に提出しなければならない。

③ 前項に規定する方法により手数料を納める者（次項に規定する者を除く）は、前項の領取証書の提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該裁判書の画像情報を電子情報処理組織（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号 第五十二条の十第一項において同じ。）を使用して裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録する方法により提出することができる。

④ 第三項に規定する方法により手数料を納める民事訴訟法第三百三十条の十一第一項各号に掲げる者は、最高裁判所の細則で定めるところにより、第三項の領取証書の画像情報を電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出しなければならない。ただし、同条第三項に規定する場合は、この限りでない。

⑤ 裁判所は、前二項の規定により第二項の領取証書の画像情報が提出された場合において、必要があるときは、当該領取証書の原本の提示を求めることができる。

⑥ 一回の手数料の納付は、第一項の方法によりするものと第二項の方法によりするものとに分割して行うことができる。（改正により追加）

⑦ 現金をもつてする手数料の納付等
第四條の二 法第八條第二項ただし書の規定により手数料を現金をもつて納める場合は、財務省令で定める様式の一通の納付書により、日本銀行に納付するとともに、当該手数料の納付を証明する財務省令で定める様式の領取証書を裁判所に提出しなければならない。（改正）
⑧ 改正前の第四條の二
（手数料の還付等の処分方式）

第四條の四 法第九條第一項及び第二項並びに第十條第二項の申立てについての金銭を還付する処分は、これを記載した書面を作成し、その書面に処分をした裁判所書記官が記名押印しなければならない。（改正により追加）

（非訟事件手続規則の適用）
第四條の五 法第九條第一項及び第二項の申立て並びにその申立てについての裁判所書記官の処分、同条第四項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判、法第十條第二項の申立て及びその申立てについての裁判所書記官の処分並びに法第十五條第一項、法第十六條第二項、法第十七條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定は、その性質に反しない限り、非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の規定を準用する。（改正）

（現金をもつてする手数料以外の費用の予納）
第五條の二 特定申立てに係る手続において、法第十二條第二項の規定により同条第一項に規定する予納を現金をもつてする場合には、当該手続において得られた納付情報により納付しなければならない。

② 前項の場合において、法第十二條第一項の規定により予納を命じられた費用の概算額が百万円を超えるときは、前項の規定にかかわらず、保管金取扱規程（天正十一年大蔵省令第五号）第五條第二項に規定する方法により納付することができる。

③ 一回の予納は、第一項の方法によりするものと前項の方法によりするものとに分割して行うことができる。（改正により追加）

（資料の提出等）
第九條の二 裁判所（法第二十一條第二項、第二十二條第二項、第二十三條第二項又は第二十四條の規定により給付の額を定める場合）にあつては、裁判所書記官、第三項において同じ。）は、法第三章に定める給付の明細書があると認めるときは、その請求する者に対して書料の申し渡しの他の資料の提出等を求めることができる。（改正前の本条）
② 特定申立てに係る手続において前項の規定により資料の提出を求められた者は、当該資料が書面（書面）書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚により認識することができる情報記載された紙その他の有体物として、以下同じ。）をもつて作成されたもの、当該書面等の提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該書面等の画像情報を電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。改正により追加

法令追録（民事訴訟費用等に関する規則の一部改正）

法令追録（民事訴訟費用等に関する規則の一部改正）

③ 裁判所は、前項の規定により書面等の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面等の原本の提示を求めることができる。（改正により追加）

附則

（施行期日）
第一条 この規則は、昭和四十六年七月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、同年十月一日から施行する。（改正前もの附則）

第二節 特手手数料選付事件に適用する規定

第二条 特手手数料選付事件については、第四条の四及び第四条の五の規定は適用せず、次条から附則第二十二條までに定めることによる。（改正により追加）

第三条 裁判所書記官は、特手手数料選付事件における金銭を交付する処分をするときは、処分の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することのできる方式）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、これをファイルに記録しなければならない。この場合において、裁判所書記官は、当該電磁的記録が当該裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。（改正により追加）

（特手手数料選付事件に関する電子調書のファイルへの記録の方式）
第四条 裁判所書記官は、特手手数料選付事件において電子調書（期日又は期日外における手続的方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために民事訴訟法第六十條第一項（他の法令において準用する場合を含む）その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）を作成し、これをファイルに記録するときは、当該電子調書が当該裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電子調書の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。（改正により追加）

（電子調書の形式的記録事項）
第五条 ① 裁判長は、附則第二十二條において読み替えて準用する非訟事件手続規則第十九條第一項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければならない。

② 前項の場合において、裁判長に文障があるときは、陪席裁判官がその事由を当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書

上明らかにする措置を講じなければならない。裁判官に文障があるときは、裁判所書記官がその旨を記録すれば足りる。（改正により追加）

（期日及び電子調書に関する民事訴訟規則の準用）

第六条 民事訴訟規則第六十八條から第七十二條まで、第七十六條及び第七十七條前段の規定は、特手手数料選付事件（手続の期日及び電子調書について準用する。この場合において、同規則第六十八條第二項中「前条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）」第二項とあるのは、「民事訴訟費用等に関する規則第二十二條において読み替えて準用する非訟事件手続規則第二十二條第一項」と読み替へるものとする。（改正により追加）

（特手手数料選付事件に関する電子調書の更正処分的方式）
第七条 裁判所書記官は、法附則第四条第一項の規定による電子調書の更正処分をするときは、更正処分の内容を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。この場合において、裁判所書記官は、当該電磁的記録が当該裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。

② 裁判長は、前項の電磁的記録の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電磁的記録上明らかにする措置を講じなければならない。

③ 前項の場合において、裁判長に文障があるときは、陪席裁判官がその事由を当該電磁的記録に記録するとともに、当該電磁的記録の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電磁的記録上明らかにする措置を講じなければならない。裁判官に文障があるときは、裁判所書記官がその旨を記録すれば足りる。（改正により追加）

（特手手数料選付事件に関する記録の閲覧等）
第八条 民事訴訟規則第三十三條第一項の規定は特手手数料選付事件に関する非電磁的的事件記録の閲覧等（法附則第五條第一項に規定する特手手数料選付事件に関する非電磁的的事件記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製をいう。以下この条において同じ。）若しくは特手手数料選付事件に関する電磁的的事件記録の閲覧等（法附則第六條第一項に規定する特手手数料選付事件に関する電磁的的事件記録の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の記録の提供をいう。以下この条において同じ。）又は法附則第七

条第一項に規定する特手手数料選付事件に関する事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求について、同規則第三十三條第二項の規定は特手手数料選付事件に関する非電磁的的事件記録の閲覧等又は特手手数料選付事件に関する電磁的的事件記録の閲覧等の請求について、同規則第三十三條の二の規定は特手手数料選付事件に関する非電磁的的事件記録の閲覧等について、同規則第三十三條の三の規定は特手手数料選付事件に関する電磁的的事件記録の閲覧等について、同規則第三十三條の四の規定は法附則第七條第一項に規定する特手手数料選付事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供について準用する。この場合において、同規則第三十三條の三第一項第二号及び同条第一号中「第五十二條の十一」とあるのは、「民事訴訟費用等に関する規則附則第十條」と読み替へるものとする。（改正により追加）

（特手手数料選付事件に関する電子情報処理組織による申立て等）
第九条 電子情報処理組織を使用する方法による特手手数料選付事件に関する申立てについては、民事訴訟法第一編第七章の規定（同規則第五十二條の十の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第五十二條の十一項及び第五十二條の十四中、「法第三十二條の十一」とあるのは、「民事訴訟費用等に関する法律附則第八條第一項において読み替えて準用する法第五十二條の十一」と、同規則第五十二條の十二第一項中「第五十二條の十」とあるのは、「民事訴訟費用等に関する規則附則第十條」と、同規則第五十二條の十三中「第五十二條の十及び電子情報処理組織」とあるのは、「民事訴訟費用等に関する規則第六十條第一項第一号から第四号まで及び第七号」と、同規則第五十二條の十五第一項及び第五十二條の十七中「法第三十二條の十二（書面等）による申立て等」第一項又は「あるのは、「民事訴訟費用等に関する法律附則第八條第二項において準用する」と、同規則第五十二條の十六中「法又はこの規則」とあるのは、「この規則」と読み替へるものとする。（改正により追加）

（電子情報処理組織）
第一〇條 次各号に掲げる規定に規定する高裁判所規則で定める電子情報処理組織は、裁判所の使用に係る電子計算機と当該各号に定める行為を遂行するの用に係る電子計算機であつて最高裁判所が定める技術的基準に適合するものと電気通信回線が接続した電子情報処理組織とする。

一 法附則第六條第一項 同項の規定による複写の請求
二 法附則第六條第二項 同項の規定による電磁的記録の提供の請求
三 法附則第七條第一項 同項の規定による電磁的記録の提供

の請求

法令追録（民事訴訟費用等に関する規則の一部改正）

十一第一項各号に掲げる者は、附則第二十二條において準用する非訟事件手続規則第三十三條第二項の資料を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、最高裁判所の細則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定めるものを附則第十條第一項の電子情報処理組織を使用して、ファイルに記録する方法により提出しなければならない。ただし、法附則第八條第一項において準用する民事訴訟法第三百二十二條の十一第三項に規定する場合は、この限りでない。

一 当該資料が書面等をもって作成されているとき 当該書面等の画像情報

二 当該資料が電磁的記録をもって作成されているとき 当該電磁的記録

③ 裁判所は、前二項の規定により書面等の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面等の原本の提示を求めることができる。

④ 特例手続執行事件の手続を受け継ぐ者が会社法人等番号を裁判所に提供し、これにより裁判所が電子情報処理組織を使用して登記簿に記録されている事項に係る情報を入力することができる場合には、当該特例手続執行事件の手続を受け継ぐ者は、附則第二十二條において準用する非訟事件手続規則第三十三條第二項の資料として、当該事項が記載された登記事項証明書を送付したものとみなす。

⑤ 前項に規定する場合に、裁判所書記官は、登記官に対し、当該事件を処理するために必要な限度で同項の登記簿に記録されている事項に係る情報の提供を求めることができる。

⑥ 前各項の規定は、法附則第十條において準用する非訟事件手続法第三十七條第一項の規定による受継について準用する。

（改正により追加）

⑦ 書類又は電磁的記録の送付

第一條 特例手続執行事件における書類又は電磁的記録の送付については、民事訴訟規則第四十七條の規定を準用する。この場合において、同条第三項第三号中「第五十二條の十一」とあるのは、「民事訴訟費用等に関する規則附則第十條」と、同条第四項中「法第百三十二條の十一」とあるのは、「民事訴訟費用等に関する法律附則第八條第一項において読み替えて準用する法第百三十二條の十一」と読み替えるものとする。（改正により追加）

（書類又は電磁的記録の直送）

第九條 特例手続執行事件における当事者又は利害関係参加人（以下この条及び附則第二十二條において準用する非訟事件手続規則第四十五條第三項において「当事者等」という。）による書類又は電磁的記録の直送（当事者等が前条において読み替

（改正）

えて準用する民事訴訟規則第四十七條第二項又は第三項の方法により他の当事者等）については、民事訴訟法又は電磁的記録を直接送付すること、並びに、民事訴訟規則第四十七條第二項の規定を準用する。この場合において、同条中「相手」とあるのは、他の当事者等」と読み替えるものとする。（改正により追加）

（特例手続執行事件の申立の記載事項等）

第二〇條① 特例手続執行事件の申立書は、附則第二十二條において準用する非訟事件手続規則第三十七條第三項の証拠書類の写しの添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該証拠書類の画像情報を附則第十條第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

② 法附則第八條第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十一條の十一第一項及び第二項の規定は、附則第二十二條において準用する非訟事件手続規則第三十七條第二項の証拠書類の添付について準用する。この場合において、法附則第九條第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十二條の十一第一項中「前条第一項」とあるのは、「民事訴訟費用等に関する規則附則第二十二條第一項」と読み替えるものとする。

③ 特例手続執行事件の申立書には、附則第二十二條において準用する非訟事件手続規則第三十七條第一項に規定する事項のほか、当事者が法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二條第十五項に規定する法人番号）を二以上の指定を受けている場合にあつては、当該法人番号を記載しなければならない。（改正により追加）

（証拠調査）

第二條 特例手続執行事件の手続における証拠調査については、民事訴訟規則第二編第三章第一節から第六節までの規定（同規則第九十九條第二項、第三百條、第四百條、第五百條の四、第五百條の五、第五百一十條及び第五百三十九條の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第二百二十九條第三項、第二百二十九條第二項、第二百二十二條の第三項、第三百二十七條第二項及び第四百九十九條第二項中「直送」とあるのは、「民事訴訟費用等に関する規則附則第十九條の直送」と、同規則第二百二十九條第二項中「口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日」とあるのは、「特例手続執行事件の手続の期日」と、同規則第四百四十三條第三項中「法第九十九條（証拠の申出）第二項」とあるのは、「民事訴訟費用等に関する規則附則第二十二

条において準用する非訟事件手続規則第四十五條第三項」と読み替えるものとする。（改正により追加）

（非訟事件手続規則の準用）

第二二條 附則第三條から前条までに定めるもののほか、特例手続執行事件に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続規則の規定（同規則第三條の二、第四條第三段、第三十五條第二項及び第三項、第三十六條の二第二項、第三十九條、第四十五條の二から第四十五條の四まで、第五十條、第六十六條第四項、第六十三條第三項及び第四項、第六十七條第三項及び第四項、第六十九條第三項並びに第七十一條第一項の規定を除く。）を準用する。この場合において、附則別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。（改正により追加）

現金をもつてする特例執行文付申立事件の手料の納付

第三三條① 法附則第十二條の規定により手数料を現金をもつて納める場合には、特例執行文付申立事件に関する手続において得られた納付情報より納付しなければならぬ。

② 特例執行文付申立事件に関する一回の手料の納付は、現金をもつてするものと取入印紙をもつてするものとに分割して行うことができる。

（改正により追加）

（別表第二の改正略）

附則別表（略）（改正により追加）

（施行期日）

第一條 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号（中略））の施行の日（中略）から施行する。ただし、同条中民事訴訟費用等に関する規則第二條の三から第二條の五までの改正規定は、公布の日から施行する。

法令追録（人事訴訟規則の一部改正）

- ② 民事訴訟規則第五十二条の二十二（秘匿決定の一部が取り消された場合等取扱い）第一項の規定により、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第百三十三条（申立人の住所、氏名等の秘匿）第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から同法第百三十三条の四（秘匿決定の取消）第一項の取消し又は同条第百三十三条の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによつてさせることができる。

（改正により追加）
 第三十三條の三 送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したと送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の原本又は抄本を交付して送達をする。（改正により追加）

第一八条の四 呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。（改正により追加）

第一八条の五 決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。（改正により追加）

第一八条の六 訴状取下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された訴状を添付しなければならない。（改正により追加）

（証人の宣誓）
 第一八条の七 ① 裁判長は、証人に宣誓を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができるときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

② 裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名の代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

③ 前二項の宣誓書には、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

（改正により追加）
 第一八条の八 鑑定人の宣誓書には、良心に従つて誠実に鑑定をするための誓う旨を記載しなければならない。

② 鑑定人の宣誓書は、宣誓書を裁判所に提出する方式によつても

させることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の前告の通知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によつて行う。

（改正により追加）
 第一八条の九 受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第十八条（民事訴訟規則の適用関係）第二項において読み替えて適用する民事訴訟規則第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べ）の電子調書の調書に同条の文書の写しを添付することができる。（改正により追加）

（裁判所書記官への判決書の交付）
 第一八条の十 ① 判決書は、言渡し及び交付の日を付記して押印しなければならない。（改正により追加）

（判決書の送達）
 第一八条の十一 ① 判決書又は法第二十九条（民事訴訟法の適用関係）第三項において読み替えて適用する民事訴訟法第百五十四條（言渡し）の方式の特則（第一項の調書の送達）は、裁判所書記官が判決書の交付を受けた日又は判決言渡しの日から二週間以内しなければならない。

② 前項の調書の送達は、その正本によつてすることができる。（改正により追加）

（更正決定等の方式）
 第一八条の十二 更正決定は、判決書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

② 前項の規定は、民事訴訟法第百五十九條（仮執行の宣言）第五項の規定による補充の決定によつて準用する。（改正により追加）

（上告提起の場合における費用の予納）
 第一八条の十三 上告を提起するときは、上告状の送達に必要な費用のほか、上告提起通知書、上告理由書及び裁判書の送達並びに上告裁判所が訴訟記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。（改正により追加）

（音聲の送受信による通話の方法による手続）
 第三十三條の二 ① 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官（以下この項において「裁判所等」という。）及び当事者双方が音聲の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつて法第三十三條（事実の調査）第四項の審問期日における手続を行うときは、裁判所等は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 通話者二 通話者の所在する場所の状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なきものであること

② 前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を記録し明らかにしなければならない。（改正により追加）

（和解等に係る調書の更正決定）
 法第三十七條第三〇条の二 第三十八條の十二（更正決定等の方式）第一項の規定は、法第三十七條第二項において読み替えて適用する民事訴訟法第百六十七條の二（和解等に係る電子調書の更正決定）第一項の規定による離婚の訴えに係る訴訟における和解（これにより離婚がされるものに限る。）並びに請求の放棄及び認諾に係る調書の更正決定について準用する。（改正により追加）

（和解等に係る調書の更正決定）
 法第四十六條第三十條の二 第三十條の二（和解等に係る調書の更正決定）の規定は、離婚の訴えに係る訴訟における和解（これにより離婚がされるものに限る。）並びに請求の放棄及び認諾について準用する。（改正により追加）

別表第一（略）改正前の別表
 別表第一（略）改正により追加

附則（令和六・九・一七最高裁規一四（抄）施行期日）
 第一条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号（中略））の施行の日（中略）から施行する（後略）

家事事件手続規則の一部改正

○民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・一七最高裁規一四 本則四条による改正）

施行（附則参照）

家事事件手続規則（平成二四最高裁規八）の一部は次のように改正される。（改正後の条文のみ次に掲げる。ただし、改正のない部分は省略した。）

目次の改正略

第一節（当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項）

第一条① 申立書その他の当事者、利害関係参加人又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者、利害関係参加人又は代理人が記名（当該書面がその提出により家事事件の手続の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合においては、記名押印）を要するものとする。

第二節（略）

第二節（裁判所に提出すべき書面のフックシミリによる提出）

第一条（略）（柱書略）

二 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号、以下「法」という。第三十八条の二において準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三十三條第二項の規定による届出に係る書面（第二十六条の二第二項において「秘匿事項届出書面」という。））

第三（略）

第四（略）

第五（略）

第六（略）

第七（略）

第八（略）

第九（略）

第十（略）

第十一（略）

第十二（略）

第十三（略）

第十四（略）

第十五（略）

第十六（略）

第十七（略）

い場所に掲示して行う。

④ 前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

⑤ この規則の規定による通知（第二十五条第一項において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁規所規則第五号）第四十六条第二項の規定による通知を除く。）は、所定の受けるべき者が所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、そのことを要しない。この場合において、裁判所書記官は、その事由を家事事件の記録上明らかにしなければならない。⑥ 当事者、利害関係参加人その他の関係人に対する通知は、裁判所書記官にさせることができる。

（改正により追加）

第五節（申立てその他の申述の方式等に関する民事訴訟規則の準用）

第五条 民事訴訟規則（第一条第一項及び第二項の規定は家事事件の手続における申立てその他の申述の方式について、同規則第五条の規定は家事事件の手続における書類の記載の仕方について準用する。）の場合において、これ（同規則第一条第二項、電子申述の内容及び電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければとあるのは、調書を作成し、記名押印しなければと読み替えるものとする。

（法入でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出等）

法第三十七条

第一 第五条 家事事件の手続における法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出については民事訴訟規則（第四条第一項の規定を、家事事件の手続における法定代理権及び手続行為をするのに必要な授權の語については同規則第五条第一項の規定を準用する。）の場合において、同項「書面又は電磁的記録により」とあるのは、「書面」と読み替えるものとす。

第二節（手続費用に関する民事訴訟規則の準用）

第二〇条 民事訴訟規則（第一編第一節の規定（同規則第二十四條第二項から第五項まで、第二十五條第二項及び第二十六條後段の規定を除く。）、手続費用（家事審判及び家事調停に関する手続の費用をいう。第五十一條において同じ。）の負担について準用する。この場合において、同規則第二十四條第二項中「訴訟費用又は和解の費用」とあるのは、「手続費用（家事審判及び家事調停に関する手続の費用をいう。）又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十條）第二十九條第四項の訴訟費用」と、「同項の申立てをする者」とあるのは、「前項の申立て

をする者」と、同項並びに同規則第二十五条第一項及び第三項、第二十六条前段並びに第二十八条中「訴訟費用等」とあるのは、手続費用等と、同規則第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条中「資料」とあるのは、「書面」と、同規則第二十四条第二項中「第四十七條の二（書類又は電磁的記録の直送）第二項」とあるのは、「家事事件手続規則（平成二十四年最高裁規則所規則第一号）第二十六条第一項」と、同規則第二十五条第一項中「記載し、又は記録した書面」と、電磁的記録とあるのは、「記載した書面」と、同規則第二十六条前段中「記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ」とあるのは、「記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

（受命裁判官又は受託裁判官の期日指定等）

法第三十四条

第二 指定及び変更は、その裁判官が行う家事事件の手続の期日指定及び変更は、その裁判官が行う。

（送達）

法第三十六条

第五（送達） 送達については、民事訴訟規則（第一編第五章第四節の規定（同規則第四十一條第二項、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項及び第一編第五章第四節第五款の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第三十九条中「地方裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとす。改正前の本条）

（送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする）

（改正により追加）

（呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする）

（改正により追加）

（申立ての方式等に関する民事訴訟規則の準用）

法第三十八条

第二 第六條の二 家事事件の手続における申立ての方式等については、民事訴訟規則（第五十二條の十八（第一号に係る部分を除く。）、第五十二條の二十二（第一項、第二十一項及び第五十二条の二第二項の規定を準用する。）の場合において、同項中「又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された」とあるのは、「が記載された」と読み替えるものとす。改正前の本条）

② 前項において読み替えて準用する民事訴訟規則（第五十二条の二）第二項の規定により、秘匿事項届出書面から法第三十八条の二二において読み替えて準用する民事訴訟規則（第三十三條の二）第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項が記載された部分に限る。）を隠したものが提出された場合には、秘匿事項届出書の閲覧又は除いたもの、その提出されたものによつてさせることができる。改正により追

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正

○育児休業 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和六・九・一)厚労二四本則一条による改正(令和七・四・一施行)

○育児休業 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和六・九・一)厚労二五本則一条による改正(令和七・一〇・一施行(附則参照))

育児休業 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成三〇三二五)の一部は次のように改正される。改正後の条文のみ次に掲げる。ただし、改正のない部分は省略した。

目次の改正略

第二条第二号の厚生労働省令で定めるもの

第一条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)以下「労働」といふ。第二条第一号の厚生労働省令で定める労働者は、児童の親その他の児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七條第四項に規定する者の意に反する者、百六十四号の第二号、同法第六條の四第二号に規定する養育親(以下「養育親」といふ)として当該児童を委託することができる労働者とする。

第五條第五項の厚生労働省令で定める特別の事情

四 法第五條第五項の申出に係る子の親(同項の申出に係る子の親)について民法第八百七十七條の第二項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者又は児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定により養子縁組親として委託されている者若しくは第三項第一項に該当する労働者を含む。以下この章において同じである配偶者(婚姻の届出を

第五條(柱書略)

四 法第五條第五項の申出に係る子の親(同項の申出に係る子の親)について民法第八百七十七條の第二項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者又は児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定により養子縁組親として委託されている者若しくは第三項第一項に該当する労働者を含む。以下この章において同じである配偶者(婚姻の届出を

法令追録(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正)

していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。が死亡したとき。

第七條第一(略)

⑦ 事業主は、育児休業申出があつたときは、当該育児休業申出をした労働者に対して、当該育児休業申出に係る子の妊娠(出生(育児休業申出に係る子の出生)若しくは養子縁組の事実)又は第一項第三号若しくは第七号から第十二号までに掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。ただし、育児休業第五條第七項に規定する場合は、この限りでない。

第八條(略)

第九條(略)

第十條(略)

第十一條(略)

第十二條(略)

第十三條(略)

第十四條(略)

第十五條(略)

第十六條(略)

第十七條(略)

第十八條(略)

第十九條(略)

第二十條(略)

第二十一條(略)

第二十二條(略)

第二十三條(略)

第二十四條(略)

第二十五條(略)

第二十四條(略) ① 前項に規定する一日未満の労働日で取得する子の看護等休業一日の時間数は、一日の所定労働時間数(日によつて所定労働時間数異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数)とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数(時間)に時間と満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする。

第三十條(略)

第三十條(略) 法第十六條の第二項の規定による申出(以下この条及び第三十七條において「看護等休業申出」といふ)は、次に掲げる事項を、事業主に対して明らかにすることによつて、行わなければならない。

第三十一條(略)

第三十二條(略)

第三十三條(略)

第三十四條(略)

第三十五條(略)

第三十六條(略)

第三十七條(略)

第三十八條(略)

第三十九條(略)

第四十條(略)

第四十一條(略)

第四十二條(略)

第四十三條(略)

第四十四條(略)

第四十五條(略)

第四十六條(略)

第四十七條(略)

第四十八條(略)

第二十四條(略)

第三十條(略)

第三十一條(略)

第三十二條(略)

第三十三條(略)

第三十四條(略)

第三十五條(略)

第三十六條(略)

第三十七條(略)

第三十八條(略)

第三十九條(略)

第四十條(略)

第四十一條(略)

第四十二條(略)

第四十三條(略)

第四十四條(略)

第四十五條(略)

第四十六條(略)

第四十七條(略)

第四十八條(略)

第四十九條(略)

第五十條(略)

業」とあるのは、「介護休業」と読み替えるものとする。(改正により追加)

法第二十二條第四項第三号の厚生労働省令で定める介護両立支援制度等に関する雇環境の整備に関する措置

第三号の厚生労働省令で定める介護両立支援制度等に係る雇環境の整備に関する措置について準用する。この場合において、第七十一条の二中「育児休業の取得」とあるのは「介護両立支援制度等の利用」と、「育児休業に関する制度」とあるのは「介護両立支援制度等」と読み替えるものとする。(改正により追加)

法第二十一条の五(略、改正前の第七十一条の三)

法第二十一条の二(略、改正前の第七十一条の二)

二 その雇する男性労働者であつて公表前事業年度において配偶者が出産したものの年度に対する、その雇する男性労働者であつて公表前事業年度において育児休業をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇する事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度(育児休業等、子の看護等休暇及び法第二十三条の第三項第四号に規定する休暇を除く)を利用したものの数の合計数の割合。(改正前の第七一条の四)

法第二十三条第一項本文の一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの

第七二条 法第二十三条第一項本文の一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものは、一日の所定労働時間が六時間以上の労働者とする。

法第二十三条第一項の措置

第七三条 法第二十三条の育児のための所定労働時間の短縮措置は、一日の所定労働時間を原則として六時間とする措置を含むものとしなければならない。(改正により追加)

法第二十三条の二(略、改正前の第七二条)

法第二十三条の三(略、改正前の第七三条)

法第二十三条の四(略、改正前の第七四条)

法第二十三条の五(略、改正前の第七五条)

法第二十三条の六(略、改正前の第七六条)

法第二十三条の七(略、改正前の第七七条)

法第二十三条の八(略、改正前の第七八条)

法第二十三条の九(略、改正前の第七九条)

の方法により介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講ずる場合には、二回以上の利用ができることを要しない

法第二十三条の三(略、改正前の第七二条)

二 当該介護状態にある対象家族を介護する労働者がその就業中に、当該労働者に代わつて当該対象家族を介護するサービスを利用する場合、当該労働者が負担すべき費用を助成する制度その他これに準ずる制度を設けること。

法第二十三条の三第一項第一号の厚生労働省令で定めるもの

第七五条の二 法第二十三条の三第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるいずれかの措置とする

一 労働基準法第二十二条の規定による労働時間の制度、同項第三号の総労働時間を同項第二号の清算期間における所定労働日数で除した時間が一日の所定労働時間と同一であるものに限る。

二 一日の所定労働時間を変更することなく、始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度

三 一週間の所定労働日数が五日以外の労働者については、十労働日以上の日数

四 一週間の所定労働日数が五日以上の労働者については、十労働日以上の日数

五 一週間の所定労働日数が五日以上の労働者については、十労働日以上の日数

六 一週間の所定労働日数が五日以上の労働者については、十労働日以上の日数

七 一週間の所定労働日数が五日以上の労働者については、十労働日以上の日数

八 一週間の所定労働日数が五日以上の労働者については、十労働日以上の日数

九 一週間の所定労働日数が五日以上の労働者については、十労働日以上の日数

十 一週間の所定労働日数が五日以上の労働者については、十労働日以上の日数

十一 一週間の所定労働日数が五日以上の労働者については、十労働日以上の日数

十二 一週間の所定労働日数が五日以上の労働者については、十労働日以上の日数

十三 一週間の所定労働日数が五日以上の労働者については、十労働日以上の日数

時間数(日によつて所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に時間数に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする)とする

法第二十三条の第二項第三号の育児のための所定労働時間の短縮措置は、一日の所定労働時間を原則として六時間とする措置を含むものとしなければならない

法第二十三条の三第一項第四号に規定する暇を与えるための措置は、一日の所定労働時間を変更することなく利用をすることができ、かつ一年間に十労働日以上の日数の利用をすることができるとしなければならない

法第二十三条の三第一項第五号の厚生労働省令で定めるもの

第七五条の四 法第二十三条の三第一項第五号の厚生労働省令で定めるものは、労働者の三歳から小学校就学の始期に達するまでの子に係る保育施設を設置運営その他これに準ずる便宜の供与を行うこととする。(改正により追加)

法第二十三条の三第一項の厚生労働省令で定める一日未満の単位等

第七五条の五 法第二十三条の三第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位は、時間(一日の所定労働時間に満たないものとする)であつて、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする

前項に規定する一日未満の単位で取得する法第二十三条の三第一項第四号に規定する休暇一日の時間数は、一日の所定労働時間数(日によつて所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に時間数に満たない端数がある場合は、一時間に切り上げるものとする)とする

法第二十三条の三第三項第一号の厚生労働省令で定めるもの

第七五条の六 法第二十三条の三第三項第一号の厚生労働省令で定めるものは、一日の所定労働日数が二日以下の労働者とする。改正により追加

法第二十三条の三第三項第二号の厚生労働省令で定めるもの

第七五条の七 法第二十三条の三第三項第二号の厚生労働省令で定めるものは、一日の所定労働日数が二日以下の労働者とする。改正により追加

法第二十三条の三第三項第三号の厚生労働省令で定める事項を知らせる方法

第七六条の三 第六十九条の三の規定は、法第二十三条の三五項の規定により、労働者に対して、第七十五条の九に定める事

第七六条の四 第六十九条の三の規定は、法第二十三条の三五項の規定により、労働者に対して、第七十五条の九に定める事

第七六条の五 第六十九条の三の規定は、法第二十三条の三五項の規定により、労働者に対して、第七十五条の九に定める事

第七六条の六 第六十九条の三の規定は、法第二十三条の三五項の規定により、労働者に対して、第七十五条の九に定める事

第七六条の七 第六十九条の三の規定は、法第二十三条の三五項の規定により、労働者に対して、第七十五条の九に定める事

法令追録(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正)

法令追録（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正）

項を知らせる場合について準用する。（改正より追加）

第七十五条の八（法第二十三条の三第五項の厚生労働省令で定める期間）

期間は、当該労働者の子が一歳十か月に達する日の翌々日から二歳十か月に達する日の翌日までの一年間とする。（改正より追加）

第七十五条の九（法第二十三条の三第五項の厚生労働省令で定める事項）

事項は、次のとおりとする。

一 法第二十三条の三第五項の対象措置（次号において「対象措置」という。）

二 対象措置に係る申出の申出先

三 法第十六条の八の規定による所定外労働の制限に関する制度、法第十七条の規定による時間外労働の制限に関する制度及び法第十九条の規定による深夜業の制限に関する制度

（改正により追加）

第七十五条の十（法第二十三条の三第五項の厚生労働省令で定める措置）

第七十五条の十（法第二十三条の三第五項の厚生労働省令で定める措置）

五項の厚生労働省令で定める措置について準用する。（改正により追加）

第七十六条（法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める制度又は措置）

一・二（略）

三 子の看護等休暇

四一七（略）

八 法第二十三条第一項の育児のための所定労働時間の短縮措置

九 法第二十三条第二項の規定による育児休業に関する制度に準ずる措置又は同項第一号の在宅勤務等の措置若しくは同項

第二号の始業時刻変更等の措置

十 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

十一 法第二十三条の三第一項の規定による措置（改正により追加）

附則（令和六・九・二厚労二五）抄

（施行期日）

① この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六法四二）（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

（経過措置）

② この省令の施行の日前に、三歳に満たない子を養育する労働者に対して、当該労働者の子が一歳十か月に達する日の翌々日から二歳十か月に達する日の翌日までの一年間のうちに、

第一条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（以下「新育介則」という。）第七十五条の九で定める事項を知らせた場合、

新育介則第七十五条の十において準用する新育介則第六十九条の五第一項で定める措置を講じた場合又は新育介則第六十九条の六において準用する新育介則第六十九条の三第一項の方法によつて新育介則第六十九条の七で定める就業に関する条件に係る当該労働者の意向を確認した場合には、それぞれ、改正法第

二条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「新育介法」という。）第二十三条の三第五項の規定により新育介則第七十五条の九で定める事項を知らせ、新育介法第二十三条の三第五項の規定により新育介則第七十五条の十において準用する新育介則第六十九条の五第一項で定める措置を講じ、又は新育介法第二十三

条の三第六項において準用する新育介法第二十一条第一項の規定により新育介則第六十九条の六において準用する新育介則第六十九条の三第一項の方法によつて新育介則第六十九条の七で定める就業に関する条件に係る当該労働者の意向を確認したものとみなす。

第七十六条（法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める制度又は措置）

一・二（略）

三 子の看護等休暇

四一七（略）

八 法第二十三条第一項の育児のための所定労働時間の短縮措置

九 法第二十三条第二項の規定による育児休業に関する制度に準ずる措置又は同項第一号の在宅勤務等の措置若しくは同項

第二号の始業時刻変更等の措置

十 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

十一 法第二十三条の三第一項の規定による措置（改正により追加）

附則（令和六・九・二厚労二五）抄

（施行期日）

① この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六法四二）（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

（経過措置）

② この省令の施行の日前に、三歳に満たない子を養育する労働者に対して、当該労働者の子が一歳十か月に達する日の翌々日から二歳十か月に達する日の翌日までの一年間のうちに、

第一条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（以下「新育介則」という。）第七十五条の九で定める事項を知らせた場合、

新育介則第七十五条の十において準用する新育介則第六十九条の五第一項で定める措置を講じた場合又は新育介則第六十九条の六において準用する新育介則第六十九条の三第一項の方法によつて新育介則第六十九条の七で定める就業に関する条件に係る当該労働者の意向を確認した場合には、それぞれ、改正法第

二条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「新育介法」という。）第二十三条の三第五項の規定により新育介則第七十五条の九で定める事項を知らせ、新育介法第二十三条の三第五項の規定により新育介則第七十五条の十において準用する新育介則第六十九条の五第一項で定める措置を講じ、又は新育介法第二十三

条の三第六項において準用する新育介法第二十一条第一項の規定により新育介則第六十九条の六において準用する新育介則第六十九条の三第一項の方法によつて新育介則第六十九条の七で定める就業に関する条件に係る当該労働者の意向を確認したものとみなす。